

力は當國の幾部に及びしものならん。同六年十月三日より若江に一揆起り、其の勢三千人に及べる旨山岡光淨院が方より早馬を以て觀音寺城に告げければ、青地駿河守・和田和泉守等に兵五千人を添へられて出陣せるに、城中より一揆の大將三笠右馬頭なるものを討て差出し、残れる者の助命を乞ひしかば、城を請取りて頭人七十三人を殺し其の餘を追拂ひしといふ。其の變を觀音寺城に告げし山岡光淨院の如何なる關係の人なりしかは明ならず。而して是れより先、永祿三年十月畠山高政は、三好長慶に攻められて高屋城・飯盛城を明け去りければ、當國は其の時より三好家の領に歸せしならんも、當時争亂の際なりしを以て、尙當城は佐々木家配下のもつたりしならんか。然るに同七年七月二十四日長慶逝きて、三好三人衆の松永久秀と不和を生じ、長慶の相續人三好義次は三人衆の横暴を惡み、同十年二月二十六日高屋城を出で、松永に擁せられて信貴城に入り、翌十一年正月には津田城に移りてありしが、いつしか當城に入りて城主となる。かねて織田信長に内通したりしなりけん、同年九月信長の足利義昭を扶けて攝州に入るや、信長に會して當國の半を與へられ、義昭の妹婿となる。翌十二年正月五日の京都本國寺の變に赴援せしが、元龜三年四月高屋城主畠山昭高の家臣遊佐の耶黨に同心して加勢の人数を遣はせしに、昭高殺されければ信長の含む所となり、義昭の信長と不和なるに及び和田惟政と共に、公方の權を執りて沙汰しければ、益信長の心を害し、天正元年七月十七日義昭の眞木島に敗るゝや、信長は木下秀吉をして義昭を當城に送らしむ。然るに義次は如何に思ひたりけん、

城中に入れざりしかば、其の臣乾太郎右衛門の好意に依りて、義昭は數日其の館に滞在せしといふ。かくて信長は同年十一月兵を發し來りて當城を攻めければ、義次は能く之を防ぎしも、老臣多羅尾右近・池田丹後守・野間左吉の三人信長に内應して、佐久間信盛・保田久六を城内に引入れば、義次は其の遂に保つべからざるを察し、大手の矢倉に登り腹を十文字に搔切り、臍を攫み出して投げ捨て、兩手を以てかぶとを押しあげ、遊佐與傳に介錯せしめ、與傳は火を放ちて同じく腹を切り殉死せり。義次に二子あり、長男は父に従ひて死し、次男は脱出せしといふ。其の後信長は同三年四月七日當城に入り、翌八日高屋城を攻めて陥れ、同四年大坂表出陣の際には五月五日より翌日まで宿泊し、歸路には六月五日入宿し、同五年紀州雜賀退治の往路には二月五日入城、歸路には復た三月二十三日當城に着泊し、天王寺屋龍雲の所有せる化狄といへる茶入、今井宗久の所持せる開山といへる蓋・二銘といへる茶杓を召上げ、過分の金銀を代物として與へしといひ、其の後大坂陣の頃まで信長の此に立寄りしこと見ゆれば、城は其の後暫くの間は存在したるならんも、書類に接せざるを以て其の廢城となりし年月等を知るに由なし。

阿州將領記

義昭を都にすへ置かれしか、信長と不和になりて天正のはじめ城州宇治にて合戦有、義昭公忽敗軍して河州若江の庄

へおちゆ、左京大夫よし語(語り)をたのみ給へとも、いかに思ひけん城中へもいれざりけるに、同き若江の住人乾太郎右衛門

定直といふもの、先年より冬都より河州へ下向の時つき下りしものなり、義冬周防へ下向之時子細有て暇を乞、古郷若江に歸り

よし語の旗下になり居けるか、義昭公の有さまを勞はしく思ひ、我館へ侍待しけり、義昭公定直の先祖をたつれたまひて、定直を乾内藏允義直とめしたまふ、義昭公乾かたちを數日へさせたまへとも、取立る人もなし、

山口重信の墓

山口重信の墓は東南にあり、面積拾八坪の地に碑を建て、高さ七尺八寸・臺石二段・伏龜は前に向ふ。碑石豊にして、繞らすに石柵を以てし、松樹三四亭立せり。重信は元和元年五月の役に當り、井伊氏の先鋒となり、同六日此の地の戦に豊臣氏の將木村長門守と馬上に相搏ちて終に此に戦歿せり、年二十有六なり。其の弟山口但馬守多々良弘隆遺封壹萬石を襲ぎ、正保四年五月六日碑を建て、之を表せり。其の篆額に石川丈山・銘は林道春の筆に成り、後裔今に祀を爲し、供花常に萎せず。今の子爵山口弘達氏は其の裔なりといふ。

山口 豆州 牧 碑 銘

民部卿法印道春撰
參陽居士石川丈山篆額

禮曰、父母全而生之、子全而歸之、是孝也、又曰戰陣無勇非孝也、二者不可得兼、捨生而取義者也、元和元年攝州大坂之役、山口伊豆守重信與父修理亮重政共討、別將井伊氏之先鋒判河州若江邊、五月六日味爽與敵相遇、父子競進不避來銳、最初合鎗、短兵急接、寇授其首、重信亦戰歿、從者共死、時年僅二十有六、可謂戰陣有勇乎、嗚呼痛哉惜哉、重信舍弟但馬守弘隆告之故如是、且墓裡掩覆之後、立重信碑于其死所、其姓多多良、其氏山口、重政娶源雄吉女、誕重信于尾州清洲、慶長二年重信八歲始拜台徳院大相國、因命更小字曰長次郎、以仕左右、九年十一月十五日重信十五歲、隨俗例初戎衣視之也、十四年十二月命叙從五位下、

據伊豆守、十五年歿於上野國賜采地、十八年春重政有故作官、潛居武州入間郡河越龍樓寺、重信從焉、十九年冬、關將有軍于大坂而父子欲往敢死、到駕根關吏不許過焉、乃歸寺、重信又改名、伴爲商旅經東山道、獲赴大坂、時業已和平、復東行禦寺、及翌年之戰也、夫如是則與身體不毀傷、全而歸之者、雖似有以異、然戰陣有勇則可謂非孝乎、古人求忠臣于孝子之門、其哉、嗚呼哀哉惜哉、其雅號曰傑山宗英居士、呼置其小影處、曰大雅、弘隆屬余索書其車于石、再三弗措、於是爲銘、銘曰

吁浪連城 特險聚兵 義旗一麾 厥角如崩 有一勇士 重信爲名 先登揮戰 掩却敵首 取義惟重 授命既輕 伊人雖沒 宛爾如生

正保四年丁亥五月六日

山口但馬守多多良弘隆建

本地は舊若江・上若江・下若江の三村とも、元和元年より徳川氏代官の支配となり、寶永四年に至り若江村高壹千壹百拾八石五斗九升貳合は麾下永井伊豫守の采地に屬し、上若江村高八百貳拾貳石貳斗壹升八合・下若江村高八百八拾五石七斗四升貳合・計壹千七百七石九斗六升は依然徳川代官の支配たりしが、永井氏の采地は同氏世襲して同左門に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる。又徳川代官の支配地は舊記紛失して、其の後安永八年に至る迄の間は詳ならず。同九年よりは徳川代官の支配たりしが、文政二年大坂城代松平右京太夫輝延の役知に轉じ、同五年同松平周防守康任の役知に換り、天保六年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して小堀數馬に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配となる。是に於て三ヶ村とも同一管治に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、

同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十二區に屬し、同七年一月二十二日第二大區四小區に改まりて、同四月十三日其の四番組に入り、同九年十月二番組廢せられて單に第二大區四小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日三村聯合し、同十七年七月第二十八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 若江北

本地は古來若江郡に屬し、もと巨麻郷にして、後、若江村と稱せしが、正保三年分れて若江・上若江・下若江の三ヶ村となり來りしも、明治十九年二月復た合して、更に若江北・若江南の兩村となれり、本地は其の一にして舊下若江の全部と同若江の一部なり。字地に見郷・古政所・今井・巨麻・田畑といへるあり、河内志村里の條に「下若江屬邑五」と記せるは此の字地を指せるものならん。古政所は、若江城のありし當時に於ける政廳の所在地なりしといふ。

藥師寺は字巨摩にあり、美女山と號し、淨土宗清福寺末の尼寺にして藥師如來を本尊とす。創立の年月は詳ならず。安和のむかし多田滿仲の四男美女丸當寺に潛む、父滿仲之を徳とし、堂宇に修理を加へて寺觀大に備はれり、依て美女山の山號ありといふ。本尊は春日の作と傳へ、乳貴の藥師と呼ばれて

藥師寺

信行寺

蓮淨寺

其の名著れ、産婦の乳に乏しき者は、加持の米を服すれば其の乳汁出づると稱して、參詣する者多し。境内は壹百參拾六坪を有し、本堂・庫裏・納家の外に藥師堂を存す。庭中に美女丸の持運びしと傳ふる牛馬石あり、銀杏の古樹茂れり。

信行寺は同字にあり、桃華山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百四拾四坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。蓮淨寺は字以の結にあり、麟溪山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌を本尊とす。慶長二年五月二十日の創立、正圓の開基なり。境内は參百八拾六坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓を存す。

大字	石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
若江北	一、一八・五七二	八一・九三六	六六	六・七七七	七〇〇	一、八二六	一、七七一
若江南	八三三・三八〇	六三・五三〇	三三	一、三・七四四	一、〇四〇	一、八二六	一、七七一
上若江	八五・七四〇	六・五二〇	五六	一、三・七四四	一、〇四〇	一、八二六	一、七七一
下若江	八五・七四〇	六・五二〇	五六	一、三・七四四	一、〇四〇	一、八二六	一、七七一
計	二、八六・五五二	一一〇・五〇六	一、六四	三、〇・五二二	一、八二六	一、八二六	一、七七一

第二十七項 彌刀村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、友井村・近江堂村・小若江村の三村は當時同一

戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、彌刀神社の社名を採りて彌刀村と名づけ、三村は其の大字となり、舊に依りて若江郡所屬たりしが、同二十九年四月一日中河郡内に屬す。

大字友井

本地は古來若江郡に屬し、友井村と稱す、村名は清泉友井のあるより起れるならん。井は其の水極めて清徹にして河内志にも載せられしが、今は其の跡詳ならず。

法敬寺は字中の町にあり、靜谷山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百貳拾參坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

正善寺は字北の町にあり、法水山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明八年十月三日楠左衛門正明薙髮して蓮如法主の弟子となり、明道坊と稱して開創し、享保十二年六月二十三日に至りて寺號を公稱せり。境内は六拾參坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。本堂は大正四年三月二十日落成の新建なり。寺寶に明道坊自筆の六字名號あり。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、貞享元年大坂城代土屋相模守正直の役知に轉じ、同二年同氏京都所司代に轉じて、尙其の役知たり、同四年同松平因幡守信興の役知に換り、元祿三年

法敬寺

正善寺

同氏京都所司代に轉じて、尙其の役知たり、同四年同氏卒して徳川代官の支配に歸し、寶曆二年大坂城代松平右京太夫輝高の役知に屬し、同六年同氏京都所司代に轉じて、尙其の役知たり、同八年三たび徳川代官の支配に歸し、後年紀不詳村高七百拾六石七斗壹升四合の内、參百參拾壹石七斗五升四勺九才は土岐丹後守頼稔の領地に屬し、其の參百八拾四石九斗六升參合五勺壹才は依然徳川代官の支配たりしが、同代官の支配地は明和元年大坂城代松平和泉守乗佑の役知に移り、同六年同久世出雲守廣明の役知に換り、安永六年同氏京都所司代に轉じて、尙其の役知たり。天明元年四たび徳川代官の支配に歸し、天保三年大坂城代松平伊豆守信順の役知に轉じ、同九年五たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して小堀數馬に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。又土岐氏の領地は同氏世襲して山城守頼知に至り、明治二年六月上地せり、依て沼田藩の支配となり、同四年七月十四日沼田縣に屬し、同年十一月十五日群馬縣の當分管轄に移り、同月二十二日更に堺縣の管轄に轉ず、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十二區に屬し、同七年一月二十二日第二大區二小區に改まりて、同四月十四日其の一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區二小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府

の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第二十九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 近江堂

本地は古來若江郡に屬し、近江堂村と稱す。近江堂は大水戸おしみずとの訛にして、産土神に水戸みづとの神を祀れるより水戸みづとの地名起り、大の字を加へて大水戸おしみずとと呼び、おうみと轉じ、更に訛して近江堂おしみずとと作るに至りしものならんか。

彌戸神社は南方字山の上におり、延喜式内の神社にして速秋津比古神・速秋津比賣神を祀れり。祭神は古事記に「次生水戸神、名速秋津日子神・次妹速秋津比賣神」と見ゆる水戸みづとの神にして、社名は前記の如く水戸の轉じたるものならん。創建の年月は詳ならず。昔は莊麗を極めたる神社にして、附近に残れる西の馬場・西南の馬場・管絃地・太夫の地・御旅地等の字地は、當社に因みあるものならんといふ。河内國內神名帳には神階を從三位と記せり、今は天王と稱す。本地の産土神にして明治五年村社に列せらる。境内は五百九拾坪を有し、本殿・拜殿を存し、末社に八幡神社・常世神社ありて古木鬱葱せり。夏祭は六月三十日・秋祭は十月十五日に行はる。

佛願寺は字古屋敷におり、法雲山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳な

彌戸神社

佛願寺

らす。境内は壹百八拾七坪を有し、本堂・庫裏・玄關を存す。

本地は元和元年より松平下總守忠明の領地たりしが、同五年徳川代官の支配に歸し、寛文二年大坂城代青山因幡守宗俊の役知に轉じ、延寶六年同太田攝津守資次の役知に移り、貞享元年土屋相模守政直の役知に屬し、同二年同内藤大和守重頼の役知に移り、同四年同松平因幡守信興の役知に換り、元祿四年再び徳川代官の支配に歸し、明和元年大坂城代松平和泉守乗佑の役知に轉じ、同七年久世出雲守廣明の役知に屬し、安永六年同氏京都所司代に轉じたるも、尙其の役知たり、天明七年三たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して小堀數馬に至り、明治元年の初の新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年十一月二十二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字友井に同じ。

大字 小若江

本地は古來若江郡に屬し、小若江村と稱す。

眞願寺は字宮の前にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永正十五年十一月十八日の創建なり。境内は八拾坪を有し、本堂・庫裏・玄關を存す。

眞願寺

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、寛文二年大坂城代青山因幡守宗俊の役知に轉じ、延寶六年同太田攝津守資次の役知に換り、貞享元年同土屋相模守正直の役知に歸して、同二年に至りしが、同三年以後は詳ならず、元祿二年京都所司代松平因幡守信興の役知となり、同四年より以後はまた詳ならず、同八年再び徳川代官の支配に歸し、明和六年大坂城代久世出雲守廣明の役知に移り、安永六年同氏京都所司代に轉じて、尙其の役知たり、天明元年三たび徳川代官の支配に歸し、寛政二年大坂城代太田備中守資愛の役知に移り、同五年四たび徳川代官の支配に歸し、文化十二年大坂城代松平右京太夫輝延の役知に轉じ、文政五年に至り村高五百貳拾四石七斗九升六合の内、貳百七拾五石餘は大坂城代松平周防守康任の役知に屬し、其の貳百四拾八石餘は依然徳川代官の支配たりしが、松平周防守の役知は其の後不詳、天保元年徳川代官の支配に復して全村徳川代官の支配となり、同代官繼承して小堀數馬に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同十一月二十二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字友井に同じ。

大	字	舊	石高	明治八年改正	明治九年一月一日現在人口	町村制施行	町村制施行	大正元年五月	大正九年十月二日
友	井	七六・七四〇	五九・四四三	有租地反別	當時の反別	當時の反別	當時の反別	末日現在人口	國勢調査の人口
近	江	堂	四〇・八五〇	五七・七三三	六二八	五七・七三三	六二八	六二八	六二八

第二十八項 小阪村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、上小阪村・中小阪村・下小阪村・寶持村の四ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、上・中・下小阪三村の冠字を去りて單に小阪村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて若江郡所屬たりしが、同二十九年四月一日中河内郡に屬す。

大字 上小阪

本地は古來若江郡に屬し、上小坂村と稱す。

八幡神社は字西の町あり、足仲彦命・譽田和氣命・息長足姫命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は貳百貳拾五坪にして、本殿・拜殿を存す。末社に水神社あり。氏は本地一圓、祭日は十一月十六日なり。

常稱寺は字東之町にあり、大富山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳な

小	若	江	五三・九六〇	六六・〇〇五	四六八	五三・五三九	四六八	一、八五九	一、八五九
計			一、七〇一・五五〇	一、三二九・〇九	一、六九八	一、七〇一・五五〇	一、六九八	一、七〇一・五五〇	一、八五九

らず。境内は參百六坪七合を有し、本堂・庫裏・廊下・土藏・長家・藥醫門を存す。
 本地は元和年間より松平下總守忠明の領地となり、同五年徳川氏代官の支配に歸し、寛文二年麾下松平孫太夫の采地となり、同氏世襲して、明治元年五月二十四日の公布に依り大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十二區に屬し、同七年一月二十二日第二大區二小區に改まりて、同四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區二小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日中小阪村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第三十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 中小阪

本地は古來若江郡に屬し、中小阪村と稱す。

彌榮神社

彌榮神社は字河原にあり、素盞鳴命・天穗日之命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は九百拾貳坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏は本地一圓にして、祭日は十月十六日なり。

徳因寺

徳因寺は字中の町にあり、普賢山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。

境内は壹百貳拾九坪を有し、本堂・庫裏・土藏・太鼓樓・藥醫門を存す。

本地は元和元年より松平下總守忠明の領地となり、同五年徳川氏代官の支配に歸し、寛文二年に至り村高七百拾五石六斗七升七合參勺の内、四百九拾六石八斗七升四合參勺は麾下松平孫太夫の采地となり、其の貳百拾八石八斗參合は麾下豊島權之丞の采地となりしが、豊島氏の采地は同三年麾下石丸石見守の采地に移り、同氏世襲して同時太郎に至り、又松平氏の采地も同氏世襲して同孫太夫に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて何れも大阪府司農局の支配に移り、同年七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字上小阪に同じ。

大字 下小阪

本地は古來若江郡に屬し、北小阪村と呼びしが、寛永十年正月下小阪村と改稱す。

小阪神社

小阪神社は字長瀬にあり、天水分神・國水分神・受靈命を祀れり。由緒は詳ならず。もと小守勝手明神と稱せしが、後今の社名に改め、明治五年村社に列せらる。境内は五百四拾貳坪を有し、本殿・拜殿・社務所・土藏等を存す。末社に琴平神社あり。氏は本地一圓にして、祭日は十月十六日なり。

淨雲寺

淨雲寺は字中の町にあり、清瀧山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒

は詳ならず。境内は參百六拾五坪を有し、本堂・庫裏・座敷・廊下・土藏・長屋・藥醫門を存す。外に不動堂あり。

本地は元和元年より松平下總守忠明の領地となり、同五年徳川氏代官の支配に歸し、寛文三年に至り村高六百七拾四石八斗六升八合の内、四百八拾石壹斗七斗七合は麿下石丸石見守の采地に屬し、其の壹百九拾四石六斗九升壹合は依然徳川代官の支配たりしが、石丸氏の采地は同氏世襲して同時太郎に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる。又徳川代官の支配地は明和七年大坂城代久世出雲守廣明の役知に轉じ、安永六年同氏京都所司代に轉じて、尙其の役知たり。天明二年再び徳川代官の支配に歸し、寛政二年大坂城代太田備中守資次の役知に移り、寛政五年三たび徳川代官の支配に歸し、天保三年大坂城代松平伊豆守信順の役知に換り、同九年四たび徳川代官の支配となり、同六月二十二日大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、同十四年三月五日寶持村と二ヶ村聯合となりたるの外は、大字上小阪に同じ。

大字寶持

本地は古來若江郡に屬し、寶持村と稱す。

彌榮神社は字浦にあり、須佐之男命を祀れり。由緒は詳ならず。もと牛頭天王と稱せしが、明治の後彌榮神社と改め、同五年三月下旬大字中小路の彌榮神社に合祀せられしも、同十二年十一月三日復舊して村社に列せらる。境内は壹百六拾七坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十六日なり。

彌榮神社

勝光寺

勝光寺は同字にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は五拾四坪を有し、本堂・庫裏を存せしが、大正二年十一月十八日焼失せしを以て、同六年七月十五日再建落成せり。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、明和七年大坂城代久世出雲守廣明の役知に移り、天明二年再び徳川代官の支配に歸し、寛政二年以後不詳。同五年三たび徳川代官の支配に歸し、同十三年大久保加賀守忠眞の領地に轉じ、文政二年四たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、同十四年三月五日下小阪村と二ヶ村聯合となりたるの外は、大字上小阪に同じ。

大字	舊石高		明治八年改正 有租地反別		明治九年一月一日現在人口		町村制施行 當時の反別		町村制施行 當時の人口		大正元年三月 末日現在人口		大正九年十月一日 國勢調査の人口	
	上小	中	計	町	村	町	村	町	村	町	村	町	村	町
高井田	八二・三三〇	七五・六七三	一五七・〇〇三	七・〇一三	四三	七・〇〇三	五二	八五	六八	五二	二、一九三	三、一四五	三、一四五	三、一四五
計	二、五九六・三三三	二、七六三・六三三	一、九七七	三、六〇五	二、一六三	三、一四五	三、一四五	三、一四五	三、一四五	三、一四五	三、一四五	三、一四五	三、一四五	三、一四五

第二十九項 高井田村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、高井田村・新喜多新田・森河内村の三村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、各村中の大村たる高井田村の名を採りて高井田村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて若江郡所屬たりしが、同二十九年四月一日中河内郡に屬す。

大字 高井田

本地は古來若江郡に屬し、高井田村と稱す。字地に西高井田といへるあり。本地所祭の鴨高田神社

は、延喜式に載せて澁川郡にあり、思ふに既に記せしが如く、中古郡界の錯亂に依りて若江郡に入りしものならん。

鴨高田神社

鴨高田神社は字茶の木にあり、延喜式内の神社にして速須佐之男命を祀れり。白鳳二年の創建なりと傳へ、式には載せて澁川郡にあり。一に八幡社と呼べるは、中古本地を以て山城八幡社の祭料に供せられしより此の稱起れりといふ。元和元年大坂夏の役の兵火に罹りて社殿悉く烏有に歸し、後數年を経て再建せり。河内名所圖會に依れば、長榮寺の鎮守たりしことありと。明治五年郷社に列し、同年三月字西高井田の品陀別命社を合祀し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年四月五日字北の町の村社八幡神社(品陀別命)を合祀す。境内は壹千參百六拾九坪を有し、本殿・拜殿・神饌所・社務所等相並び、末社に水神社・鴨稻荷社あり。氏は本地一圓、例祭は十月十七日・夏祭は六月三十日なり。

長榮寺

長榮寺は字南の町にあり、百濟山と號し、眞言宗高野派高貴寺末にして十一面觀世音を本尊とす。寺傳に依れば、推古天皇の御宇聖德太子の開創にして、太子自ら本尊を彫刻して安置し、百濟の歸化僧入法師に住持供養せしめらる、故に百濟山と山號せりと。後久しく廢寺となりしを、安永年中慈雲和尚入りて再興し、文政八年正月二十五日本堂焼失せしを以て、同年三月再建せり。境内は壹千坪を有し、本堂・庫裏・學寮・浴室・長家・門を存す。外に禪那臺雙龍庵あり、庵はもと長尾瀧の邊にありし雙龍庵の一部を移せしものなりといふ。

念正寺

念正寺は同字にあり、楊柳山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百九坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本光寺

本光寺は字北の町にあり、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は七拾七坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

西蓮寺

西蓮寺は字中の町にあり、初日山と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百六拾七坪を有し、本堂・庫裏・客室・藥醫門を存す。本堂は大正二年五月二十日の落成の再建なり。

念唱寺

念唱寺は字西高井田の北の町にあり、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。俗に毘沙門堂と呼ばれる。境内は八拾貳坪を有し、本堂のみを存す。

本地は元和元年より松平下總守忠明の領地たりしが、同五年徳川氏代官の支配に歸し、延寶四年より京都所司代戸田山城守忠昌の役知に移り、天和二年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局の支配に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十一區に屬し、同七年一月二十二日第二大區二小區に改まりて、同四月十三日其の四番組に入り、同九年十二月七日番

組廢せられて單に第二大區二小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日新喜多新田と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第三十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字新喜多

本地はもと久寶寺川の川床なり。寶永年間開墾せられて若江郡に屬し、新喜多新田と呼び來りしが、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字新喜多と稱す。其の川床たりし所なるを以て、狹長の地形を爲して本地と同名なる攝州東成郡鯉江町の大字新喜多に連れり。

本地は寶永年間より徳川氏代官の支配たりしが、後年紀不詳大久保加賀守の領地となり、同氏世襲して加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて、翌六月大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字高井田に同じ。

大字森河内

本地は古來若江郡に屬し、森河内村と稱す。字地に新地といへるあり。

八幡神社

八幡神社は北方字古川代地にあり、品陀別命・足仲彦命・息長足姫命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は五百六拾六坪を有し、本殿・拜殿を存す。

寶林寺

寶林寺は字前にあり、寶樹山と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百八拾四坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

稱光寺

稱光寺は同字にあり、龍華山と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永正年中辻本甚助なる者佛法に歸し、其の自宅を以て寺となせしもの即ち當寺の創始なり。境内は貳百貳拾四坪を有し、本堂・庫裏・廊下・納家・藥醫門を存す。

圓通寺

圓通寺は同字にあり、壽量山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百六拾貳坪を有し、本堂・庫裏・廊下・門を存す。外に地藏堂・觀音堂あり。觀音堂に安置せる十一面觀世音菩薩の像は、聖德太子の御自作なりと傳ふ。

本地は元和元年より松平下總守忠明の領地となり、同五年德川氏代官の支配に歸し、文化元年大久保加賀守忠眞の領地に移り、同七年再び德川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り同七月南司農局に屬し、同二年正月河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、同十四年三月五日聯合を離れて一村獨立となりたるの外は、大字

高井田に同じ。

大字	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
高井田	一、八七・八九〇	一、八七・六八八	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三
新喜多	三〇一・八〇〇	三二八・七九	七七	四七〇・六二八	一〇〇	一〇〇	一〇〇
森河内	四六・〇〇〇	四六・三三三	五五五	五二七・三三三	六九	六九	六九
計	二、五五九・〇〇〇	二、八七〇・〇〇〇	一、八二〇	一、七八〇・六八五	一、二五二	一、二五二	一、二五二

第三十項 意岐部村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、御厨村・菱屋中新田・新家村・荒本村・菱屋東新田の五ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを以て、其の區域に依りて一村を設け、御厨村に意岐部といへる地名あるに依り、採りて以て意岐部村と名づけ、舊に依りて若江郡所屬たりしが、同二十九年四月一日中河内郡に屬す。

大字 御厨

本地は古來若江郡に屬し、御厨村と稱す。延喜式の内膳司に「造雜魚鮓十石・味鹽魚六斗河内國江

厨所進」と見ゆる江厨は本地にして、村名は其の遺稱に係り、姓氏録河内國皇別に「江首、江人附彦八井耳命七世孫來目津彦大雨宿禰大碓命之也」と見ゆる江首は、また本地に因みあるものにはあらざるか。里傳には文武天皇の吉野に行幸あらせられしとき、本地より供膳せしを以て此の名を賜はれりといひ、或は稱徳天皇の當國に由義宮を造りて西京と稱し給ひしとき、御厨を設置せられし所なりともいふ、復た舊邑の一なり。而して河内志には本地に關梁のありし所なりと記せり。

天神社

天神社は字奥方にあり、大名持命・少彦名命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列し、大正四年十一月九日大字新家字砂開の村社菅原神社(菅原)・大字菱屋東の同稻荷神社(字賀御)・同大字々々三割の無格社山科神社(字賀御)・大字荒本字若宮町の村社荒本神社(天照皇大神・武甕槌命・經津主命)を合祀せり。境内は七百參坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に須賀神社・愛宕神社・水神社・智葉神社・稻荷神社あり。氏地は本地及び大字新家・同荒本・同菱屋東にして、祭日は十月十八日なり。

四樂寺

西樂寺は同字にあり、華月山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず、境内は六拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。

念佛寺

念佛寺は同字にあり、稱名山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百拾壹坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

法觀寺

法觀寺は字東の町にあり、鳳凰山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。

寺。境内は貳百四拾七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、慶應元年より京都守護職松平肥後守容保の役知に換り、明治元年の初の新に御料となりて北條相模守の當分取締となり、同六月大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十一區に屬し、同七年一月二十二日第二大區二小區に改まりて、同四月十三日其の九番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區二小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第三十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字菱屋中

本地はもと楠根川の川床たりしが、寶永元年新大和川轉鑿の爲め乾涸せしを以て、若江郡新家村の人菱屋岩之助之が開拓に着手し、同五年竣工せり。依て若江郡に屬し、菱屋中新田と名づけ來りしが、明治三十四年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字菱屋中と稱す。其の中の字を冠せしは、同人の開墾せし三個新田の中部なるに依れり。

本地は寶永五年より徳川代官の支配となり、天保三年大坂城代松平伊豆守信順の役知に轉じ、同九年再び徳川代官の支配に歸し、慶應元年京都守護職松平肥後守容保の役知となりしが、明治元年正月新に御料となりて、北條相模守氏恭の當分取締となりしも、同六月之を解かれて大阪府司農局の支配となり、同七月南司農局に屬し、同二年正月河内縣の管轄に轉じ、同年八月更に堺縣の管轄となる。而して其の後管轄及び區畫の變遷は、同十四年三月五日菱江村と二ヶ村聯合となりたるの外は、大字御厨に同じ。

大字新家

本地は古來若江郡に屬し、新家村と稱す。口碑及び本地規矩氏の系譜に依れば、根來寺廢滅の後同寺所屬の武士たりし規矩九右衛門の、元和二年に其の弟新三郎と共に來りて開拓せし所にして、當時は根來新家の稱ありしといふ。

觀音寺は字砂開にあり、楠根山靈仙院と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百八拾坪を有し、本堂・庫裏・玄關・納家・鐘樓・門を存す。

本地は寛文二年より永井飛彈守直斯の領地となり、天保十一年より京都所司代牧野備前守忠雅の役知に轉じ、同十四年より同酒井若狹守忠義・嘉永四年より同脇坂淡路守安宅・安政四年より土屋采女

觀音寺

正宣直・文久二年より同稻葉丹後守正邦の各役知を経て、元治元年松平越中守定敬に至り、明治元年正月新に御料となりて北條相模守の當分取締となり、同六月大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字御厨に同じ。

大字荒本

本地は古來若江郡に屬し、荒本村と稱す。字地に南荒本といへるあり、河内志村里の條に「荒本驛邑一」と記せるは、此の字地を指せるものならん。

乘教寺は字尻にあり、弘誓山淨信院と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文政十年十一月諦觀の開基なり。天明二年の頃より文明十年に至る迄は道場なりしと傳ふ。境内は參百拾五坪を有し、本堂・庫裏・座敷・學寮・納屋・土藏・鐘樓・門を存す。

光教寺は字村の内にあり、清涼山信行院と號し、眞宗興正寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。延寶元年十二月五日の創立なり。境内は壹百六拾八坪を有し、本堂・庫裏・玄關・鐘樓・門を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、享保十九年大坂城代太田備中守資晴の役知に移り、元文五年再び徳川代官の支配に歸し、寛政六年永井日向守直進の預所に轉じ、天保三年京都所司代松

乘教寺

光教寺

平伊豆守信順の役知に換り、同九年同間部下總守詮勝・同十一年同牧野備後守忠雅・同十四年同酒井若狹守忠義・嘉永四年同脇坂淡路守安宅・安政四年同本多中務大輔忠民・文久三年同稻葉長門守正邦の各役知を経て、元治元年同松平越中守定敬に至り、明治元年の初め新に御料となりて、北條相模守の當分取締となり、同六月大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字御厨に同じ。

大字菱屋東

本地はもと菱江川の川床たりしが、寶永元年大和川轉鑿の爲の乾涸せしを以て、若江郡新家村の人菱屋岩之助之が開墾に着手し、同五年竣功せり。依て若江郡に屬し、菱屋東新田と名づけ來りしも、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字菱屋東と稱す。其の東の字を冠せしは、同人の開墾せし三ヶ新田中の東部にあるに依る。字地に六軒屋町・東の町・七軒家町・下の町といへるあり、河内志村里の條に、岩田・荒本二村の出戸と記せる築合あり、今は其の名を没したるも、本地の内なる玉川村大字岩田の東邊にある藪新田と、河内街道と暗越奈良街道との交叉点附近にある部落其れならんか。

本地は寶永五年より徳川氏代官の支配たりしも、文化十年大久保加賀守忠眞の領地となり、同氏世襲して加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて同六月大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字御厨に同じ。

大字	御厨	菱屋中	新	荒本	菱屋東	計
舊石高	一、二四・六七〇	一五〇・六四三〇	三六・二九〇	三九四・四三五〇	三六・〇〇〇	二、六五三・七六〇
明治八年改正 有租地反別	一、二七・二七〇	一三六・六三〇	三三・三七八	三九七・六三三	三三・三三三	二、四一三・一四三
明治九年一月 一日現在人口	八六〇	一三、三三〇	三三三	九四〇	一九六	二、二〇一
町村制施行 町村制施行 當時の反別	一三、三三〇	一七、一六八	三、三三〇	四九、八五〇	五三、三三六	一、三三、〇〇一
町村制施行 當時の人口	一、〇九〇	二	三九七	一、〇〇七	二二四	二、五七九
大正元年三月 末日現在人口	一、〇九〇					一、〇九〇
大正九年十月二日 國勢調査の人口						三、四七

第三十一項 楠根村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、長田村・西堤村・川俣村・稲田村・橋本新田の五ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域

に依り一村を設け、其の地は楠根川の下流にありて其の流脈は各村を貫通するに依り、同川の名を採りて楠根村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて若江郡所屬たりしが、同二十九年四月一日中河内郡に屬し、同四十一年十二月二十二日大字稻田の内を割きて、大字菱屋中新田を設置せり、即ち今の藤戸新田是れなり。

大字長田

本地は古來若江郡に屬し、長田村と稱す。姓氏錄未定雜姓河内國の部に「長田使主、百濟國人爲君王之後也」と見ゆるは、本地に因みあるものならんか。

長田神社は南方字相生にあり、品陀和氣命・息長足姬命・多紀理毘賣命を祀れり。社は延喜式に載せられたる意岐部神社にして、北方田圃の字に意伎宮屋敷、及び其の附近なる弓場と稱する所は其の舊跡ならんかといふ。然れども遷座及び改號の年月等は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は參百六拾坪にして、本殿の外に拜殿・神饌所・繪馬舎を存す。末社に塞神社・愛宕神社・稻荷神社・水神社・琴毘羅神社あり。氏は本地一圓にして、祭日は十月二十一日なり。

攝取庵は字中の町にあり、淨土宗金戒光明寺末にして地藏菩薩を本尊とす。慶長十三年八月二十四日の創立なり。境内は四拾參坪を有し、本堂・庫裏・納家・門を存す。

長田神社

攝取庵

一乗寺

西願寺

一乗寺は同字にあり、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正八年觀信の開基なり。境内は壹百貳拾七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

西願寺は字西の町にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶安三年四月僧順信の開基なり。境内は貳百貳拾九坪を有し、本堂・庫裏・納家・門を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、寛文十年京都所司代永井伊賀守尙庸の役知に移りて延寶四年三月に至り、其の後不詳。同六年大坂城代太田攝津守資次の役知に換り、貞享元年同土屋相模守正直の役知に轉じ、同二年同氏京都所司代に轉じて、同四年に至るまで其の役知たりしも、其の後不詳。元祿九年再び徳川代官の支配に歸し、文化十三年大久保加賀守忠眞の領地に屬し、文政二年三たび徳川代官の支配に歸し、天保三年大坂城代松平伊豆守信順の役知に轉じ、同九年京都所司代間部下總守詮勝の役知に移り、同十一年同牧野備前守忠雅・同十四年同酒井若狹守忠義・嘉永四年同脇坂淡路守安宅・安政四年同本多中務大輔忠民・文久二年同稻葉長門守正邦の各役知を経て、元治元年同松平越中守定敬に至り、明治元年の初の新に御料となりて、北條相模守の當分取締となり、同六月大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十一區に屬し、同七年一月二十二日第二大區二小區に改まりて、同四月十三日其の八番組に入り、同九年十二

月七日番組廢せられて單に第二大區二小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第三十三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 西堤

本地は古來若江郡に屬し、川俣と同村たりしが、年紀不詳分れて西堤村と稱す。村名の西堤は堤防たりし所なるより起れるの稱ならん。

西堤神社

西堤神社は字中の町にあり、天照皇大神・豐受大神を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は參百八坪を有し、本殿・拜殿・神饌所を存す。末社に稻生神社・龜神社・菅原神社あり。氏は本地一圓にして、祭日は十月十三日なり。

大通寺

大通寺は同字にあり、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百拾貳坪を有し、本堂・庫裏・長家・門を存す。外に地藏堂あり。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、寛政二年大坂城代太田備中守資愛の役知に移り、同五年再び徳川代官の支配に歸し、文政元年京都所司代松平和泉守乘寛の役知に轉じ、其の後不詳。天保十一年京都所司代牧野備前守忠雅の役知に換り、同十四年同酒井若狭守忠義の役知に移り、嘉永

元年大坂城代内藤紀伊守信親の役知に轉じ、同四年京都所司代脇坂淡路守安宅の役知に屬し、其の後不詳。文久三年同稻葉長門守正邦の役知に換りて、元治元年同松平越中守定敬の役知に轉す。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字長田に同じ。

大字 川俣

川俣江

本地は古來若江郡に屬し、もと川俣郷にして、郷名廢して川俣村と稱す。年紀不詳西堤村を分置す。往時玉串・長瀬兩川會合し草香江の末と滙して川俣江を爲せし所にして、川俣の名は水脈の分派せしより起れるものならん。郷名は和名抄に「若江郡川俣郷」と載せ、姓氏錄河内國皇別に「川俣公、日下部連同祖、彦座命之後也」と見ゆれば、川俣氏の居りし所なるべし。日本靈異記に「行基大德令掘開於難波之江而造船津、説法化人道俗貴賤集會聞法、爾時河内國若江郡川俣里有一女人、携子參往法會聞法、其子哭謔不令聞法」と見ゆる川俣里も本地ならん。而して謂ゆる川俣江は應神紀仁德天皇の御製に「委愚比菟區伽破磨多曳能比辭俄羅能云々」と見え、今の江堤といへる字地は其の遺址ならん。廣さ貳拾町許の耕地にして、里傳に依れば近年開墾せし所なりといふ。其の埋の殘したる小沼は、今も存して菱のみ繁茂せり。

川俣神社

川俣神社は西方字川中にあり、延喜式内の神社にして大己貴命・少彥名命・保食神を祀れり。創建

恩教寺

の年月は詳ならず。本地の産土神にして明治五年村社に列せらる。境内は參百貳坪にして、本殿の外に幣殿・拜殿を存す。祭日は十月二十九日なり。

恩教寺は字南の町にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百四拾壹坪を有し、本堂・庫裏・玄關・廊下・門を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、天保三年京都所司代松平伊豆守信順の役知に移り、同九年同間部下總守詮勝・同十一年同牧野備前守忠雅・弘化元年同酒井若狭守忠義・嘉永四年同脇坂淡路守安宅の各役知を経て、其の後不詳。文久三年京都所司代同稻葉長門守正邦の役知に移り、元治元年同松平越中守定敬の役知に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字長田に同じ。

大字 稻田

本地は古來若江郡に屬し、稻田村と稱す。明治四十一年十二月二十二日字菱沼・同二の割・同大根島を割きて、大字菱屋中新田を設けらる。

八幡神社は字宮の町にあり、仲哀天皇・應神天皇・神功皇后を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列し、同年五月三島新田の大國主命・橋本新田の豐受姬命・天照皇大神・住吉三大神、大正六年二月六日大字橋本新田字一の割の村社神明社(天照皇大神)を合祀し、同七年十二月神饗幣帛料供進社に指定

八幡神社

觀音寺

せらる。境内は貳百參拾七坪を有し、本殿の外に拜殿・繪馬所を存す。氏地は本地及び大字橋本にして、例祭は十月二十二日なり。

觀音寺は字橋本にあり、曹洞宗妙泉寺末にして正觀世音を本尊とす。創建の年月は詳ならず。往時は東方字觀音田にありて巍々たる巨刹たりしが、兵火の爲に灰燼となり、後寛文六年播州三木の城主鈴木三郎九郎重成、不三道者といへる者と協力して當所に再興せり。境内は五百七拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に地藏堂・藥師堂あり。藥師堂に安置せる藥師如來の像は聖徳太子の作なりと里傳し、往時より當寺の鎮守として存するものなりといふ。

正行寺

正行寺は字中の町にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百貳拾九坪を有し、本堂・庫裏を存す。

存空寺

存空寺は同字にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百貳拾六坪を有し、本堂・庫裏・太鼓樓・門を存す。本堂は大正元年十一月二十一日落成の新築なり。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、天明五年田沼主殿頭意次の領地に轉じ、同七年再び徳川代官の支配に歸し、天保三年京都所司代松平伊豆守信順の役知に轉じ、同九年同間部下總守詮勝・同十一年同牧野備前守忠雅・同十四年同酒井若狭守忠義・嘉永四年同脇坂淡路守安宅・安政四年同本多中務大輔忠民・文久三年同稻葉長門守正邦の各役知を経て、元治元年同松平越中守定敬に至り、明

治元年の初め新に御料となりて、北條相模守の當分取締となり、同六月大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十一區に屬し、同七年一月二十二日第二大區二小區に改まりて、同四月十三日其の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區二小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日橋本新田と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第三十三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字橋本

本地はもと新開池の池床たりしが、寶永二年住所不詳堺屋金之助なるもの之を開墾し、若江郡に屬して六郷莊と呼びし内にあり、橋本新田と稱し來りしも、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字橋本と稱す。

本地は寶永二年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其

の後の管轄及び區畫の變遷は、大字稻田に同じ。

大字藤戸新田

本地はもと菱屋中新田の内にして、菱屋岩太郎の開拓せし所なり。明治二十二年四月一日の町村制施行に際し、同新田中字菱沼の一部は意岐部村の大字となりて菱屋中新田と稱し、殘れる此の地即ち字菱沼の一部及び字貳の割・同大根島は楠根村に編入せられて大字稻田に屬し來りしが、他の部落とは其の事情を異にせるものあるを以て、同四十一年十二月二十二日大字稻田より分れて一大字を新設し、菱屋中新田と稱せしも、意岐部村の大字菱屋中と同名なるは不便なるに依り、大正六年七月一日より地方舊慣の呼名を採りて藤戸新田と改稱せらる。藤戸新田と呼べるは、開發後藤戸家に經營せられたるより起れるの稱なり。

大字	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
長田	一、二五四・八五三	一、〇〇三	六九	一六・五五九	一、〇三		
西堤	四四・五九〇	四・六〇八	二九	四・七七七	三六		
川俣	四〇三・一三〇	五五・五〇八	三三	六・四一〇	四三		
稻田	一、五五五・〇〇一	一、三〇一・一〇〇	一、〇八一	一、三三・五五五	一、七六九		

橋	本	七、六三	七、五八	七、五三	二、七
藤戸新田					
計		四〇、四六〇	三、七二八	三、三三	六、七二二
					四、八三三
					四、七三三

第三十二項 玉川村

本地に明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、岩田村・西岩田村・瓜生堂村・稻葉村・菱江村の五ヶ村は、當時同一長役場の所轄區域にして地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、岩田・菱江の兩地間を貫通する玉串川の名に因みて玉川村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて若江郡所屬たりしが、同二十九年四月一日中河内郡に屬す。

大字 岩田

本地は古來若江郡に屬し、岩田村と稱す。瓜生堂及び西岩田と呼べる二支郷を存せしが、明治元年分れて獨立し、西岩田村・瓜生堂村となり、西岩田に對して本地は俗に東岩田を以て稱せらる。

石田神社は西方字宮の前にあり、延喜式内の神社にして、譽田別命・帶仲彥命・息長帶姫命の三座を祀りしが、後天照大神・天兒屋根命を配祀せり。社傳にいふ、欽明天皇の御宇此の邊の田甫の間に

石田神社

幸神塚及び無名塚

岩船ありて、三神其の上に現れ給ひしより、初めて社壇を築きて奉祀せるものなりと。俗に八幡宮と稱し、明治五年村社に列せらる。境内は八百七拾參坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に稻荷神社あり。氏は本地及び大字瓜生堂にして、祭日は十月十五日なり。

同社の北方四拾間許を距てたる水田中に二箇の塚あり。東なるを幸神塚といひ、西なるは無名の塚なり。今は何れも高さ五尺位なる圓錐形の小塚なれども、四五十年前までは現在の三倍大のものなりしと。傳説に依れば、幸神塚は昔塞の神を祀りし舊地なりといひ、他の一説にはいふ、兩塚はもと本地の氏神を葬りし一大陵墓たりしが、後開拓して水田と爲すに際し、二人の所有者は各其の所有地上に紀念として一箇宛の塚を残したるものなりと。更に一説あり、其の説に依れば之を開掘する時は船に似たる長大の岩石ありて、其の長さは東塚より西塚に達し、全長貳拾餘間に及ぶ、是れ上古航海せる石船の難破して沈没せるものなりと。石田神社の記事中に岩船ありと見ゆる岩船は、此の石船のことを指せるものならん。往時之を開掘せしものありしに、大盤石のあるを見たるも、暴雨忽然として起り、咫尺晦暝、其の場に氣絶せりといふ。

淨久寺は字寺尾にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。延寶五年三月の創立なり。境内は貳百四坪を有し、本堂・庫裏・納家・門を存す。本堂は大正六年九月四日落成の再建なり。

教岸寺は字盤根にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百

淨久寺

教岸寺

四坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

西光寺は字寺元にあり、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百參拾參坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓を存す。外に地藏堂あり。

飯島三郎右衛門尉の墓

飯島三郎右衛門尉の墓は、南方河内街道筋雁戸樋橋の傍にあり、四方壹丈・高さ參尺餘の封土を爲し、裡に二重の臺石を置きて高さ貳尺の小碑あり。同人は本郡高井田村の農家に生れ、幼少の時より武藝を好み、特に弓術は其の得意とする所なりしが、故ありて織田信長に仕へ、信長の死後豊臣秀吉・同秀頼に仕へ、大坂夏の役木村重成に屬して五月六日若江の役に戦歿し、長男三吉は大坂城にありて復た其の落城に殉死せしかば、三吉の母及び祖母は高井田にありて之を聞き、悲歎の餘復た終に自及せり。依て乳母は其の二男某を懐にして東岩田に匿れ、二男某成長の後、此の父の墳墓及び高井田の墳墓に碑を建て、以て常に其の祭祀を怠らざりしといふ。其の子孫は今も本地にあり。

本地は寶永四年より麾下永井伊豫守の采地となり、同氏世襲して同左門に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉す。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十二區に屬し、同七年一月二十二日第二大區二小區に改まりて、同四月十三日其の十番組に入り同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區二小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内と

なり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第三十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字西岩田

本地は古來若江郡に屬し、岩田村の支郷にして西岩田分と稱せしが、明治元年分れて獨立し、西岩田村と稱す。河内志村里の條に「岩田屬邑二」と見ゆる其の一なり。

三十八社は部落の中にあり、譽田別命・帶仲彥命・息長姫命・天照皇大神・天兒屋根命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年三月岩田村の石田神社に合祀せられしも、同十二年六月三十日復舊して村社に列せらる。境内は八百七拾參坪にして、本殿の外に拜殿・神具納家を存す。末社に金毘羅神社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十三日なり。

觀音寺は字堂の内にあり、眞言宗高野派長榮寺末にして十一面觀世音を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百拾四坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

專正寺は字垣内にあり、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百九拾九坪を有し、本堂・庫裏を存す。共に明治二十五年五月二十三日許可を得ての再建なり。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日瓜生堂村と二ヶ村聯合したるの外は、大字岩田に同じ。

大字 瓜生堂

本地は古來若江郡に屬し、もと岩田村の支郷にして瓜生堂分と稱せしが、明治元年分れて獨立し、瓜生堂村と稱す。河内志村里の條に「岩田屬邑二」と見ゆる其の一なり。

淨願寺は字寺内にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百六拾參坪を有し、本堂・庫裏・玄關・門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日西岩田村と二ヶ村聯合の外は、大字岩田に同じ。

大字 稻葉

本地は古來若江郡に屬し、稻葉村と稱す。

稻葉神社は字浮面にあり、受靈尊・武内宿禰を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。

境内は參百人坪を有し、本社に大神社・琴平社あり。氏は本地一圓、祭日は十月十六日なり。

光明寺は字寺内にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百

淨願寺

稻葉神社

光明寺

壹坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、元祿十年安藤駿河守次誠の知行所となり、明和六年大坂城代久世出雲守廣明の役知に轉じ、安永六年同氏京都所司代に轉じて、尙其の役知たり、天明元年再び徳川代官の支配に歸し、文化十三年大久保加賀守忠眞の領地に移り、文政二年三たび徳川代官の支配に歸し、同十二年大坂城代太田備中守資好の役知に轉じ、天保六年四たび徳川代官の支配に歸し、慶應元年京都守護職松平肥後守容保の役知となり、明治元年の初め新に御料となりて北條相模守の當分取締となり、同六月大阪府司農局の支配に移り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十二區に屬し、同七年一月二十二日第二大區五小區に改まりて、同四月十三日其の九番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區五小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第三十四戸長役場の管轄區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 菱江

本地は古來若江郡に屬し、もと六郷莊と呼びし内にして、菱江村と稱す。字地に角田辻といへるあ

仲村神社

り、河内志村里の條に「菱江屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるものならん。

仲村神社は字小中野にあり、延喜式内の神社にして興台彦靈神を祀れり。創建の年月は詳ならず。三代實祿に「清和天皇貞觀九年二月二十六日丙申、河内國若江郡中村神預官社」と見ゆるは當社なり、疱瘡を病めるもの祈れば驗ありと稱して參詣するもの多し。明治五年村社に列し、大正九年一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は四百貳拾四坪にして長松雜木翁鬱として茂り、本殿・拜殿を存す。末社に琴平社・稻荷社あり。氏地は本地一圓、例祭は十月二十七日なり。

西庄寺

西庄寺は字西庄にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百拾四坪を有し、本堂・庫裏を存す。

明鏡寺

明鏡寺は字北屋敷にあり、眞宗興正寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百拾四坪を有し、本堂・庫裏・廊下を存す。本堂は大正三年三月十三日落成の新築なり。

明樂寺

明樂寺は字東町にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百貳拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、寛政六年永井日向守直進の預所となり、天保三年京都所司代松平伊豆守信順の役知に轉じ、同九年同間部下總守詮勝・同十一年同牧野備前守忠雅・同十四年同酒井若狹守忠義・嘉永四年同脇坂淡路守安宅・安政四年同本多中務大輔忠民・文久三年同稻葉

長門守正邦の各役知を経て、元治元年同松平越中守定敬に至り、明治元年の初め新に御料となりて、北條相模守の當分取締となり、同六年大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日菱江中新田と二ヶ村聯合したるの外は、大字稻葉に同じ。

大字	石高	明治八年改正		明治九年一月一日現在人口		町村制施行		大正元年三月一日現在人口		大正九年十月一日國勢調査の人口	
		存租地	反別	當時	反別	當時	反別	當時	反別	當時	反別
岩田	一、三三・八六〇		八、〇二七	五、七〇	八、七九〇	三三〇	二、三〇七	二、八〇三	二、七六六		
四岩田	五七・二四〇		三、〇三六	二〇一	五、一〇〇	一五五					
瓜生堂	五八・八六〇		三、七七一	一八五	五、六四九	二〇〇					
稻葉	五五・九六〇		四、〇二四	二五五	四、〇二四	三〇三					
菱江	一、一八・三三〇		八、七〇三	六六六	九、五三三	九八〇					
計	三、九七・一八〇		二七、〇三三	二、二二六	二七、〇三三	二、三三七					二、七六六

第三十三項 西六郷村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、本庄村・中野村・横枕村・箕輪村の四ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を

設け、其の地は往時の六郷莊と呼びし疆域の西部にあるに依り、其の意を深りて西六郷と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて若江郡所屬たりしが、同二十九年四月一日中河内郡に屬す。

大字本庄

本地は古來若江郡に屬し、もと六郷莊と呼びし内にして、本庄村と稱す。村名は六郷莊の莊本たりしに依れるならんか。

六郷神社

六郷神社は中央字宮の内にあり、もと八幡神社と稱し、應神天皇・仲哀天皇・神功皇后を祀れり。

明治五年村社に列し、同四十年九月十九日大字中野字山王の村社日吉神社(大山)・大字箕輪字中の町西の同八幡神社(應神)・同大字北の町東の八幡神社(應神)・大字横枕字春日の同春日神社(武甕槌命・經津主命)を合祀して、今の社名に改稱せらる。境内は參百九拾五坪にして、本殿・拜殿・神具庫を存し、末社に神明社あり。氏地は本村全部、祭日は十月十五日なり。

淨福寺は字院内にあり、天王山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百六拾貳坪を有し、本堂・庫裏・玄關・門を存す。

淨福寺

本地は寛永元年より徳川氏代官の支配たりしも、享保十九年大坂城代太田備中守資晴の役知に換り、元文五年再び徳川代官の支配に歸し、安永六年京都所司代久世出雲守廣明の役知に轉じ、天明元年三

たび徳川代官の支配に歸し、寛政二年大坂城代太田備中守資愛の役知に移り、同五年四たび徳川代官の支配に歸し、文化十二年大坂城代松平右京太夫輝延の役知に換り、文政五年五たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初の新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七年南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十一區に屬し、同七年一月二十二日第二大區二小區に改まりて、同四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區二小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日中野・横枕・箕輪・箕輪新田・加納の六ヶ村と聯合し、同十七年七月一日第三十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字中野

本地は古來若江郡に屬し、もと六郷莊と呼びし内にして、中野村と稱す。

西善寺は字川西にあり、龍沼山即生院と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。延寶九年の創立・淨誓の開創なり。境内は九拾六坪を有し、本堂・庫裏を存す。

西善寺

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、寶永元年安藤對馬守信友の領地に轉じ、享保十五年土岐丹後守頼稔の領地となり、同氏世襲して山城守頼知に至り、明治二年六月上地せり、依て沼田藩の支配となり、同四年七月十四日沼田縣に屬し、同年十一月十五日群馬縣の當分管轄に移り、同月二十二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字本庄に同じ。

大字横枕

本地は古來若江郡に屬し、横枕村と稱す。

横枕寺は字横枕地にあり、繡雲山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和六年僧義圓の開基なり。境内は壹百四拾九坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配たりしが、寶永四年村高の内五拾五石餘は麾下稻葉淡路守の采地となりしも、同六年徳川代官の支配に復し、寛文二年大坂城代青山因幡守宗俊の役知に轉じ、延寶六年同太田攝津守資次・貞享元年同土屋相模守正直の役知となり、同二年同氏京都所司代に轉じてなほ其の役知たり。同四年三たび徳川代官の支配に歸し、享保十九年大坂城代太田備中守資晴の役知に換り、元文五年四たび徳川代官の支配に歸し、延享元年大坂城代堀田相模守正亮の役知に屬し、同二年五たび徳川代官の支配に歸し、文政元年京都所司代松平和泉守乘寛の役知に移り、同六年六たび

横枕寺

徳川代官の支配に歸し、同十二年大坂城代太田攝津守資好の役知に轉じ、天保六年七たび徳川代官の支配に歸し、同九年京都所司代間部下總守詮勝の役知に移り、同十一年牧野備前守忠雅・同十四年同酒井若狹守忠義・嘉永四年同脇坂淡路守安宅・安政四年同本多中務大輔忠民・文久三年同稻葉長門守正邦の各役知を経て、元治元年同松平越中守定敬に至り、明治元年の初め新に御料となりて、北條相模守の當分取締となり、同六月大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字本庄に同じ。

大字箕輪

本地は古來若江郡に屬し、もと六郷莊と稱せし内にして大箕輪村と呼びしが、後箕輪村と稱す。明治二十年一月箕輪新田を廢して本地に合併す。此の箕輪新田はもと新開池の池床たりしが、寶永元年新大和川の轉鑿に依りて荒地の形を爲せしを以て、同二年に至り箕輪村の住民協力して開墾し、若江郡に屬し、箕輪新田と名づけ來りしものなり。字地に大箕輪・小箕輪・箕輪といへるあり、河内志村里の條に「箕輪屬邑三」と記せるは、此の字地を指せるものならん。

西福寺は字院内にあり、普照山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳なら

西福寺

す。境内は壹百參拾五坪を有し、本堂・庫裏を存す。

開稱寺は同字にあり、寶樹山淳信院と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百九拾參坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地の舊箕輪村(村高壹百五拾石 六斗六升九合)は寶永二年より・箕輪新田(村高壹百拾八石 壹斗參升五合)も亦同年より、共に徳川氏代官の支配に屬し、享保十九年に至り大坂城代太田備中守資晴の役知に移り、元文五年再び徳川代官の支配に歸し、明和元年大坂城代松平和泉守乗佑の役知に移り、同六年同久世出雲守廣明の役知に換り、安永六年同氏京都所司代に轉じて尙其の役知たり。天明元年三たび徳川代官の支配に歸し、文政元年京都所司代松平和泉守乘寛の役知に屬し、其の後不詳。天保十二年四たび徳川代官の支配に歸し、慶應元年京都守護職松平肥後守容保の役知に轉じ、明治元年の初め新に御料となりて、北條相模守の當分取締となり、同六月大阪司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十七年七月一日箕輪新田の第三十六戸長役場の管理區域に入りたるの外は、大字本庄に同じ。

大字	本庄	野	計
石高	七四・七四〇	四七・四七〇	一二一・二一〇
明治八年改正 有租地反別	六・八九五	三・七二二	一〇・六一七
明治九年一月一日現在人口	四四五	三三三	七八八
町村制施行 當時の反別	六・八九五	三・七二二	一〇・六一七
町村制施行 當時の人口	四二八	三二四	七五二
大正元年五月末日現在人口	四二八	三二四	七五二
大正九年十月一日 國勢調査の人口	四二八	三二四	七五二

横枕	五七・八〇〇	四六・四三二	一〇四・二三二
箕輪	三六・八〇〇	二六・九三三	六三・七三三
計	一、九六・八〇〇	一、七〇・三五九	三、六七・一五九

第三十四項 北江村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、鴻池新田・新庄村・三島新田の三ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は若江郡の極北にあるに依り、其の意を採りて北江村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて若江郡に屬せしが、同二十九年四月一日中河内郡に屬し、地域整理の爲め同三十五年七月三十一日、本村の内壹町九反參畝貳拾八歩は北河内郡諸堤村に轉出せしが、同四十三年四月一日四町貳反五畝拾貳歩は復た東六郷村に轉出し、同時に東六郷村の内壹反九歩を本村に編入せらる。

大字 鴻池

本地はもと新開池の池床なりし所なり。寶永元年大和川の轉鑿に依りりて池水涸渴し、葦原となりしを以て、同四年攝州大坂の人鴻池善右衛門之を開墾して一を鴻池新田・一を中新田(鴻池中新田)と名づけ

て若江郡に屬し、六郷莊と呼べる内なりしが、明治二十年十月中新田を廢して鴻池新田と合併し、後飛地并に地域の整理に依り、同三十五年七月三十一日寢屋川北岸なる壹町九反參畝貳拾八歩は北河内郡諸堤村大字三島に編入せられ、同四十三年四月一日四町貳反五畝拾貳歩は復た東六郷村の大字加納及び同吉原に轉出し、同時に東六郷村の内壹反九歩は同年六月二十三日之を本地に編入せられ、同四十二年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字鴻池と稱す。字地に萬の町・西村といへるあり。

産土神社は南方字中西の割にあり、天照大神を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列し、同四十年九月二十六日大字新庄字宮の元の村社皇大神社(天照皇)、及び大字三島の同三島神社(大國)を合祀せらる。本地及び大字新庄・同三島の所祭にして、祭日は十月十六日なり。境内は壹百七拾六坪を有し、銀杏・松・杉の諸木鬱蒼し、本殿・神饌所・繪馬舎・神具庫を存し、末社に稻荷社・開祖社あり。開祖社には鴻池善右衛門宗誠の靈を祀る。宗誠は本地開發者にして大阪市東區今橋二丁目男爵鴻池家の先代なり。同家に依りて建てられたる懇田紀功碑は、社庭の西南にありて、其の事蹟を語れり。碑は高さ七尺の御影石にして、巨大なる自然石を臺石と爲し、建野郷三の篆額、土井通夫の撰文なり。

懇田紀功碑

畿内之地曠而沃、其地于水以增者獨爲河州、州首涇河左層嶺、和州之水道龜澗而下曰大和川、至柏原與石川合而北、紆回數里、至若江郡乃西經攝之野會涇澗海、是以流漫砂淤、霖潦則必壞堤防、村民苦其害、元祿五年官議改水道、自安宿大縣二郡界直西到

堺浦入海、害即止矣、而灑澤之存者二、在讀其郡曰深野、在若江郡曰新開、皆大數里、官下令募能運者、於是我宗誠翁往相新開池形、題奮請于官、獻金萬餘以買其地、乃小民授之春搗、與之錢只畚、三年而成、得田二百餘町、實寶水四年也、翁謙宗利、山中鹿之助幸盛之胤、翁祖父正成君自鴻池村來始家于大坂内久寶寺坊、後以鴻池爲氏、至翁移居于今橋、爲人篤實溫厚、謙而受人、儉而能勤、其創功也身督役、田距家三里、往視不避風雨、人稱其勤矣、功之成也錄於夫以佃、廬之衣之、備耕具以興之、人服其惠矣、凡佃戶與地主概爭其權、而翁之所役則家奴耳、故心服而安焉、人推其制矣、兼葭沮洳之場化爲畝畝、不稼穡々歡聲滿野、人呼爲鴻池新田云、翁以元文元年丙辰七月沒、距今百有五十年、今主人幸方君實翁八世孫也、余客歲受其囑、來講家事、乃與君及小宗諸老幹等議曰、事功顯于近而泯于遠者多矣、以事之不公也、久而益顯者其利益施于國也、若翁者豈不然乎、方、聖明隆化之日、四方志士竭力于國益者或來取法乎、蓋祀功昭之且報祖澤乎、衆皆曰然、乃序而繫之、銘曰、

河州河修 沮洳來塞 蔽澤來寮 民艱於食 維翁一奮 辛苦致力 鄉金雖萬 其田茲殖 非以營私 實益邦國
維翁之功 偉矣巍然 功之所基 維儉興勤 追紀事功 貞耿之鑄 以報祖恩 以勸祖忠 以警孫子 俟萬斯年
明治十八年乙酉七月 鴻池善次郎 幸方建立

本地は寶永四年より徳川氏代官の支配となり、天明五年に至り村高貳千八拾壹石參斗參升參合の内、中新田の參百七拾四石四斗五升參合は田沼主殿頭意次の領地に屬し、鴻池新田の壹千七百六石八斗八升は依然徳川代官の支配たりしが、鴻池新田は文政十二年九月大坂城代太田攝津守資次の役知に轉じ、天保二年再び徳川代官の支配に歸し、又中新田は天明七年徳川代官の支配に歸せしも、寛政二年大坂城代太田備中守資愛の役知に轉じ、同五年徳川代官の支配に歸し、天保二年大坂城代松平伊豆守信順

の役知に換り、同九年に至り徳川代官の支配に歸す。是に於て兩新田とも同一管治となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十一區に屬し、同七年一月二十二日第二大區二小區に改まりて、同四月十三日其の六番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて、單に第二大區二小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に換り、翌三月五日には兩新田聯合し、同十七年七月一日第三十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字新庄

本地は古來若江郡に屬し、もと六郷莊と呼びし内にして、新莊村と稱す。村に新田ありて新莊新田と呼び、本地に沿へる新開池床七反八畝貳拾九歩の開發せられし所にして、六石貳斗九升壹合の石高なりしも、關係書類に接せざるを以て、開發年月等は之を知るに由なし。

淨圓寺は字院内にあり、妙光山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正元年の建立、教道の開基なり。境内は參百拾壹坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、享保十九年大坂城代太田備中守資晴の役知に移り、元文五年再び徳川代官の支配に歸し、安永六年京都所司代久世出雲守廣明の役知に轉じ、天明元年三たび徳川代官の支配に歸し、寛政二年大坂城代太田備中守資愛の役知に屬し、同五年四たび徳川代官の支配に歸し、文化十三年大久保加賀守忠眞の領地に換り、文政五年五たび徳川代官の支配に歸し、同九年水野越前守忠邦の領地に轉じ、同十一年水野出羽守忠良の領地に換り、天保元年六たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十一區に屬し、同七年一月二十二日第二大區二小區に改まりて、同四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて、單に第二大區二小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第三十六戸長役場の管理區域となりて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字三島

本地は新開池の池床たりしが、元祿十五年江戸の人三島屋吉之進開墾して若江郡に屬し、開墾者の屋號を採りて三島新田と名づけ、六郷莊と呼べる内なり。明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字三島と稱す。

本地は元祿十五年より徳川氏代官の支配となり、文化十四年大坂城代松平左京太夫の役知に轉じ、文政元年再び徳川代官の支配に歸し、同三年再び大坂城代松平左京太夫の役知に屬し、天保七年三たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字新庄に同じ。

大字	字	舊石高	町村制施行		町村制施行	
			明治八年改正 有剩地及別 一日現在人口	明治九年一月 町村制施行 當時の反別	大正元年五月 町村制施行 當時の反別	大正九年十月一日 町村制施行 當時の反別
大	池	二、六〇〇	一、五〇〇	二、六〇〇	一、五〇〇	二、六〇〇
	新庄	四、六〇〇	三、七〇〇	四、六〇〇	三、七〇〇	四、六〇〇
	三島	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇
計		九、五〇〇	七、五〇〇	九、五〇〇	七、五〇〇	九、五〇〇

第三十五項 龍華村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、植松村・澁川村・安中村・太子堂村・龜井村・竹淵村の六ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地には龍華寺の址あり、且舊橋莊にして、莊名はまた龍華に出づ、依て之を採りて龍華村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて澁川郡所屬たりしが、同二十九年四月一日中河内郡に屬す。

大字植松

本地は古來澁川郡に屬し、もと橋莊の内にして植松村と稱す。字地に晒・東八尾座・西八尾座あり、町名に東口町・東町・南町・宮之前・市之町・中之町・東北町・表町・西表町・西口町・西北町の稱あり、河内志村里の條に「植松屬邑」と記せるは、以上字地の内に於ける晒及び八尾座(東西八尾座)を指せるなるべし。舊莊名は河内志に「有龍華・龍華渠・龍華堤・龍華島之名、俗訛傳曰橋莊」と記せり。龍華川あり、また一に橋川に作れり。往古より交通の要衝に當れる舊地にして、續日本紀孝謙天皇の條に「天平勝寶八年夏四月戊辰、車駕取澁川路還、至智識寺行宮」と見ゆる澁川路も、此の地附近を通せし道路にして、當時とは其の線路に多少の變更ありしならんも、大阪より來りて大字太子堂及び本地を経て東に通ずる今の奈良街道の如きは、其の以前なる麻戸皇子の守屋を澁川の第に攻め給ひし當時より已に存せしものならん。神護景雲三年稱徳天皇は由義宮に行幸あらせられ、假に肆躰を龍華

龍華寺の址

寺以西の川上に建て、當國の市人を驅りて之に居らしめ、陪従の五位已上私の玩好を以て其の間に交關し、車駕是れに臨んで遊覽し給ひしこと見え、其の址は今の市場といへる所其れなりといふ。

龍華寺の址は古大和川の堤北字大門にあり、創建の年代は詳ならず。往古は七堂伽藍の具備せし巨刹にして、稱徳天皇は神護景雲三年由義宮に行幸し給ひしとき、此の寺以西の川上に國人を集めて肆廊を開かして遊覽し、且綿及び鹽を寺に施入し給ひ、桓武天皇は延暦十九年河内・若江兩郡の田壹町六反を施入して燈分と爲し給ひたりしが、天文二年五月五日の大水に流失して廢絶し、今も大門の柱石二個東西に分かれて存在せり。其の東にあるものは周圍壹丈八尺五寸にして、西にあるものは同壹丈五尺なり。

續日本紀

稱徳天皇神護景雲三年冬十月辛亥、進幸由義宮、癸丑、以從四位下藤原朝臣雄田麻呂爲河内守、左中辨右兵衛督内匠頭並如故、乙卯、權建禮部左龍華寺以河川上而斷河内市人以居之、陪從五位已上以私玩好交關其間、車駕臨之以爲遊覽、辨波宮稱二萬屯、鹽所石施入龍華寺、

萬葉

たちはなの寺の長屋に我のれし童女のなりは髪のかつらん

讀入しらす

稱念寺

稱念寺は字中の町にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百四拾八坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

傳應寺

傳應寺は字表町にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は八拾

松林寺

七坪を有し、本堂・庫裏・太鼓樓・門を存す。

善良寺

松林寺は字西表町にあり、眞宗西光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百四拾五を坪有し、本堂・庫裏・納家・門を存す。

法榮寺

善良寺は北町にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元祿元年の創立なり。境内は貳百七拾貳坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

安樂寺

法榮寺は字一の町にあり、融通念佛宗大念佛寺の末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百八坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

正願寺

安樂寺は字東八尾座にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百八拾六坪を有し、本堂・庫裏・座敷・廊下・納家・太鼓樓・鐘樓・門を存す。

聞光寺

正願寺は字西八尾座にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百貳拾五坪を有し、本堂・庫裏・太鼓樓・門を存す。

無量寺

聞光寺は字晒にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は六拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

無量寺は同字にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百拾九坪を有し、本堂・庫裏・太鼓樓を存す。

澁川神社は中央にあり、天忍穗耳命・饒速日命を祀れり。延喜式内の神社にして、式には載せて若江郡にあり。もと舊大和川の東側なる字川向にありしが、其の地は年々多少の水害を蒙らざることなく、殊に天文二年五月五日の水災は社殿其の他の全部を流失せしめ、末社浮島神社の如きは茨田郡新田村に漂着し、之をよつほどの宮と稱へしを、発見の後迎へて境内に移せしといふ。依て宮座一統は社の御幸地たる現在の所に社殿を造營するに決し、元龜三四年の頃竣功移轉せり。思ふに社は式に若江郡に載せられたるより見れば、其の以前にありても社地に變更ありしものならん。創建の年月は詳ならず。往時より物部・中臣・忌部連等の一族位官を授かりて奉仕し、之を宮座と稱し、宮田を置き其作得米を以て祭祀の費用に充て、社殿等の修理費を辨じ來れるの外、中世よりは龍華寺の僧侶祭祀を助けしも、天文二年同寺廢絶の後、元龜三四年の頃より社地内に復た宮寺興りて之を繼ぎ祭祀を掌りしが、明治維新後の神佛分離に依りて寺は廢絶し、社は同六年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は壹千九百九坪を有し、老楠一株繁茂せり、高さ八丈・周圍貳丈五尺、里人は以て神木と爲せり。本殿の外に拜殿・幣殿・神饌所・繪馬所・社務所を存し、末社に大神宮・春日社・稻荷社・琴平社・浮島社あり。神位は河内國內神名帳に従三位と記し、今は天神と稱す。氏地は本地(字西・同東八尾座・同西八尾座)及び大字安中にして、例祭は十月十六日・夏祭は七月二十六日に行はる。其の祭は他と例を異にし、宵祭を後縁祭、後縁祭を宵宮祭と唱へ、俗に逆祭と呼べり、是れ其の天文の水害に漂流の時神體溝に捲かれて水上に逆流しければ、順序顛倒の意を以て社祭に此の稱呼をなせしものならんといふ。

比妓神社は字晒にあり、國狹槌尊を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年四月前記澁川神社に合祀せられしも、同十五年二月三日復舊して一社となれり。境内は七拾壹坪を有し、無格社なり。氏地は字晒にして、秋祭は十月十六日・夏祭は七月二十六日なり。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、寶曆八年京都所司代井上河内守利容の役知に移りて同十年に至る、其の後不詳。明和七年再び徳川代官の支配に歸し、寛政六年永井日向守直進の預所に換り、天保十年三たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初めに新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十五區に屬し、同七年一月二十二日第二大區三小區に改まりて、同四月十三日其の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區三小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第三十七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 澁川

本地は古來澁川郡に屬し、澁川村と稱す。

天神社は宇古市にあり、素盞烏命を祀れり。創建の年月は詳ならず。明治五年四月十八日大字植松の澁川神社に合祀せられしも、同十二年七月十四日復舊して村社に列せらる。境内は五拾坪にして、本殿・拜殿を存す。末社に天照皇大神社・稻荷神社あり。氏は本地一圓、秋祭は十月十六日・夏祭は七月二十六日なり。

西勝寺は八尾町大字八尾眞宗東本願寺末慈願寺の支坊にして、阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は五拾四坪を有し、本堂・庫裏・納家を存す、共に明治十八年一月十一日落成の改築なり。

本地は元和六年より徳川氏代官の支配となり、寶曆六年大坂城代井上河内守利容の役知に移りて、同八年十一月に至る、其の後不詳。明和七年再び徳川代官の支配に歸し、寛政六年永井日向守直進の預所に換り、天保十年三たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字植松に同じ。

大字 安中

本地はもと久寶寺川の川床たりしが、寶永元年新大和川の轉鑿後開墾せられて澁川郡に屬し、橋莊に入り、安中新田と呼び來りしも、明治五年安中村と改稱せり。字地に出口・清見・濱里・北回・長堤・眞籬・森續といへるあり。

本地は寶永七年より徳川氏代官の支配となり、寶曆六年大坂城代井上河内守利容の役知に移り、同八年同氏京都所司代に轉じて、尙其の役知として同十年十二月に至る、其の後不詳。明和七年再び徳川代官の支配に歸し、寛政六年永井日向守直進の預所に換り、天保十年三たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日河内國第二大區三小區内の四番組に入りたるの外は、大字植松に同じ。

大字 太子堂

本地は古來澁川郡に屬し、太子堂村と稱し、一に百濟里とも呼べり。村名は聖德太子建立の勝軍寺のあるより起り、字地に東太子・西太子といへるあり。

勝軍寺は東方にあり、一名を願成就寺といひ、或は野中寺といふ。里俗は椋樹寺、又は下太子とも呼べり。其の下太子といへるは、南河内郡磯長村大字太子の叡福寺を上太子と呼べるに對せるなり。眞言宗高野派龍光院末にして聖德太子を本尊とす。寺記の傳ふる所に依れば、用明天皇の御宇厩戸皇子

勝軍寺
(下の太子)

の佛法を天下に弘通せんとし給ひしに、物部守屋之を嫌忌し、中臣勝海等と謀りて頻に寺塔を焼き、佛像を破毀し、且稻城を築きて皇子に抗す。皇子因りて軍を率ゐて守屋を攻め給ひしが、三たび戦ふて利あらず、守屋の皇子を追ふこと甚だ急にして、危難殆んど御躬に迫りけるに、一大棕樹あり、忽然裂けて中間虚となりしかば、皇子其の裡に隠れ給ひしに、樹は封鎖すること舊の如し。守屋等逐ひ來りて太子の影を失し、空しく軍を收めて去るに及び、棕樹再び裂けて皇子を出せしかば、皇子は因りて難を免れ給ひぬ。是に於て皇子は白膠木を以て四天王の像を彫刻し、四臣（蘇我大臣・迹見赤檮）の頭髮に納め誓ひて宣給はく、諸天幸に冥護を加へて勝利を得せし給は、必ず護世四天王寺を建て、恩を無窮に報せんと。遂に再び守屋を撃ち、遂に迹見赤檮に命じて鎬矢を射さしめ給ひしに、其の矢は守屋の胸板に中りて、守屋は櫓より落ちければ、秦川勝走り寄りて其の頸を斬り、傍の池水に洗ひて凱旋し給へり。依りて其の年十月四天王寺を建立し、且恩樹の下に一宇の草堂を建て、棕樹を以て自ら十六歳の尊像を刻し、生身の御髪を植えて安置し、後天皇に奏して大伽藍を建立し、神妙棕樹山大聖勝軍寺の號を賜ひ、皇室の祈禱所と定められて、境域は拾六町に及び、後聖武大皇も臨幸あらせられて大聖勝軍鎮護國家寺の名を賜ひ、歷代に亘りて聖駕を杜けさせ給へるの恒例たりしが、元弘・建武の亂に繼ぎ延元の兵燹に堂塔空しく焦土と化し、爾來再營を重ねしも、漸次頽廢し、禪房・香臺等は或は田畦の宇となり、或は僅に其名を傳ふるのみにして、全く舊時の觀を失ひ來れる折、明治二十一年八

月暴風の爲め本堂を破壊せられぬ。疆域は今は昔の十の一にも足らず、壹千四百參拾四坪にして、庫裏・玄關・廊下・鐘樓・納家・土藏・門の外に、觀音堂・毘沙門堂・護摩堂を存するのみ。神妙棕樹は本堂前にあり、幹圍合抱に餘りて枝條蔭を爲し、縦理に昔日の洞狀の如きを顯はし、傳へて三傳の木なりといひ、樹下に馬蹄石あり、皇子法敵撲滅の蹤を末世に傳へんが爲め、軍馬の蹄跡を石面に印して殘し給ひしものなりといふ。更に寺の舊域を尋ぬるに、東に大字安中の東に大門池あり、西は加美村大字鞍作の南・長吉村大字出戸の北、及び北は八尾町大字八尾の北に各大門の宇を存し、又大字澁川の西南關西線鐵道八尾驛の西半町許の田圃の間に大塔の礎石を存せり、以て昔時封境の如何に廣大なりしかを想はしむるに足るべし。寺寶中本尊如意輪觀世音壹軀は、推古天皇五年百濟國威德王より厩戸皇子に獻せしものと傳へ、胎中に金銅佛壹軀を藏の、寶物中の最なるものたり、傳勝鬘夫人作の木造聖觀世音菩薩立像壹軀、及び守屋退治の砌聖德太子御着用の甲冑壹揃は共に鑑査狀を有し、傳聖德太子作同太子植髮影回尊容木彫立像壹軀・同太子護衛蘇我妹子秦迹見四大臣木彫立像四軀、傳聖德附桓武天皇護念佛の山越阿彌陀如來像壹軀・孝謙天皇御寄附聖武天皇御受戒本尊の古銅釋迦如來座像壹軀・作者不詳如意輪觀世音木彫座像壹軀・同十一面觀世音菩薩木彫立像壹軀・傳小野篁作地藏菩薩木彫立像壹軀・同爰染明王木彫座像壹軀・傳聖德太子作毘沙門天王木彫立像壹軀・作者不詳傳武田信

玄守本尊毘沙門天王木彫立像壹軀・傳聖德太子作財辨天女木彫座像壹軀・傳弘法大師作辨財天十五童子灰像壹軀・傳聖德太子眞蹟墨鐵名號壹基・堀河院宸翰破邪論壹卷・後柏原院宸翰和琴壹軸・傳光明皇后御筆大般若經初分大乘品壹卷・解脫上人筆太子講式壹卷・弘法大師筆阿彌陀佛石號壹卷・墨徵筆彌陀三尊及び聖德太子二皇子畫像壹軸・常照院宮御筆六枚板屏風・傳聖德太子護持の滅金舍利塔壹基・傳弘法大師持物滅金松虫鈴壹個・聖德太子御前身御持物如意同拂子各壹個・守屋退治の砌聖德太子御所用の御持劔貳振・天竺天錢壹個等の外、枚擧すべからず。

吉野詣記 八尾木の金剛蓮華寺といふ寺をたして行き着きにけり云々、これより神懸むくの木のある寺に参りて、かの木のもとを拜み、本堂へまゐり、太子の御影開帳は無きよし語りしかと、案内くれる人ひそかに申して開きけり、

隔ておくとほりか、けん棕の木のみくつけきまで向ふ面影
いにしへの跡も木ふかき中とめて胸がきむくる春のわか草

太子寺

三條西實隆
紹巴
河野鐵兜

上宮太子古金仙 留得當年舍利田 鳩語塔陰春寂々 落花風散石爐煙

守屋首洗池
弓を埋めし塚

守屋首洗池は勝軍寺南門の前にあり、周回四拾間許の小池にして水浅く蘆葦疎生せり。傳へいふ、是れ守屋の首を洗ひし池なりと。然れども一説には寺の西北田圃の間にある小池なりと、其の何れの眞なるかは知るに由なし。又寺の南方字弓代に一小丘あり、赤持の矢を放ちて守屋を射落せし弓を埋

鎗矢塚
守屋大連の墓

めたる所なりと。又東方耕地の中に鎗矢塚と呼べるあり、周圍參間貳尺の封土にして松樹あり、迹見赤持の守屋を射殺せし矢を埋めし所なりと。而して守屋の墓は寺を距る東方拾五間許なる國分街道の北側にあり、東西五間・南北六間・高さ貳尺許の封土にして、中央に一碑を建て石柵を繞らし、前面に石表あり、碑は南に面して高さ參尺四寸・巾壹尺參寸ありて、方參尺五寸・高さ壹尺貳寸の基石の上に立ち、表面に「物部守屋大連墳」の七字を鐫す。共に明治二年時の堺縣令小川一敏の建立せし所なり。守屋は尾興の子にして用明天皇の御宇に大連となり、蘇我馬子と共に政治に參與せしが、政權上の争は陽に神佛兩教取捨の衝突となり、澁川の邸に圍まれ遂に族滅するに至りしは、史上に明なり。墓は永く荒草の裡に埋没せしが、此の建碑の擧あるに及びて人に省らるゝに至れり。

専光寺は字野代にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は九拾八坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

大川神社は中央字高見にあり、素盞鳴命・保食神を祀れり。創建の年代は詳ならず。明治五年五月村社に列し、同年本地の稻荷神社を合祀せり。境内は參百四坪にして、本殿の外に拜殿を存す。氏地は本地一圃にして、秋祭は十月十六日・夏祭は七月二十六日なり。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしも、寛文九年に至り村高七百貳拾貳石四斗八升の内、貳百貳拾五石八斗九升四合は麾下仙石因幡守久俊の采地に屬し、其の四百九拾六石五斗八升六合は依

然徳川代官の支配たりしが、仙石氏の采地は同氏世襲して同松溪に至り明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り同年八月二日更に堺縣の管轄となる。又徳川代官の支配地は元祿四年大坂城代土岐伊豫守頼殷の役知に轉じ、正徳二年同内藤豊前守式信の役知に換り、享保二年再び徳川代官の支配に歸し、寶曆六年大坂城代井上河内守利容の役知に屬し、同九年三たび徳川代官の支配に歸し、同十年大坂城代松平因幡守康福の役知に移り、同十二年四たび徳川代官の支配に歸し、寛政六年永井日向守直進の預所に換り、天保四年稻葉丹後守正守の領地となり、同氏世襲して美濃守正邦に至り、明治二年六月上地せり、依て淀藩の支配となり、同四年七月十四日淀縣に屬し、同年十一月二十二日更に堺縣の管轄となり、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十五區に屬し、同七年一月二十二日第二大區一小區に改まりて、同四月十三日其の四番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區一小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第三十八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 龜井

本地は古來澁川郡に屬し、もと跡部郷にして後龜井村と呼び、分れて龜井・東龜井・西龜井の三ヶ村となり來りしも、明治八年五月合併して龜井村と稱す。村名は清泉龜井のあるより起れり、井は水涸れて今は其の跡を存す。字地に跡部といへるあり、跡部は舊郷名の稱を殘せるものにして、河内志村里の條に「東龜井屬邑一曰跡部」と記せるもの是れなり。舊郷名は和名抄に「澁川郡跡部郷」と載せ、舊事天神本紀に天津羽原命は跡部首の祖なりと見ゆる跡部氏の居地か、姓氏錄に阿刀氏あり、即ち左京神別に「阿刀宿禰、神饒速日命之後也」と見ゆるもの是れにして、郷は復た阿刀氏の居りし所なるべし、物部大連守屋の退き居りし阿都家は此の郷の地ならん。守屋の退き居りし阿都は日本書紀用明天皇二年の條に「是時押坂部史毛屎急來密語大連曰、今群臣圖卿、復將斷路、大連聞之即退於阿都阿都大連之別業所在地也」と見ゆるもの是れにして、書紀通證は此の字跡部を守屋の澁川第の址に擬せり。澁川第は守屋の稻城を築きて戦ひし所なり。然れども此の字地を以て直に守屋の稻城を築きし澁川第と爲せるは、俄に信すべからず。

路部神社は字跡部にあり、延喜式内の神社にして社名の路部は跡部と其の訓を同うす、路は跡の誤ならん。祭神は詳ならず。思ふに本地に住せし阿刀氏の其の祖神を祀りしものならん。明治五年四月天照皇大神及び伊弉册命を相殿に配祀せり。本地の産土神にして、同五年村社に列せらる。境内は參百拾坪を有し、本殿の外に拜殿・幣殿を存す。秋祭十月十六日・夏祭は七月二十六日なり。

眞觀寺は字北垣外にあり、臨濟宗南禪寺末にして十一面觀世音を本尊とす。本尊は惠心僧都の作なりと傳ふ。寺傳に依れば、應永元年畠山滿家の其の叔父大譽禪師を開山として創立せし所なり。當時封境は七千五百八拾餘坪に上り、寺領壹千餘石を有し、巍々たる巨刹にして、朝廷より護國山の號を賜ひしが、後畠山氏の亡ぶるに及びて寺もまた衰微し、慶長十七年豐臣氏朱印拾九石八斗を寄せて寒厨の資と爲せしも、同十九年の役眞田幸村當寺に據りて東軍に抗せしかば、兵燹に罹りて坊舎悉く灰燼となり、僅に本堂を殘せるのみなりしが、翌元和元年徳川家康は平定の祝誼として傳長老に壹千石を與へらる、依て傳長老は之を二分して常光寺と當寺とに於て各五百石を領し、重ねて坊舎を再建せり。然るに、寛永八年に至り其の采地は收められて、寺領拾九石八斗を寄せられしが、寛文十一年回祿に罹りて假堂を建營せり、現今の堂宇即ち是れなり。爾來寺運舊に復する能はず、明治四年正月朱印地を上地しければ、益衰微して今に至る。境内は六百四拾七坪を有し、假本堂・庫裏・玄關・方丈・長屋・惣門・藥醫門及び地藏堂を存す。寺寶に永祿・元龜以來の制札及び朱印等の古文書あり。前記の如く畠山氏に因み深き寺にして、畠山滿家・同昭高・同基玄の墓あり、基玄の碑には表に眞觀寺殿太中大夫前拾遺玄峯基玄大居士と題せり、

眞觀寺殿太中大夫前拾遺玄峯基玄大居士碑誌

四時之序節節則謝、五行之性功成必退、天道之常勢積則損、財聚則散、年盛返衰、樂極還悲、此人道之恒也、嘗知其理、今信其

事、原夫畠山義種者、清和帝之壽尼利義孫嫡男也、義純娶遠江守北條時政女而領畠山邑、因爲氏號、泰國・國氏・貞國・家國相承相繼世事鎌倉幕府、至尾形守義深歷仕室町家、氏・義詮・義滿、攻城野戰功勞積累、領河内・和泉、兼知能登・越中、其國嗣其家大其門、討山名氏清益封山城・大和・攝津郡邑、應永四年始爲寺領職、與斯波・細川相代爲關國將帥之長、世稱三管領職、永以爲家例、其子滿家領師四伐、攻大内義弘破彼軍獲其首、感奮勳績增封紀伊、武名大彰聲價益重、將軍義持薨後不續有關、滿家詣社探圖決定青蓮院門主義嗣而有義教將軍、且奉武命迎彥仁親王爲後花園帝、威望權勢無出其右者也、及卒葬於河州眞觀寺、基跡見存矣、嫡男持國超群跨龍叙從三位、門福生光、雜髮改名德本、然政務巨細悉決於其心、令嗣政長當應仁之亂勇氣奮揚戰不絕、明應二年臨軍自孤子尙長避難入高屋城、當是時天下紛爭瓜割靡分、室町家式微、畠山家亦衰、尙長激勵衆士、傳及植長・政國、奕世幹事、破殺挫堅不墜其名不失其國、長子高政居河内州高屋、次男政尙居紀州岩室城、季曰昭高、兄弟同志合兵殺三好實休于泉州復修彼地、高政無子以政尙子貞政爲嗣、且配其女、然貞政未長、昭高偃居高屋城而娶石府織田信長女、家臣遊佐氏挾憤怒之志賦之於高屋城、貞政唯保紀州、天正十二年內府織田信雄與太閤豐臣秀吉欲戰于樂田、貞政奉東照大神君命、募衆兵十爲之後拒、和議已成、其事不遂、貞政以爲遺憾、歸心神君、明年秀吉陷岩室城、至此貞政喪地落魄、事皆詳家譜、貞政在紀州之日、生男政信、政信身攝窮厄、備嘗艱難、元和元年難波之夜、突聽入城斬首三級、默不語難問無答、顯官加禮親明傾情、大猷公以爲名家遺胤、待東來賞賜三百石爲湯沐之邑、寛永元年移居江府、厥後仕殿有公、經年致仕、稱休山居士以壽終矣、從四位上侍從源民部大夫基玄者其嫡子也、寛永十三年某日生于江府、慶安二年拜謁大猷公、每歲正月父子共獻銀馬、特進拜禮、唯願彩服不下觴灑、殿有公亦追其舊例、延寶六年憐其故家微祿、倍授采地列高家衆、叙從五位下任侍從、常憲公治世之日、逐年逐次歷叙從四位上、特蒙恩命或爲御側衆、或爲奏者番、而後復高家衆、屢增祿邑五千石、此間奉命到京師、參禁廷十回、召於清涼殿拜祇天孟、或賜利銀或賜錦帛、且又爲御名代詣二荒神廟八回、拜伊勢兩宮兩回也、天性閑靖退讓、言行謹實、忠孝奉誠、弟妹和樂、

能處職分、不求利達、嗚呼祖先勲業蓋世、盛而衰者所謂高岸爲谷也、基支登庸得時衰而還盛者、所謂深谷爲陵也、天人之運無往不復、物理無私、報施惟公、其祖其父積善餘慶、庇蔭以及再濟其美乎、寶永四年辭職養老、未及解印綬、六年十月修鼻祖義純五百年法會于武州金地院示追慕之志、今茲仲春望日臥病史醫無効、及今日遂瞑于麻布之宅、年七十五、娶京極高成女生四男二女、皆悉夭折、猶子二郎四郎德氏爲家督、德氏建小石碑請誌于余、余有外姻不能峻拒、聯袂家系以記小槩云、

寶永七年庚寅三月二十日

從五位下大學頭 藤原朝臣信篤識

菅領之家島山之嫡從四位上行從侍兼民部大輔源朝臣基支、今茲卒於江府城南之私第、往年壬午之冬曾語余曰、千秋之後可恥齒骨遺棄于河州澁川郡萬松山眞觀寺而樂小墳以違素情云々、敬辭無言、欲應數命、不量今如其言矣、於是乃併江府所立之墓誌及平生所著之官袍以贈彼禪寺也、表孝情之寸忱、永貽數命之曼已、

寶永七年庚寅閏八月十日

二郎四郎 島山德氏 花押

專光寺

專光寺は字今在家にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百參拾參坪を有し、本堂・庫裏を存す。

光明寺

光明寺は字中小路にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百拾八坪を有し、本堂・庫裏・座敷・廊下・門を存す。

本地は村高壹千貳百貳拾八石六斗の内、舊龜井村は拾九石八斗・同東龜井村は七百貳石九斗九升五合・同西龜井村は五百五石貳斗六升五合にして、寛永年間より龜井村の拾九石八斗は眞觀寺領となり、東龜井・西龜井兩村の壹千貳百八石貳斗六升は德川氏代官の支配たりしも、東龜井村は寛文九年麾下

仙石因幡守の采地となり、眞觀寺領は明治元年五月十日の公布に依り、仙石氏の采地は同氏世襲して同松溪に至り、明治元年五月二十四日の公布に依り、共に大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄となる。又德川代官の支配地は天和元年戸田山城守忠眞の領地に換り、正徳元年再び德川代官の支配に歸し、寶曆六年大坂城代井上河内守利容の役知に移り、同八年同氏京都所司代に轉じて、尙其の役知たり、同十年三たび德川代官の支配に歸し、同年更に大坂城代松平周防守康福の役知に屬し、同十二年四たび德川代官の支配に歸し、安永六年大坂城代牧野越中守貞長の役知に移り、天明元年同氏京都所司代に轉じて、尙其の役知たり。同四年五たび德川代官の支配に歸し、寛政六年永井日向守直進の預所に換り、天保十一年六たび德川代官の支配に歸し、嘉永四年戸田山城守忠溫の領地となり、同氏世襲して土佐守忠至に至り、明治二年六月上地せり、依て高德藩の支配となり、同三年三月十九日堺縣の管轄となる、是に於て舊三ヶ村共同一管治に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日河内國第二大區一小區内の五番組に入りたるの外は、大字太子堂に同じ。

大字竹淵

本地は古來澁川郡に屬し、もと竹淵郷にして、郷名廢して竹淵村と稱す。舊郷名は和名抄に「澁川郡

竹淵(たけがふ)と見ゆるものは是れなり。了意川は南河内郡柏原町大字柏原の樋門より流れ來りて竹淵川の名を爲し、攝州東成郡に入りて平野川となる。新大和川の轉鑿以前にありては、狭山池東除川の水は長吉村大字川邊・同六反より來り字馬ヶ淵にて之と合せしが、同川開鑿後は柏原の青地樋末の水となる。拾遺集に載せられたる竹ヶ淵の歌は本地の詠ならん。

拾遺　もみちほの流るゝときは竹川の淵のみとりも色かはららん

凡河内野恒

天照皇大神社

天照皇大神社は字宮地にあり、天照皇大神を祀れり。由緒は詳ならず、明治五年村社に列せらる。境内は參百八拾坪を有し、本殿の外に拜殿・幣殿を存す。末社に勝手神社・雨乞神社あり。氏地は本地一圓にして、秋祭は十月十六日・夏祭は七月二十六日なり。

光正寺は眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。建曆二年九月親鸞上人の開基なりといふ。境内は壹百拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

光正寺

旭林寺は眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は七拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。共に明治四十五年一月二十四日落成の再建なり。

旭林寺

本地は寛永四年より徳川氏代官の支配となり、寛政六年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十二年再び徳川代官の支配に歸し、嘉永四年戸田山城守忠温の領地となり、同氏世襲して土佐守忠至に至り、明治二年六月上地せり、依て高德藩の支配となり、同三年三月十九日堺縣の管轄に轉ず。而して其の

後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日河内國第二大區一小區内の六番組に入りたる外は、大字太字堂に同じ。

大字	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月二日 國勢調査の人口
植松	一、四七・五八	一、六・五三五	一、八〇	一、三・六六六	一、八七	一、八七	四、七〇
渡川	六、〇〇・三九〇	四、〇五七	一、八	四、一六三	一、九	一、九	四、七〇
安中	四、七〇・四八八	五、〇三七	一、五	五、〇八三	一、八	一、八	四、七〇
太子堂	七、三・四八〇	六、九三三	三、五	六、八三三	三、三	三、三	四、七〇
龜井	一、三・八〇〇	六、六二二	七、五	一、〇三九〇元	七、五	七、五	四、七〇
竹淵	七、六・〇三	五、〇二八	一、九	六、二四七	二、〇	二、〇	四、七〇
計	五、二七・八九〇	四三、三二五	五、四三	四三、三二五	三、五三	三、五三	四、七〇

第三十六項 久寶寺村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、久寶寺村・顯證寺新田・三津村新田の三ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、三ヶ村中の大村たる久寶寺村の名を採りて久寶寺村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依

もて澁川郡所屬たりしが、同二十九年四月一日中河内郡に屬す。

大字久寶寺

本地は古來澁川郡に屬し、もと巨摩莊(一に駒又は許摩に作る)と呼び、久寶寺村と稱す。久寶寺の村名は久寶寺のありしより起り、舊莊名の巨摩は狛又は高麗にして、姓氏錄河内國諸蕃に「大狛連、出自高麗國人伊里斯沙禮斯也」、又「大狛連、出自高麗益士福貴王也」と見ゆる大狛氏に因みて起り、堅上村大字本堂、若江村大字南北若江と共に同氏族の居りし所ならん。明治維新前までは、四方の入口に門を設けて非常を警めしといふ。市街の形を爲して南北を縦貫せる五間幅の大道は之を廣小路と呼び、東西通に中の町・表町・馬追町・俵町・大手町・慈眼寺町・地下町・出屋敷町等の名あり。

許摩神社は字出屋敷町にあり、延喜式内の神社にして高麗王の靈神を祀れり。創建の年月は詳ならず。大狛氏の其の祖神を祀りしものなるべし。昔は天王と稱し、本地の産土神にして河内國內神名帳には神位を從三位と記せり。明治五年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は七百四拾八坪にして、本殿・拜殿・幣殿・神輿庫・社務所を存し、末社に嚴島神社・大宰府神社・稻荷神社・秋葉神社・八幡神社・金刀比羅神社あり。氏は本地及び大字顯證寺にして、例祭は四月十六日・夏祭は七月十九日・秋祭は十月十九日なり。社家に古笥を藏し、笥上に河内國澁川郡許摩莊神

許摩神社

明星澤

武明星澤と題し、左記の和歌を書せり。明星澤は本地にありて、神武は其の堤名たりしが、址は詳ならずれども、今の神武橋附近は澤のありし所にて、燕子花を以て名あり。花は金色を帯びて他と趣を異にし、之を他に移植すれば其の美を失ひしといふ。社司は其の名の湮滅せんことを憂ひ、有志と謀りて先年宗秩寮の久我通久侯に揮毫を乞ひて、其の古歌を社に保存せり。

許摩の里澤邊に生ふる杜若君か手毎の水やかへけん

社側は同社の宮寺たりし久寶寺觀音院のありし所なり。同院は古義眞言宗洛西御室御所眞光院末にして大悲閣と呼び、久寶寺の古蹟なり。同院の舊記に依れば、久寶寺は聖德太子の建立にして、同太子自作の十一面觀世音を本尊とし、推古天皇二年三月勅願所となり、伽藍巍々として聳え、當國佛法の中心たりしが、降て信貴の城主松永彈正久秀の兵火に罹りて悉く灰燼と化し、本尊のみ時の源山和尚之を背に負ひ、伊賀國下津に至りて逗留しけるに、永祿九年正月病歿し、本尊は其の靈告に依りて里人より送り返されしも、一字の堂舎もなかりしかば民家の門前に安置せしを、人々見るに忍びず、諸人の信施を以て小堂を建立して之に安置し、僧念西をして供養せしめたるもの、即ち久寶寺觀音院の創始なり。萬治三年御室御所院家尊壽院中興二世大僧正顯證上人は當院の舊き靈地なるを思ひ、寛文七年堂舎に修補を加へて來住し、延寶六年遷化の後は弟子に依りて繼承せられ來りしが、明治初年の神佛分離に依りて廢寺となり、本尊は一時高井田村の長榮寺に移されしも、今は迎へて本地の念

久寶寺觀音院址

佛寺に安置せらる。鐘樓に懸りし梵鐘は有名なるものにて、其の響は十里の外に及び、寛政年間本地の南町焼(地下町・中の町)と稱する大火の際に於ける其の警音は、遠く大和の高田に達せしといふ。然るに明治の後其の所在不明となりしかば、里民は之が所在探査に心を苦めつゝありしに、明治三十七八年の戦役に第六師團所屬兵清水重吉なるもの、露軍に捕はれてモスコウ府に送られ、外出しける際に、ニコライの寺院に澁川郡久寶寺村と刻せる大鐘のあるを發見せしかば、同人より書面を以て通知方を其の従兄清水三吉氏に依頼し、三吉氏より更に本村役場に其の趣を通知し來りたる爲め、其の所在初めて判明したるも、取戻すに術なく、今は三吉氏の書面を紀念として保存せらるゝのみ。鐘樓は修繕を加へられて神社境内の井戸屋形となれり。

顯證寺

顯證寺は字中の町にあり、近松山と號し、眞宗西本願寺別格別院にして阿彌陀佛を本尊とす。文明十一年蓮如上人の造營して西證寺と名づけ、其の第十一子實順をして在住せしめられたるもの當寺の起原なり。後實順歿して其の子實眞早世しければ、江州大津近松山顯證寺の蓮淳は本山の命を受けて、享祿二年宗祖等身の眞影を奉じて移住せり。蓮淳は蓮如上人の第六子にて、文明元年蓮如上人の創建せられたる前記顯證寺にありしが、當寺に來ると共に其の山號・寺號をも移して當寺を近松山顯證寺と改稱せり。爾來累代連枝を以て住職と爲し、河州の各寺を統轄せるのみならず、江州大津の顯證寺を其の儘保存して累代兼帶所と爲し、同國野州郡赤野井村の顯證寺及び當國大ヶ塚村の顯證寺をも兼帶

所と爲し、四世證淳は永祿三年冬院家の勅許を蒙れり、是れ本宗院家の嚆矢なり。又武門の歸依ありて、元龜元年九月信長の朱印は十月二十九日附秀吉の墨印を添へて附與せられ、五世顯淳の慶長三年極月二十六日輝元・景勝・秀家・利家・家康の連署せる朱印を三井寺と共に受け、同五年六月二十一日家康の朱印を領せしが、八世寂順の寛文十二年三月に至りて越前の福井別院を兼帶せり。九世寂壽は寶永七年四月本堂を再建し、十世常剛は本山に嗣子なかりしを以て寛保三年入りて其の法燈を繼ぎて十七世の法主となる、即ち法如上人は是れなり。十三世攝衆は文政二年十月復た本山に入りて二十世の法主となる、即ち廣如上人は是れなり。是に於て當寺は本山豫備繼嗣者寺と定められ、久寶寺御坊と呼び、今の中河内郡全部及び南河内郡・北河内郡の一部に於ける末寺の總觸頭たりしが、明治五年中山制度の廢止と共に御坊の稱も撤せられて別院となり、後別格別院となる。大正六年三月十九日十七世尊定師は本山管長代理となりしも、同年五月三十一日入寂せり。境内は貳千八百九拾六坪の廣さを有し、周圍に牆壁を繞らし、梁行拾六間・桁行拾七間の本堂は巍然として聳え、庫裏・内庫裏・座敷・客間・廣間・居間・玄關・内玄關・茶所・膳所・太鼓樓・鐘樓・長屋・土藏・門等相連り、坊舎の奥に含月軒あり、慶長年間畿内宗匠の本願寺十二世良如上人の命を命けて、設計造營せる茶室にして、壁額含月軒の三字は同上人の筆なり。蓮池之を繞りて男女の蛙石・蛇石・龍眼石等は所在に散点し、楓樹上を覆ひて風趣に富む。又西南の一隅には嘯風醉月樓ありて遙に葛城の連山を望む。又蓮如松は

庭中にありて同上人の手植のものなりといふ。寺實中宗祖親鸞上人真向の影像是、蓮如上人の真筆にして天下一品の稱あり。而して寺の門前より八尾町に至るの道路は、毎月十一日と二十七日の兩回に市を開きて、俗に顯證寺遠夜市と呼び、古着・古道具・植木其の他の百貨輻湊せり。殊に盛なるは毎年十一月の二十六日より二十八日に亘る三日間の報恩講なり、其の際は各村多く業を休みて參詣せるを以て、雜鬧最も甚し。

發願寺

發願寺は同字にあり、至心山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寶永十四年四月正傳の開創なり。境内は貳百拾六坪を有し、本堂・庫裏・經藏・門を存す。

念佛寺

念佛寺は字表町にあり、龍興山勝雲院と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。曆應四年八月盤龍の開創なり。境内は四百拾七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

久寶寺城址

久寶寺城址は字大手町の西北なる字城土居是れなり。其の大手町に面せる廣小路の突當りは廣小路門のありし所にして、西北の兩邊には近年まで幅參間許なる濠池を存したりしが、大正六七年の頃に埋立てられて今は其の一部に僅少の俵を殘せり。全部竹藪を爲し、周圍壹丈貳參尺に餘れる板の大本數株鬱葱せり、在城當時のものならん。城は畠山氏の築きし所なり。畠山家國の支裔播磨守刑部少輔滿基は澁川郡を領せしが、兵火に罹りて燒失しければ再築せらる。其の表門に澁川屋敷を營みしも、當時のことならん。其の子滿貞初めて氏を改めて澁川左馬允又九郎と稱し、其の子隱岐守光重は播州

の安井郷を拜領して更に安井と改む。光永・光行を経て助左衛門定繼は久寶寺村を領し、其の子に主計頭定重（助助といひ）・定次（清右衛門といひ）・定則（佐兵衛といひ）及び女子一人あり。長男定重は二弟定政・定次と共に織田信長に仕へしが、天正五年本願寺光佐の來りて攻むるに及び、定重之に死し、定正も亦創痍を蒙りて、城終に陥れり。依て定次家を嗣ぎしが、其の舊城址を清右衛門屋敷と呼べるは、定次の俗名に因めるものならん。堀川屋敷にありしも、後豊臣秀吉に仕へて大坂に出で、定則は本地に留りて堀川屋敷に住し。女子は安田宗順に嫁せり、宗順は安田家の祖なり。かくて定次は大坂にありて其の子成安（亦左衛門といひ）と共に秀吉の大坂築城の工を督し、其の功に依りて城南の地を賞與せらる。成安は後道頓と號し、從弟即ち定正の子定清（平）・定吉（九兵衛）及び族人平野藤次と道頓堀川の開鑿に着手したるも、大坂夏の役に戰歿し、定清復た病歿しければ、定吉は藤次郎と協議して之を完成せり。定吉は後道卜と號し、道頓堀に住して大坂南組の總年寄となり、子孫相繼ぎて明治の初年に至りしは、已に大阪市南區第六聯合の條に記せしが如し。而して本地堀川屋敷に留りし定則の子孫は、同邸に住して相傳せしも、天明年間に至りて斷絶し、縁戚たる安田家の有となり來りしが、故ありて今は別人の所有となる。

麟角堂の址は南方字角堂にあり、角堂といへるは麟角堂の名を殘せるなり。領主澁川左馬允滿貞の文教の振はざるを慨きて開設し、孔夫子の聖像を奉じて釋奠の禮を行ひしもの其の起原にして、河内

麟角堂址

志・河内名所圖會等に澁川縣學と記せるもの即ち是れなり。其の沿革の委細は詳ならざれども、後安井定次は泉州塚在住の碩學今村道和を招聘し、寶永より享保に亘りては伊藤仁齋・伊藤東涯等も來りて經書を講せしことありといふ。然るに其の後に至りて頽廢し、聖像は安田家に傳はり來りしが、安田覺三郎氏は邸内に小屋を建て、之を再興し、大正二年四月二十三日西村天因翁を聘して開堂式を擧げ、爾來毎月二十三日を以て經書の講筵を開き、所藏の書籍を開陳して衆人に聽講閱覽せしめ、以て教育の振興に資せり。

安田春益

安田春益は安田家の先代なり、字は迪、橘州と號し、後恒庵と改む。家世々醫を業と爲せしかば醫道を和田東廓に學びて家業を繼ぎ、賴春水に就て漢籍を修め、其の業大に進みて、終に文學を以て著る。其の交遊は尾藤二州・中井竹山・同履軒・片山北海・松本春嶽・筱崎三島・福原五岳其の他浪華に於ける懷德堂・渾沌社の學者間に及び、其の別邸となれる堀川屋敷に設けし迎翠亭は、此等明星の前後踵を接して來り遊びし所にして、當時其の詩文唱和の盛なりしは、同家に殘れる多くの文書に依りて追懷するに餘あり。交遊の廣かりしが中にも、其の師春水との間は情誼殊に濃かにして宛ら父子の觀あり、春水の滯留は常に旬餘に亘るを例とせしといふ。文化七年二月二十五日五十五歳を以て逝き、唐詩抄卷・增訂負劍錄等の遺著あり。其の子鶯園復た文學あり、特に醫術に於ては天才の手腕を有し、遠近傳へ聞きて診療を求めければ門前常に市を爲し、浪華の富豪鴻池・加島屋・住友等に聘せら

れて往診するに至る。又一面に於ては、茶事を修めて造詣深く、千汲江齋と交を結びしが、勤王の弟士伴林光平等とは茶事に托して屢往來し、鶯園隨筆・蕉窓雜話・療病門等の著あり。文久三年八月八日七十四歳を以て逝けり、今の覺三郎氏は其の嫡孫なり。

春日送某僧遊江州

安田恒庵

江國名區世所奇 春風鷓鴣相隨 古鐘數件雲藏寺 老樹一株松覆祠 滿目湖山連日賞 無邊花木幾篇詩

年々空抱烟霞癖 行脚自由獨愧師

晚春山莊

同

入門一路任逢迎 午寂竹陰轉老鶯 半嶺殘花雲自暖 滿池新水雨初晴 桃源地古仙蹤遠 谷口關幽世累輕

何正蓬錢買隣得 應須此處過餘生

春日適安田恒庵

賴維寬

春晝敲門見乃翁 喚呼杯酒倚藤櫺 何戒幾歲芝蘭熟 磊落今知是父風

暫寄迎翠亭即事以贈主人

片山北海

迎翠凭欄薄暮天 虫鳴四野草蒼然 稻花風送松間月 草露秋油池上烟 瓢飲誰知心自草 塵船殊愛主能賢

深園答問交文趣 吟書桂叢招德篇

過欽安田賢兄宅分韻

尾藤二洲

爲訪東村春色濃 舊知新識此相從 紅深黃鳥聲邊樹 翠滴青烟影外峯 結縵數雲雲疊々 斷虹懸水水溶々

道遠炊佐醉中韻 立得池塘獨撫松

書翰

尊書奉讀、先以て餘寒猶強候處御全家彌御平安奉欣然候、さて當方大火御聞及び其節も□□□□御厚意辱奉存候、如仰拙宅火に包まれ候へ共近邊の手當能く免れ申候、上町通半焼失近年の大火に御座候、當方老人子供皆々無恙立退申次日歸申候、御安心可被下候□□且又御使殊に鴨一羽午房一把御贈被降不堪感荷候、猶來春日出度得御意御禮申盡候、折返し御答如此に御座候、頓首

十二月二十八日

尾藤 貞佐

安田 春益 様

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十四區に屬し、同七年一月二十二日第二大區一小區に改まりて、同四月十三日其の十二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區一小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日顯證寺新田・三津村新田と三ヶ村聯合となり、同十七年七月一日第三十九戶長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字顯證寺

本地はもと久寶寺川の川床なりしが、寶永元年新大和川轉鑿の爲め其の地は沙原となりければ、漸次開墾せられて澁川郡に屬し、顯證寺新田と名づけ來りしが、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字顯證寺と稱す。

本地は寶永年間より徳川氏代官の支配となり、文政元年永井飛彈守直與の預所に轉じ、天保十一年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年十一月二十二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字久寶寺に同じ。

大字三津

本地はもと久寶寺川の川床たりしが、寶永元年新大和川轉鑿の爲め其の地は砂原となりければ、開墾せられて澁川郡に屬し、三津村新田と名づけ來たりしが、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字三津と稱す。

本地は寶永年間より徳川氏代官の支配となり、文政元年永井飛彈守直與の預所に轉じ、天保十一年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて

同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十五區に屬し、同七年一月二十二日第二大區四小區に改まり、同四月十四日其の一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區四小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日久寶寺村・顯證寺新田と三ヶ村聯合となり、同十七年七月一日第三十七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	字	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年十月二日 國勢調査の人口
久寶寺	寺	一、九五七・四七〇	三三・二七一	一、四〇一	一、四〇一	二、三五四		
顯證寺	寺	一、四八八・八〇〇	一、八九一元	一、二七	二、一五〇	一、四四		
三津		三、〇一〇	八、六三三	一〇、一〇〇	一、五〇	二、三六六		
計		二、〇六六・九七〇	一、七七一	二、五七二	二、五〇六	二、三六六		二、八〇九

第三十七項 加美村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、鞍作村・南鞍作村・鞍作新家村・正覺寺村・乾

村の五ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、各村中正覺寺及び乾の兩村は往時の賀美郷なるに依り、其の舊郷名を採りて加美村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて澁川郡所屬たりしが、同二十九年四月一日中河内郡に屬す。

大字鞍作

本地は古來澁川郡に屬し、鞍作村と稱す。延寶六年鞍作新家村を分ち、元祿十四年復た南鞍作村を分置せり。字地に古屋敷・新屋敷といへるあり。村名鞍作は鞍作氏の居りし所なるより起れるならんか、鞍作氏は其の先百濟の人司馬達に出で、其の子多須那歸化して、鞍作の姓を賜はり、多須那の子鳥は世に之を鳥佛師と呼び、其の刻する所の佛像は奇工神に入り、今も世に傳はるもの少からず、何れも寺門の珍寶・工藝美術の模範たらざるはなし。推古天皇十五年秋七月遣唐使小野妹子の通事を命ぜられたる鞍作福利も其の一族なるべし。佛師の事は載せて日本書紀にあり、左に之を掲記せん。

日本書紀

推古天皇十三年夏四月辛酉朔、天皇詔皇太子大臣及諸王諸臣、共同發誓願以始造銅鑪丈六佛像各一軀、乃命鞍作鳥

造佛之工、是時高麗國大興王聞日本國天皇造佛像、貢上黃金三百兩、十四年夏四月乙酉朔壬辰、銅鑪丈六佛像並造竟、是日也丈

六銅像座於元興寺金堂、時佛像高於金堂戶以不得納堂、於是詣工人等誦曰、破堂戶而納之、然鞍作鳥之秀工以不壞戶得入堂、即

日設齋、於是曾集人衆不可勝數、自是年初每寺四月八日七月十五日設齋、五月甲寅朔戊午、勅鞍作鳥曰、朕欲興隆內典、方將建佛刹、肇求舍利時、汝祖父司馬達等便獻舍利、又於國無僧尼、於是汝父を須那爲桶豐日天皇出家恭敬佛法、又汝姨鳥女初出家爲諸尼導者以修行釋教、今朕爲造丈六佛以求好佛像、汝之所獻佛本則合朕心、又造佛像既訖不得入堂、諸工人不能計以將破堂戶、然汝不破戶而得人、此皆汝之功也、即賜大仁位、因以給近江國坂田郡水田二十町爲、鳥以此田爲天皇作金剛寺、是今謂南瀨坂田尼寺、

菅原神社

菅原神社は字宮の東にあり、菅原道眞を祀れり。創建の年月は詳ならず。鬼門除の神なりと稱して遠近より參拜し、境内の土砂を拜受するを例とせり。明治五年村社に列せられ、同四十年十月三十日大字南鞍作字堂の下の無格社天照皇大神社(大日靈命)及び同四十一年十月十二日大字鞍作新家字川への村社菅原神社(菅原道眞・天照皇大神)を合祀し、同四十四年五月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參百參拾貳坪五合を有し、本殿の外に拜殿・幣殿・社務所を存す。末社に稻荷神社あり。氏は本地及び大字南鞍作・同鞍作新家にして、例祭は十月二十二日なり。

善正寺

善正寺は字川の先にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百七拾坪を有し、本堂・庫裏・廊下・納家・門を存す。外に地藏堂あり。

眞證寺

眞證寺は同字にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は七拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地村高は壹千七百八拾參石貳斗壹升壹合にして、元和の初めより徳川氏代官の支配となり、延寶六年其の四百七拾壹石四斗五升七合は鞍作新家村に屬し、元祿十四年其の貳百貳拾六石五斗參合はまた南鞍作村に屬せしかば、本地石高は壹千八拾五石貳斗五升壹合となりて徳川代官の支配たりしが、享和二年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年再び徳川代官の支配に歸し、嘉永四年村高の内四百貳拾七石八斗壹升貳合は戸山城守忠溫の領地に屬し、其の六百五拾七石四斗參升九合は依然徳川代官の支配に屬せり。戸田氏の領地は同氏世襲して同土佐守忠至に至り、明治二年六月上地せり、依て高德藩の支配となり、同三年三月十九日堺縣の管轄となる。又徳川代官の支配地は同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄となり、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十五區に屬し、同七年一月二十二日第二大區一小區に改まりて、同四月十三日其の六番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられ單に第二大區一小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第四十戶長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字南鞍作

鞍作寺

本地は古來澁川郡に屬し、鞍作村の内なりしが、元祿十四年分れて南鞍作村と稱す。鞍作寺は字堂の下にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は八拾九坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

本地は元祿十四年より戸田山城守忠眞の領地となり、正徳元年徳川氏代官の支配に歸し、寛政二年大坂城代太田備中守資愛の役知に換り、同五年再び徳川代官の支配に歸し、同六年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年三たび徳川代官の支配に歸し、嘉永四年戸田山城守忠温の領地となり、同氏世襲して土佐守忠至に至り、明治二年六月上地せり、依て高德藩の支配となり、同三年三月十九日堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字鞍作に同じ。

大字鞍作新家

地藏院

本地は古來澁川郡に屬し、鞍作村の内なりしが、延寶六年分れて鞍作新家村と稱す。普通には略して單に新家村と呼べり。

地藏院は眞言宗高野派光明院末にして不動明王を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百參拾貳坪を有し、本堂・庫裏・座敷・納家・門を存す。外に地藏堂あり。

南柄寺

南柄寺は眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百參坪を有し、本堂・庫裏・納家・藥醫門を存す。

本地は延寶六年より徳川氏代官の支配たりしが、天和元年戸田山城守忠眞の領地に移り、正徳元年再び徳川代官の支配に歸し、明和元年大坂城代松平和泉守乗佑の役知に換り、同六年同久世出雲守廣明の役知に屬し、安永六年同氏京都所司代に轉じて尙其の役知たり、天明元年三たび徳川代官の支配に歸し、寛政六年永井日向守直進の預所に換り、天保十一年四たび徳川代官の支配に歸し、嘉永四年戸田山城守忠温の領地となり、同氏世襲して山城守忠至に至り、明治二年六月上地せり、依て高德藩の支配となり、同三年三月十九日堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字鞍作に同じ。

大字正覺寺

本地は古來澁川郡に屬し、もと賀美郷にして橋莊に屬し、正覺寺村と稱す。字地に南町・東町・西町・芝町といへるあり。舊郷名は和名抄に「澁川郡賀美郷」と載せ、もと乾村と一村たりしが、明應二年畠山政長の正覺寺に陣せしとき、寺と共に一郷兵燹に罹り、里民は四方に離散せり。然るに亂定後に至り、其の離散せし里民歸り來り、寺地の址に據りて家屋を造り住せしより此の村名を爲し、乾村

と分れて兩村となれりといふ。

東の坊

正覺寺

東の坊は宇道場にあり、淨土宗知恩院末にして十一面觀世音を本尊とす。舊正覺寺支院六坊の一にして、六坊とは當坊及び柳之坊・池之坊・中之坊・大寺坊・場々之坊是れなり。此の六坊を支院とせし成等山正覺寺は、淳和天皇の天長二年弘法大師の開創なり。境内は四町四方に亘り、貳拾壹間四面の觀音堂を有し、金堂・講堂・六時堂・鐘樓・山門・大門等悉く備りて輪奐の美を盡し、六坊を主なる支院として宏壯偉大を極め、大師作十一面觀音を本尊として、貴賤の歸依する者尠からず、殊に楠正成は屢參詣して武運の長久を祈り、從て北條高時の滅亡せし後は、法燈益熾なりしが、明應二年四月畠山政長の其の一族たる畠山義就・同義豐の父子を河州譽田城に伐たんとして、將軍足利義植を奉じて當寺に屯營せし時、細川政元は義就・義豐に加はりて政長を當寺に襲ひ、政長の運や盡きたりけん防戦利を失ひければ、同月二十八日の夜將軍を窺に筒井城に脱せしめ、最後の酒宴を開き、葉室大納言光忠卿を初めとし、政長以下二百餘人自殺して火を放ちければ、さしも偉觀を極めし堂塔も悉く灰燼と化し、餘烟は一郷に及びて遂に廢寺となれり。後、慶長十二年高野山の祐智阿闍梨、當寺の荒廢を歎じて正覺寺の本尊を感得し、七間四面の堂を建立して再興し、寺地は豐臣氏の免租(山田且元) 檢地たりしが、元和の兵燹に罹りて再び灰燼となり、後草堂を營みて壹寸八分の舊本尊を安置し、天和年間僧寶譽之を再建したるもの即ち當坊是れなり。もと無本寺なりしが明治五年淨土宗知恩院末となる。

正覺寺の戦

畠山政長の墓

境内は參百四拾坪を有し、本堂・庫裏・廊下・門を存す。而して政長の墓は東方宇卯塔場にあり、春秋に草を拂ひ香花を供して、其の靈を弔へる里民の情いとやさし。

重編應仁記

去程に京都には文明一統より爾來去る應仁亂中の棟梁細川勝元・山名宗全・畠山義就等、宗徒の名將各病死せしめければ、當時古き人として畠山尾張守政長ばかりぞ残りける。(中略)政長驕を極め書札の文章も古の法と替り、四職の人を始として宛ら被官の如にす、因茲一色・赤松・山名の面々色々此儀を歎訴して政長を恨合ける比、政長の讐敵故右衛門佐義就が子畠山上總介義朝河州譽田に在城して毎度政長と合戦す、將軍義相公は元より政長御一味なれば、御合力有べしとて輕々數御出馬有り、政長即ち將軍家の御供して數多の人数を引率し、于時明應二年の春の比、河州正覺寺に幡籠り近日譽田を攻めんと謀す、義豐が滅亡近きありと見えける處に、管領細川右京太夫政元は、先祖に替て惡逆の人なりければ、亡父勝元のしたしみを不顧、恣に政長と威を争ひ恨を含む最中なれば、此時を幸とし、跡より京都に隆起して多勢を率し、義豐に加て却而政長を攻めんとす、是に因て京極・山名・桃井・一色此人々を始とす、何れも政元一味なる故義豐に加りければ、義豐數萬の合力を得却て逆寄して正覺寺をぞ攻めにける、于時四月廿八日政長方には諸家の面々は皆敵と成ける程に、残り留る諸策の輩遊佐・齋藤・志貴・松原の者共斯を先途と防ぎ戦ふ、され共敵は四萬餘騎味方は纔に千餘人叶ふべし共見えざりければ、事の急にならぬ先に公方を落し參らすべしとて將軍をば御馬に召させ參らせ、夜に紛れて御出城有り、其れより漸々大和國筒井城へ落着給ふ、角て其夜も明ければ敵陣次第に多勢加り、四方より取巻て可落道も無りける、城の中的面々今に逃れぬ所なれば、尋常に腹切んと誰々も思ひ切て心を静め待居たり。(中略)角て今日四月廿八日の夜に入て、正覺寺の城中にて政長最後の酒宴を始め、其時城中に籠られける葉室大納言光忠卿を始め參らせ、一味の面々に盃を廻らし心靜に念佛申し、車座に並居て各々腹を切らんとす、政長は藤四郎吉光

高陰寺

高陰寺は字諏訪東にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百九拾參坪を有し、本堂・庫裏・廊下を存す。

陽南寺

陽南寺は字中山にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百拾參坪を有し、本堂・庫裏・廊下を存す。

旭神社

旭神社は西方字ドングリ山にあり、素盞鳴命を祀れり。本地の産土神にして、もと現今の部落宅地より東方貳町許の字宮の下にありしが、元祿十年九月十四日此に移轉し、翌十五日遷宮祭を行へり。創建の年月は詳ならず、明治五年三月春日大神・公守大神・島戸大神・諏訪大神を本殿に合祀し、同年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。而して當社の移轉し來りし此の地は若宮八幡宮の境内なり、故に當時にありては若宮八幡宮の攝社たりしが、明治五年堺縣の指令に依りて産土神たる當社を主となされしかば、若宮八幡宮は攝社となれり。若宮八幡宮は其の縁起に依れば、天平勝寶六年八月風雨月を超えて止まず、八幡宮の神託に、櫛笥と橋を水上より流し其の止まりたる所に神を祀りなば、水難を止め農民を安穩ならしめんとありしかば、大和・河内の國境より其の二品を流させ給ひしに、智識寺の山下より西北に分れて流れ、櫛笥の止りし所に神社を祭りて玉櫛明神と稱し、川名を玉櫛川と呼べり。又橋は澁川郡に流れて此の賀美郷の川中なる小島に止りければ、其の地を橋の小島と呼び、東大寺の八幡宮を勧請して若宮と仰ぎしもの即ち當社にして、橋を神木と定められ、當時太上天皇も御幸ありしとの傳説あり。爾來雨を祈りて靈驗ありければ、雨乞の宮と唱へて崇敬せられ、神前の橋も常磐の色を變へず子葉孫枝繁茂して芳香を放ちしとなん。稻葉氏の領主たりし時は澁川郡十二ヶ村・若江郡二ヶ村の總社として、同氏の祈雨祈願所と崇められ、同氏寄附の石燈籠二基は今に残れり。境内は壹千貳百五拾六坪を有し、老松古杉鬱葱せり。本殿は神明造銅板葺、攝社若宮八幡社は破風造銅板葺なり。外に拜殿・神饌所・土藏・社務所を存す。氏地は本地及び大字乾にして、例祭は十月十六日なり。而して社地は天正五年二月織田信長石山本願寺を攻めんとて河内に入りしとき、翌三月二日其の本陣を置きし所なりといふ。

俗傳にいふ、往昔本地に結實を商へる種屋五兵衛といへる老翁あり、ある日狭山池の邊を通行しけるに、麗しき乙女現れて言葉をかけ、吾は此の池を守護せる化神なり。然るに池中に萬能鐵を落せるものありて、吾等の往來に危険いふばかりなし、其の鐵を除き與れ給はざるやと依頼しければ、翁は其の満水せる池の中に入りて捜査することの困難なる旨を答へしに、乙女は其の所在を知らしめんとて池中に躍り入りしかと見れば、池は忽ち水潤れて鐵の所在判明せしかば、翁は之を拾ひ上げたるに、乙女は再

第三篇 國郡市町村志 第二章 河内國 第二節 中河内郡 加美村 一〇三一

び現れ來りて之を謝し、且所望あらば叶へまぬらすべき程に、何事にまれば述べ給へといひければ、翁は之を辭したるも乙女に強
 むられ、さらば予が住める賀美郷は夏時に旱天打續きて稻の葉の枯死せんとすることあれば、其の際に雨を降らしめ給へと望み
 けるに、乙女は「はい」と易きことなりとて忽ち龍の本體に復し、己が鱗三枚を剥取りて翁に與へ、之を郷の社に納めて旱天に祈
 るべしと告げて失せにけり、依て翁は其言に従ひ、歸りて此の若宮八幡宮に納め、其の後旱天に際して雨を祈りけるに、靈驗著
 くして今に至れりとなん。

本地は元和元年より松平下總守忠明の領地となり、同五年徳川氏代官の支配に歸し、天和元年戸田
 山城守忠眞の領地に換り、享保八年稻葉丹後守正知の領地となり、同氏世襲して美濃守正邦に至り、
 明治二年六月上地せり、依て淀藩の支配となり、同四年七月十四日淀縣に屬し、同年十一月二十二日
 更に堺縣の管轄に轉す。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十五區に屬し、同七
 年一月二十二日第二大區一小區に改まりて、同四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢
 せられて單に第二大區一小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内となり、同月二十三日第七
 聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日乾村と二ヶ村聯合し、同十七年七月
 一日第四十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 乾

本地は古來澁川郡に屬し、もと加美郷にして橘莊に屬し、正覺寺村と同村たりしが、明應二年の兵
 亂平定の後分離して、乾村と稱す、村名は正覺寺の西北に位置せしに依る。

本地は元和元年より松平下總守忠明の領地となり、同五年徳川氏代官の支配に歸し、天和元年戸田
 山城守忠直の領地に屬し、享保十四年稻葉丹後守正通の領地となり、同氏世襲して美濃守正邦に至り、
 明治二年六月上地せり、依て淀藩の支配となり、同四年七月十四日淀縣に屬し、同年十一月二十二日
 更に堺縣の管轄に轉す。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字正覺寺に同じ。

大字	石	高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月二日 國勢調査の人口
乾	一、八五〇・五二〇	七、九三三	一六、〇九三	一、七〇〇	一七、〇二二	一、四一〇	一、七〇〇	二、〇四三
南 乾	三三、〇五〇	一、六〇九	三、〇二五	三〇五	三、〇二五	三〇五	三〇五	三〇五
乾 作 新家	四七、〇七〇	一、八四七・六二四	一、八四七・六二四	九六九	一、九二八・八二二	一、九〇一	一、九〇一	一、九〇一
正 覺 寺	二、五八六・四九三	六、二六二	六、二六二	四二	六、四七三	四二	四二	四二
乾	八三、〇二〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
計	四、三〇四・六三三	三三、〇五五	一、七〇〇	三、〇二五	三、〇二五	三、〇二五	三、〇二五	三、〇二五

第三十八項 長瀬村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、大蓮村・衣摺村・北蛇草村・南蛇草村・吉松新田・柏田村・金岡新田の七ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は長瀬川ありて灌漑せるに依り、同川名を採りて長瀬村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて澁川郡所屬たりしが、同二十九年四月一日中河内郡に屬す。

大字 大蓮

本地は古來澁川郡に屬し、大蓮村と稱す。里傳に依れば、昔中將姫の淵側池の蓮を採りて曼陀羅を織られしより此の村名を爲せりと。又或はいふ、往時大蓮寺のありしより此の村名起れりと。

淵側池は北端字淵の側にあり、東西貳拾貳間・南北拾四間半・周回六拾六間にして、東北に清井水あり、井は周圍四尺にして、杉の生垣を繞らせる五六歩の地内にあり。里老の口碑に依れば、昔大和當麻寺に住みし中將姫蓮絲の大曼陀羅威得の際、孝謙天皇の繪旨に基き、此の淵に生じたる蓮莖貳百駄を採り、之を清井水に濯ぎて献上し、姫は其の蓮系を以て曼陀羅を織られしといふ。中將姫の蓮系を以て曼陀羅を織りしことに關し、當麻寺の緣起に、姫は十七歳にして蓮系大曼陀羅威得の際、百駄の蓮莖を要するも姫の力に及ばざるを以て、父右大臣豐成公を通じて孝謙天皇に奏上せられたるに、天皇嘉納あらせられて近江・河内・大和の三國に左記の繪旨を下し給ひ、翌日九拾餘駄の蓮莖集りたる旨を記載すれば、里傳の如く池は河内より献上したる蓮莖を採りし所ならんか。

夫見古今靈山庭菩薩誦道、祇園花臺佛座經跡、年曆遠重開淨金佛、雲霧、星霜久積時及後末、人居繁盛佛法正衰、練行悉廢、爰中將局獨辭中開、交修四方行、變五濁洗風、祈三輩往生、幸今得其勝利云々、仍而催集蓮莖於近國他鄉、早可令成彼宿願者也、諸國宜承知繪旨如件、

天平寶字七年六月二十日

大蓮寺の址は北端にあり、開創の年月は詳ならず。山城國葛野郡臨濟宗妙心寺末たりしが、明治六年廢寺となり、其の敷地參百貳拾七坪は田圃と化せり。

大念寺は字中小路にあり、紫雲山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は壹百七拾坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

狐塚は東北にあり、東西七間・南北八間・高さ凡九尺の封土なり、里俗は傳へて入鹿朝臣の墳なりといふ。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配たりしが、天和二年京都所司代稻葉丹後守正通の役知に轉じ、貞享二年大坂城代内藤大和守重頼の役知に換り、同四年同氏京都所司代に轉じて、尙其の役知たり、元祿四大坂城代土岐伊豫守賴殷の役知に換り、正徳二年同内藤豊前守弑信の役知に屬し、享保三年再び徳川代官の支配に歸し、寶曆六年大坂城代井上河内守利容の役知に移り、同八年同氏京都所司代に

轉じて、尙其の役知たり、同十年三たび徳川代官の支配に歸し、明和二年大坂城代松平和泉守乗佑の役知に換り、同六年同久世出雲守廣明の役知となり、安永六年同氏京都所司代に轉じて、尙其の役知たり、天明二年大坂城代戸田因幡守忠寛の役知に移り、同五年四たび徳川代官の支配に歸し、寛政六年永井日向守直進の預所に屬し、天保十一年五たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年十一月二十二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十四區に屬し、同七年一月二十二日第二大區一小區に改まりて、同四月十三日其の十一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區一小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日衣摺村・金岡新田と三ヶ村聯合し、同十七年七月一日第三十九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字衣摺

本地は古來澁川郡に屬し、衣摺村と稱す。衣摺は古「衣摺」に作る。書紀通證には「澁川郡有衣摺村、守屋所領」と記し、天王寺領帳にも河内國弓削・鞍作・祖父間・衣摺・蛇草・足代・御立・葦原を守

稻城の舊址

屋の舊田園中に記せり、物部守屋大連の所領たりし所ならん。字地に北垣外といへるあり。而して本地は物部守屋大連の稻城を築きし所なりとの説あり、村名は大連が衣摺の朴枝間に昇りて臨射したる衣摺の名を傳ふるものか。東北に榎下と呼べる所あり、昔は老榎を存せしといふ。

物部守屋大連の據りし稻城の舊址に就きて三説あり、一は今の南河内郡志紀村大字弓削即ち西弓削にありといひ、書紀通證・河内志は之に従へり。一は大正村大字南木本にありといひ、河内名所圖會は之を採り、大阪府誌も之に重きを於けるが如し。一は本地なりとせる日本地理志料是れなり。稻城は日本書紀崇峻天皇二年秋七月の條に、大伴麿等俱に軍兵を率ゐて志紀郡より澁川家に至ると見ゆる澁川家に、物部守屋大連の築きしものなれば、其の址は舊澁川郡に存せざるべからず。而して前記三説中西弓削と南木本の兩地は共に舊志紀郡に屬して、其の舊澁川郡に屬するは本地のみ。されば本地は澁川家の所在地にして、稻城の築かれたる所ならんか。但し龍華村大字龜井の字跡部は、物部守屋大連の退き居りし阿都家のありし所なりとの説ありて、同じく澁川郡に屬す。故に軍兵を率ゐて志紀郡より澁川家に至ると見ゆる澁川家は、澁川郡の物部守屋大連の家即ち阿都家(書紀通證は弓削説を採れるに拘らず阿都守屋の澁川家なりとせ)を指したるものにて、稻城の築かれたるも同地ならざるかの疑を生せしむれば、未だ俄に本地なりとも斷じ難し。然れども今假に本地説に従へば、物部守屋大連は一時阿都家に退居したるも、其の存亡を決すべき最後の據所と爲すに足らざるを以て、本地の澁川家に移りて防備の策を立て、稻城を築

きて戦ひしものならん。而して其の結果は國初以來久しく皇猷を翬贊し來りし名家の物部氏をして族滅せしめ、永く其の悲惨の跡を後世に探らしむ。

日本書紀 用明天皇二年夏四月乙巳朔丙子、御新嘗於盤余河上、是日天皇得病遷入於宮、群臣侍焉、天皇詔群臣曰、朕思欲歸三寶劍等議之、群臣入朝而議、物部守屋大連與中臣勝海連違詔諫曰、何背國神敬他神也、由來不識若斯事矣、蘇我馬子宿禰大臣曰、可隨詔而奉助、詎生異計、於是皇弟皇子皇弟皇子者大兄也引豐國法師入於內裏、物部守屋大連邪視大怒、是時押坂部史毛屎急來密語大連曰、今群臣圖爾復將斷路、大連聞之即引阿都阿都大連之別名也集衆入焉、中臣勝海連於家集衆隨助大連、遂作太子彥人皇子像與竹田皇子像厭之、俄而知事難濟歸附彥人皇子水派宮、舍人迹見赤檮伺時海連自彥人皇子所退拔刀而殺、大連從阿都家使物部八坂太市連、小坂漆部造兄、謂馬子大臣曰、吾聞群臣謀我、我故退焉、馬子大臣乃使土師八島連於大伴毗羅天連所、具述大連之語、由是毗羅天連手執弓箭皮楯、就觀曲家、不離晝夜守護大臣大臣者、大連也。

同 崇峻天皇の條 二年五月、物部大連軍衆三度驚駭云々、秋七月、蘇我馬子宿禰大臣勸諸皇子與群臣、謀滅物部守屋大連、泊瀨部皇子・竹田皇子・厩戸皇子・難波皇子・春日皇子・蘇我馬子宿禰大臣・紀臣麻呂宿禰・巨勢臣比其大・膳臣買拖大・葛城臣烏那羅、俱率軍旅進討大連、大伴連囑・阿陪臣人・平群臣神手・坂本臣楯手・春日臣、俱率軍兵從志紀郡到澁川家、大連親率子弟與奴軍、築稻城而戰、於是大連昇衣掛杖間臨射如雨、其軍強盛墳家濫野、皇子等軍與群臣衆怯弱、恐怖三翻却還、是時厩戸皇子東髮於額而隨軍後、自料度曰、將無見敗非願難成、乃斬取白膠木疾作四天王像、置於頂髮而發誓曰、今若我使勝敵、必當奉爲護世四天王起立寺塔、蘇我馬子大臣又發誓言、凡諸天王大神王等助我使獲利益、願當奉爲諸天與大神王起立寺塔流通三寶、誓已嚴種々兵而進討伐、爰有迹見首赤檮、射墮大連於枝下而誅、迹見共子等、由是大連之軍忽然自敗、合軍悉被皇衣馳

隈廣瀨句原而散、是役大連兒與眷族或有逃匿葦原改姓換名者、或逃亡不知所向者、時人相謂曰、蘇我大臣之妻是物部守屋大連之妹也、大臣妾用毒計而殺大連矣。

長瀨神社

長瀨神社は東北字外島にあり。明治四十年十一月十八日字東浦の村社衣摺神社(須佐之男命)・大字北蛇草字奥宮の同蛇斬神社(須佐之男命)・同大字々西垣外の同天神社(少彦名命)・同大字々大ケの同波牟古曾神社(伊弉諾命)・大字柏田字道の前同白山神社(伊弉諾命)・同大字々弓削庄の無格社天神社(菅原道真)・大字吉松字藤の木(伊弉諾命)・村社産土神社(一名神、華神社と呼び、天照皇大神、保食神、菅原道真)・大字大連字茶園の同白山神社(高麗媛命)の八社を合併して一社を創建し、此の社名を附したるもの即ち當社にして、大正元年十二月二十八日各祭神の遷座あり、大正二年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は四百五拾壹坪を有し、本殿の外に拜殿・神樂所・渡殿・社務所・倉庫・納家等相並べり。氏地は本村全部、例祭は十月十五日なり。

光泉寺

光泉寺は字寺下にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。延寶元年九月の創立なり。境内は壹百七拾七坪を有し、本堂・庫裏・納家を存す。外に地藏堂あり。

長覺寺

長覺寺は字寺筋にあり、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百八拾壹坪を有し、本堂・庫裏・納家・門を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、寛政六年村高壹千壹百拾四石四斗九合の内、六百拾七石六斗貳升參合は永井日向守直進の預所に屬し、其の四百九拾六石七斗八升六合は依然徳川代官の

支配たりしが、同代官の支配地は同七年稻葉丹後守正備の領地となり、永井氏の預所は天保五年また稻葉丹後守正守の領地となる。是に於て同一管治に歸し、同氏世襲して美濃守正邦に至り、明治二年六月土地せり。依て淀藩の支配となり、同四年七月十四日淀縣に屬し、同年十一月二十二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十七年七月一日第四十一戸長役場の管理區域となりたるの外は、大字大連に同じ。

大字 北蛇草

本地は古來澁川郡に屬し、蛇草村と呼びしが、後分れて南蛇草・北蛇草の兩村となれり、本地は其の一なり。字地に南横沼・東の庄といへるあり。東の庄は一に荒馬とも呼び、一に有馬に作る、河内志村里の條に「北蛇草屬邑二」と記せるは此の字地を指せるものならん。

大加池は東南字大ヶの舊波牟許曾神社の傍にあり、社は延喜式内の神社にして伊弉諾尊を祀り、神明と稱し、河内國內神名帳には神位を從三位と記せり。明治五年村社に列し、此の地に關係の深き舊社たりしが、同四十四年十一月十八日大字衣摺の長瀬神社に合併せられて今はなし。池は社名に因みて神明池と呼び、里民は此の池水を以て齋戒沐浴するの舊慣を存せしむ。

共同墓地は字東の庄にあり、其の地の小字を西蓮寺といふ、廣さ參反壹畝拾五歩にして、本村及び

大加池

阿彌陀院の
三昧
(七基のこ)

布施村大字岸田堂・同大平寺・同荒川の内舊三の瀬方の共同墓地なり。玉川村大字岩田・龍華村大字植松字晒・南高安村大字恩智・同垣内・北高安村大字神立・枚岡村大字額田の墓と併せて七墓と稱せらる。七墓は七墓廻を以て名あり、毎年七月十五日には老若男女群を爲して其の迎佛を巡拜するを例となし、其の風習は今に残れり。墓地の中央に阿彌陀院あり、本堂及び庫裏を存し、本堂には丈參尺五寸の木造阿彌陀如來の座像を安置せり。故に墓は阿彌陀院の三昧を以て稱せられ、又所在の地名に依りて有馬の墓ともいひ、行基の設けし所なりと傳ふ。大和國生駒郡往生寺の古文書に依れば、往時高貴の墓地は夙に制定せられたるも、一般衆庶の墓は一定せざりしを以て、死屍の土中より露出せるもの所在にありしかば、之を整理して墓地に寺を建てたるは行基なり。行基は和銅七年五智如來を表して畿内の五國に五ヶ所の墓地を設け、靈龜二年二十五三昧無量樂の經文に基きて更に二十五ヶ所の墓を設け、當院三昧は其の第九番に當れり。行基は道照法師の弟子にして、法師は火葬の元祖なれば、行基も其の志を繼ぎて火葬を奨勵せしものならん。行基は其の墓地を整理するに際し、土中より現れたる死屍には自ら鋤を以て土を掩ひしことあり、故に行基の木像の多く如意を持せるに反し、當院に安置せる同木像の鋤を持せるは之に因めるなりといふ。もと金の馬像を所藏せしが、先年盜難に罹りて今はなし。傳へいふ、此の馬夜なく出で、附近の耕作物を荒せしかば、其れより東の庄に荒馬の稱起れりと。

法明上人の墓は同院本堂の側にあり、高さ六尺餘なる茅卷形の碑を建て、臺石を加ふれば壹丈餘の

法明上人の
墓

高さに及べり。外圍に石の玉垣を繞らし、城内の廣さは參坪餘にして、一面に切石を敷詰めらる。碑面には文字を刻せるも、已に磨滅して臆げに法明の二字を認むるを得るのみ。玉垣は嘉永年中下小坂村淨雲寺の第一世慈圓和尚の淨財を募りて造りしものに係る。上人は平野大念佛寺の中興にして、正平四年六月十三日入寂せり。貞享三年の大念佛寺の古文書には「六月十三日有馬の墓廻向毎年有之事、但中興開山墓地也」と記し、水月朗湛禪師作の法明上人傳贊九首中に「迎接儀齋春逆修、今茲六月入香樓、臨終祥瑞不違識、墳在澁川有馬丘」と見ゆるは當墓を指せるなり。其の生地たり終焉の地たる深江に近きを以て、遺命して其の遺骸を此に於て茶毘に附し碑を建てしものならん。大念佛寺の管長は親しく末僧並に六別寺講中を率ゐりて祭祀最盛儀を極めたりしが、今は毎年七月の五六七の三日間同寺に於て法要を修し、此の墓には使僧を派遣せり、是れ當阿彌陀院が洪水の爲め壞敗せる際に、使僧のみを差遣したることの遂に例となりしものなりといふ。

本照寺

本照寺は字本小路にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百拾四坪を有し、本堂・庫裏・廊下・納家・門を存す。

究龍寺

究龍寺は字寺屋敷にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は九拾參坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

安養寺

安養寺は字宮南にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百

眞行寺

五拾參坪を有し、本堂・庫裏・座敷・廊下・納家・門を存す。
眞行寺は字細工前にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百八拾五坪を有し、本堂・庫裏・客室・納家を存す。

願行寺

願行寺は字道西にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は八拾坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は元和元年より松平下總守忠明の領地となり、同五年徳川氏代官の支配に歸し、延寶四年に至り村高壹千貳百拾七石八斗七升壹合の内、壹千壹百拾石五斗八升六合は京都所司代戸田山城守忠昌の役知に屬し、其の壹百七石貳斗八升五合は依然徳川代官の支配たりしが、戸田氏の役知は天和二年再び徳川代官の支配に歸し、享保八年稻葉丹後守正恒の領地となり、同氏世襲して美濃守正邦に至り、明治二年六月土地せり、依て淀藩の支配となり、同四年七月十四日淀縣に屬し、同年十一月廿二日更に堺縣の管轄となる。又徳川代官の支配地は天和元年京都所司代稻葉丹後守正通の役知に移りて、貞享二年九月に至り、其の後不詳。同四年十月京都所司代内藤大和守重頼の役知に轉じ、元祿四年大坂城代土岐伊豫守頼殷の役知に換り、正徳二年同内藤豊前守弑信の役知に屬し、享保三年再び徳川代官の支配に歸し、明和元年大坂城代松平和泉守乗佑の役知に移り、同六年同久世出雲守廣明の役知に屬し、同年九月同氏京都所司代に轉じて尙其の役知たり。天明元年三たび徳川代官の支配に歸し、同二

年大坂城代戸田因幡守忠寛の役知に轉じ、同五年四たび徳川代官の支配に歸し、寛政二年大坂城代太田備中守資愛の役知に屬し、同五年五たび徳川代官の支配に歸し、同六年永井日向守直進の預所に換り、文化六年永井飛彈守直與の預所に移り、天保十一年六たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初の新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月廿二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月廿日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄となり、是に於て全村一管治に歸せり。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十四區に屬し、同七年一月廿二日第二大區一小區に改まりて、同四月十三日其の十番組入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區一小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内となり、同月廿三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第四十一戸長役場の管理區域に入りて、同廿二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 南蛇草

本地は古來澁川郡に屬し、蛇草村と呼ばしが、後分れて南蛇草・北蛇草の兩村となれり、本地は其の一なり。

常徳寺は眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は貳百五拾參坪

を有し、本堂・庫裏・座敷・廊下・納家・門を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、延寶四年京都所司代戸田山城守忠昌の役知に轉じ、天和二年再び徳川代官の支配に歸し、享保八年稻葉丹後守正知の領地となり、同氏世襲して美濃守正邦に至り、明治二年六月上地せり、依て淀藩の支配となり、同四年七月十四日淀縣に屬し、同十一月二十二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字北蛇草に同じ。

大字 吉松

本地はもと久寶寺川の渡津にして、吉松の渡場と呼ばし所なり。寶永元年新大和川の轉鑿に依りて其の地砂原となりければ、末長甚兵衛(住所不詳)之が開墾に着手し、寶永五年竣功せり。依て澁川郡に屬して吉松新田と名づけ來りしか、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字吉松と稱す。

本地は寶永五年より徳川氏代官の支配となり、寛政六年永井日向守直進の預所に轉じ、文化六年永井飛彈守直與の領地に換り、天保十一年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初の新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日柏田村と二ヶ村聯合したるの外

は、大字北蛇草に同じ。

大字 柏田

本地は古來澁川郡に屬し、柏田村と稱す。部落は本郷の外に聖と稱するあり。本郷の北西に字弓削庄あり。里傳に依れば、同地はもと數十の人家ありし所にして、往時守屋大連の壘を築きて據りしことある所なりといふ、然れども今は一面の曠野となりて別に認むべきものなし、大字衣摺を距る五町許の北西なり。

光満寺

光満寺は字道の前にあり、眞宗東西兩本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百八坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

常福寺

常福寺は字池の庄にあり、寶珠山安養院と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百貳拾四坪を有し、本堂・庫裏・納家・門を存す。外に地藏堂あり。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、延寶四年京都所司代戸田山城守忠昌の役知に轉じ、天和二年再び徳川代官の支配に歸し、享保八年稻葉丹後守正知の領地となり、同氏世襲して美濃守正邦に至り、明治二年六月上地せり、依て淀藩の支配となり、同四年七月十四日淀縣に屬し、同年十一月二十二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日吉

松新田と二ヶ村聯合したるの外は、大字北蛇草に同じ。

大字 金岡

本地はもと久寶寺川の川床たりしが、寶永元年新大和川の轉鑿に依りて砂原となりしを、田中源七・尼ヶ崎屋庄兵衛(共に住所不詳)の兩人之が開墾に着手し、同五年八月竣功せり。依て澁川郡に屬し、金岡新田と名づけ來りしが、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字金岡と稱す。字地に上河原・切所といへるあり。

本地は寶永五年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十四區に屬し、同七年一月二十二日第二大區一小區に改まりて、同四月十三日其の十二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區一小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日大蓮村・衣摺村と三ヶ村聯合し、同十七年七月一日第三十九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日 現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年十二月 末日現在人口	大正九年十月二日 國勢調査の人口
大蓮	一、四八八・〇〇〇	九〇・六二八	三五〇	一〇・五二二	四四	四、三三三	四、三三五
衣摺	一、一四一・四九〇	八一・四九三	六七	八五・〇一一	七八		
北蛇草	一、三七一・六七〇	九三・七二九	一、三四	九五・八〇三	一、五二四		
南蛇草	二、四二九・九〇〇	一八・〇二六	一四	一九・〇〇九	二四八		
吉松	一、九〇六・四〇〇	一九・六六三	一五	一三・二一五	三三		
柏田	七六一・五七〇	五九・七二九	四九	六二・〇〇三	四四六		
金岡	二、九〇八・〇〇〇	二二・六〇三	二〇	二二・八五五	二五		
計	五、一八三・五五〇	三三三・九二五	二、九六六	四、〇一七	三、〇四四	四、三三三	四、三三五

第三十九項 布施村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、太平寺村・岸田堂村・永和村・荒川村・東足代村・菱屋西新田の六ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、各村中永和・荒川・東足代の三ヶ村は往時の布施莊なるに依り、其の舊莊名を採りて布施村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて澁川郡所屬たりしが、同二十九年四月一日中河内郡に屬す。

大字 太平寺

本地は古來澁川郡に屬し、もと橋莊の内にして太平寺村と稱す。村名は同名の寺院ありしに因めるものならん。

勝念寺は字寺内にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は九拾貳坪を有し、本堂・庫裏・納家・門を存す。

本地は元和元年より松平下總守忠明の領地となり、同五年徳川氏代官の支配に歸し、天和元年京都所司代稻葉丹後守正通・貞享二年同土屋相模守正直・同四年同内藤大和守重頼・元祿四年大坂城代土岐伊豫守頼殷・正徳二年同内藤豊前守式信の各役知を経て、享保三年再び徳川代官の支配に歸し、明和元年大坂城代松平和泉守乗佑・同六年同久世出雲守廣明・安永六年同牧野越中守貞長の各役知に換り、天明元年三たび徳川代官の支配に歸し、同二年大坂城代戸田因幡守忠貫の役知に移り、同五年四たび徳川代官の支配に歸し、寛政二年大坂城代太田備中守資愛の役知に移り、同五年五たび徳川の代官の支配に歸し、同六年永井日向守直進の預所に屬し、天保十一年六たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初の新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二

勝念寺

十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十四區に屬し、同七年一月二十二日第二大區一小區に改まりて、同四月十三日其の十番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區一小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日岸田堂・永和・荒川・東足代・菱屋西新田と六ヶ村聯合し、同十七年七月一日第四十二戸長役場の管理區域に入りて、同十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字岸田堂

本地は古來澁川郡に屬し、今の巽村大字矢柄と同村たりしが、延寶六年分れて岸田堂村と稱す。西岸寺は字道北にあり、慈現山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百參拾參坪を有し、本堂兼庫裏・座敷・玄關・門を存す。

長樂寺の址は東北隅にあり。寺は推古天皇の創建に係り、後衰頽して天長年中弘法大師更に之を修營せしと傳へ、黃樂宗萬福寺末たりしが、明治維新後廢寺となり、址に一小祠ありて推古天皇を祀りしも、明治四十五年六月大字東足代の都留彌神社に合祀せられて今はなし。河内志に「長樂寺、在岸田

西岸寺

長樂寺址

堂村、安觀音像、寺僧云、病痘疹者禱則有應、一名岸田寺」と記せるは即ち此の長樂寺を指せるなり。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、延寶四年京都所司代戸田山城守忠昌の役知に移り、天和二年再び徳川代官の支配に歸し、享保八年稻葉丹後守正知の領地となり、同氏世襲して美濃守正邦に至り、明治二年六月上地せり、依て淀藩の支配となり、同四年七月十四日淀縣に屬し、同年十一月二十二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日河内國第二大區一小區内の九番組となりたるの外は、大字太平寺に同じ。

大字永和

本地は古來澁川郡に屬し、もと布施莊の内にして、荒川村の屬邑たりしが、享保年間分れて獨立し、横沼方・長堂方・三の瀬方の三ヶ村となり、明治六年十一月合併して永和村と稱す。(其の後明治二十二年の頃に至り地域變更の爲め舊長堂方は大字東足代に、舊三の瀬方は大字荒川に編入せられて本地を去りしといへども、公文に接せざるを以て村里の分合舊石高反別人口等は此の儘に處理す。)

乘蓮寺は字大西浦にあり、長孔山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百八坪を有し、本堂兼庫裏を存す。大正六年十一月二十六日落成の新建なり。

本地は元和元年より松平下總守忠明の領地となり、同五年徳川氏代官の支配に歸し、天和元年京都所司代稻葉丹後守正通・貞享二年同土屋相模守政直・同四年同内藤大和守重頼・元祿四年大坂城代土

乘蓮寺

岐伊豫守頼殷・正徳二年同内藤豊前守式信の各役知となりて享保二年に至り、其の後不詳。同六年再び徳川代官の支配に歸し、明和元年大坂城代松平和泉守乗佑の役知に屬し、同六年同久世出雲守廣明の役知に移り、安永六年同牧野越中守貞長の役知に換り、天明元年三たび徳川代官の支配に歸し、寛政六年永井日向守直進の預所に轉じ、文化六年永井飛彈守直與の預所に換り、文政十年村高八百七石五斗七升七合の内、六百貳石壹斗六升四合は京都所司代水野越前守忠明の役知に屬し、其の貳百五石四斗壹升參合は依然徳川代官の支配たりしが、水野氏の役知も天保三年また徳川代官の支配に歸し、是に全村同一管治となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轄す。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十四區に屬し、同七年一月二十二日第二大區二小區に改まりて、同四月十三日其の三番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區二小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日太平寺・岸田堂・荒川・東足代・菱屋西新田と六ヶ村聯合し、同十七年七月一日第四十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 荒川

本地は古來澁川郡に屬し、もと布施莊の内にして、荒川村と稱す。享保年間屬邑橋沼方・長堂方・三の瀬方は本地を離れ、各獨立して三ヶ村をなせり。

都留彌神社

都留彌神社は字南の森にあり、延喜式内の神社にして速秋津日子神・速秋津比賣神及び菅原道眞を祀る。古來雨の神と稱して崇敬せられ、大字東足代の字南の町にありて俗に天神と稱し、明治五年村社に列し、同年五月今の大字永和の素盞鳴命神社を合祀し、同三十九年十二月神饌幣帛料供進社に指定せられ、大正三年三月九日大字荒川字南の森の村社鹿島神社(武彥魂命三穗彦命・保食神)・大字永和字北口の同産土神社(豐御食炊屋姫命・勝手大神・子守大神)・同大字々宮の下の無格社大藏神社(鳴命)・同大字々子珍壽の村社子宮神社(三穗彦命)・大字太平寺字茶の木の無格社子守神社(三穗彦命)・大字菱屋西字十三割の同稻荷神社(豐受命)・大字岸田堂字越場の同天神社(少彦名命)を合祀すると同時に、現在の所に移轉せり。社地は舊鹿島神社の址なり。境内は四百參坪にして本殿・拜殿を存し、樹木鬱蒼せり。舊地にありし石華表は、享保年中内藤豊前守の寄附せしものなりといふ。氏地は本地及び大字東足代・同永和・同岸田堂・同太平寺・同菱屋西にして、例祭は十月十六日なり。

念通寺

念通寺は字水ヶ瀬にあり、遙向山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳な

光讚寺

境内は壹百五拾壹坪を有し、本堂・庫裏・座敷・納家・薬醫門を存す。由緒は詳ならず。光讚寺は舊三ヶ瀬方の北口にあり、真宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。境内は七拾六坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

本地は元和元年より松平下總守忠明の領地たりしが、同五年徳川氏代官の支配に歸し、天和元年京都所司代稻葉丹後守正通・貞享二年同土屋相模守政直・同四年同内藤大和守重頼・元祿四年大坂城代土岐伊豫守頼殷・正徳二年同内藤豊前守弑信の各役知に移りて、享保三年八月に至り、其の後不詳。同六年再び徳川代官の支配に歸し、明和元年大坂城代松平和泉守乗佑の役知に歸し、同六年同久世出雲守廣明の役知に移りて、安政六年に至り、其の後不詳。天明元年三たび徳川代官の支配に歸し、寛政六年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年四たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字永和に同じ。

大字東足代

本地は古來澁川郡に屬し、もと布施莊の内にして、東足代村と稱す。字地に新家・北の町といへるあり。河内志村里の條に「東足代屬邑二」と記せるは、此の字地を指せるならんか。

蓮信寺は字南の町にあり、真宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は九

蓮信寺

淨光寺

拾七坪を有し、本堂・庫裏を存す。

淨光寺は舊長堂方にあり、真宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は九拾參坪を有し、本堂兼庫裏・醫藥門を存す。

聖徳寺の址

聖徳寺の址は北部にあり、寺の創立せられし年月は詳ならず、本地の人鹽川道喜の開基に係る日蓮宗の庵室なりしと。鹽川氏は初の小寺氏なり、近傍無比の豪富にて澁川郡の長者と呼ばれしが、寶龜年中氏に一嬢あり、偶大患に罹りける際佛に祈りて其の験ありしかば、報謝の爲め紀州粉川寺の火災に罹りしを再建せりといふ。而して當寺は其の後法燈繼續し來りしが、明治五年五月廢せられて、敷地は畑地となれり。

本地は元和元年より松平下總守忠明の領地となり、同五年徳川代官の支配に歸し、天和元年京都所司代稻葉丹後守正通の役知に換り、貞享二年大坂城代内藤大和守重頼の役知に移り、同四年同氏京都所司代に轉じて尙其の役知たり。元祿四年大坂城代土岐伊豫守頼殷の役知に換り、正徳二年同内藤豊前守弑信の役知に移り、享保三年再び徳川代官の支配に歸し、明和元年大坂城代松平和泉守乗佑の役知に轉じ、同六年同久世出雲守廣明の役知に移り、安永六年三たび徳川代官の支配に歸し、天明二年大坂城代戸田因幡守忠寛の役知に換り、同四年四たび徳川代官の支配に歸し、寛政二年大坂城代太田備中守資愛の役知に移り、同五年五たび徳川代官の支配に歸し、同六年永井日向守直進の預所に換り、

天保十一年六たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字永和に同じ。

大字菱屋西

本地はもと久寶寺川の川床たりしが、寶永元年新大和川の轉鑿に依りて砂原となり、若江郡新家村の人菱屋岩之助之が開墾に着手し、寶永五年八月竣功せり、依て若江郡に屬し、菱屋西新田と名づけ來りしが、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字菱屋西と稱す。其の西の字を冠せしは、同人の開墾せし三ヶ新田中の西部なるに依れり。字地に東之町・西之町といへるあり。

光泉寺

光泉寺は字西の町にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は七拾壹坪を有し、本堂兼庫裏・玄關・門を存す。

本地は寶永五年より徳川氏代官の支配たりしが、寛政六年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、同七年四月十三日第二大區二小區中の一番組となりたるの外は、大字永和に同じ。

大	字	舊	石	高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月一日現在人口	大正九年五月一日 國勢調査の人口
太	平	寺	石	高	1,511	11,701	1,088	1,101	1,101	1,101

岸	田	堂	3,217	11,088	2,222	3,168	2,611	2,611
永	和	8,077	2,540	5,518	3,692	2,611	2,611	
荒	川	2,572	2,540	5,112	2,611	2,611	2,611	
東	足	5,857	2,540	8,397	2,611	2,611	2,611	
菱	屋	2,572	2,540	5,112	2,611	2,611	2,611	
計		22,995	10,700	33,695	11,701	11,701	11,701	

第四十項 巽村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、矢柄村・伊賀个村・西足代村・四條村・大地村の五ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の位置は恰も大阪城の東南方に當れるを以て、其の意を採りて巽村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて澁川郡に屬せしが、同二十九年四月一日中河内郡に屬す。

大字矢柄

本地は古來澁川郡に屬し、今の布施村大字岸田堂と同村たりしが、延寶六年分れて矢柄村と稱す。

法泉寺は字南口にあり、真宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百五拾五坪を有し、本堂・庫裏・納家・門を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、延寶四年京都所司代戸田山城守忠昌の役知に轉じ、天和二年再び徳川代官の支配に歸し、享保八年稻葉丹後守正知の領地となり、同氏世襲して美濃守正邦に至り、明治二年六月上地せり、依て淀藩の支配となり、同四年七月十四日淀縣に屬し、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十四區に屬し、同七年一月二十二日第二大區一小區に改まりて、同四月十三日其の九番組に屬し、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區一小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内となり、同四月十三日其の第七聯合に入り、同十四年二月七日大坂府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第四十三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 伊賀介

本地は古來澁川郡に屬し、伊賀介村と稱す。

佛乘寺は字寺地にあり、真宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は九拾七坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字矢柄に同じ。

大字 西足代

本地は古來澁川郡に屬し、西足代村と稱す。世に莎草を以て造れる笠を稱して足代と呼べり、其の笠は舊澁川郡の村落より多く産出す、しかも足代の名を採りて笠の名とす、蓋し本地及び東足代は其の多く産せる本場たりしを以て、此の名を爲せしものならん。

教恩寺は字西の町にあり、真宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は七拾貳坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字矢柄に同じ。

大字 四條

本地は古來澁川郡に屬し、もと橘莊の内なり、桑原庄とも呼びしならん、西四條村と稱せしが、後分れて二ヶ村となり、復た合して一村となれりといふ。

定願寺は字上田にあり、桑原山と號し、真宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。應永十九年僧定願の開基創建なり。寺傳に依れば、定願は楠正儀の三男なり、本地の字山小路に住し、名を正長と稱す。

法藏寺

せしが、剃髮して僧となり、定願と法名し、眞言密教を修めて四條居士と稱せしも、後本願寺巧如法主に歸依して道場を建てしが、六世正西に至りて大谷派教如法主に歸依して今の寺號を附與せらる。境内は參百七拾貳坪を有し、本堂・庫裏・玄關・納家・門を存す。

法藏寺は字東羅にあり、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立年月は詳ならず。境内は壹百坪を有し、本堂兼庫裏の外に地藏堂あり。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、延寶四年京都所司代戸田山城守忠昌の役知に移り、天和二年再び徳川代官の支配に歸し、享保八年稻葉丹後守正知の領地となり、同氏世襲して美濃守正邦に至り、明治二年六月上地せり、依て淀藩の支配となり、同四年七月十四日淀縣に屬し、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十五區に屬し、同七年一月二十二日第二大區一小區に改まりて、同四月十三日其の八番組に入り、其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字矢柄に同じ。

大字大地

本地は古來澁川那に屬し、もと邑智郷にして、中古大地の字を用ひて一村落の稱となせしが、後年紀不詳、分れて南大地・北大地の兩村となりしも、其の南大地は慶長年間兵燹に罹りて烏有に歸せし

かは、南北の稱は自然消滅して單に大地村と稱す。舊郷名は和名抄に「澁川郡邑智」と見ゆるもの是れにして、又大地庄とも呼びしならん。石清水文書、延久四年の官牒に「澁川郡大地庄田畠貳拾五町、陸條冷江里、漆條橋島里、同條足代里」と見ゆるもの是れなり。三代實錄に「光孝天皇仁和元年九月廿一日、大和國添上郡百姓從七位上相模宿禰阿古麻呂・從八位下相模宿禰門主・從八位上相模宿禰魚麻呂等三戸男女三十一人、移隸河内國澁河郡、阿古麻呂等言曰、父正六位上相模宿禰仁麻呂本是大和國添上郡八島郷人也、去弘仁五年任河内大目、罷秩之後居住澁川郡邑智郷、連婚孳乳十孫繁多、望請除本國籍、貫附當土、詔許之」と見ゆれば、當時相模宿禰一族の移住せし所なるを知るべし。

古の横野堤のありし所にして、西方なる横野神社のありし附近其れならんといふ。今其の址は詳ならざれども、堤は日本書紀仁德天皇の條に「十三年冬十月、造和珥池、是月築横野堤」と見ゆるもの是れなり。今も附近の土地は低濕にして、井水は鹹味を帶ぶるを以て見れば、思ふに堤は難波玉造江の潮水を防ぎ給ひしものならん。

萬葉 紫の根はふ横野の春野には君をかけたつゝ鶯鳴くも
續古今 霜かれの横野の堤風さまで入沙遠く千鳥なくなり

藤原光俊

(勅撰和歌集には和歌を和泉の部に入る)

巽神社

巽神社は東南字八幡にあり、もと八幡神社と稱し、應神天皇を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年

舊横野神社

村社に列し、同二十五年四月二十三日若江村大字上若江字エンマンジの無格社寒神社(八衢彦神・八衢命・久那斗利)を境内に移轉し、同四十年四月二十七日本地字印地の村社横野神社(印色入)・大字伊賀个字南の町の同天神社(菅原)・大字西足代字中の町の同天照皇大神社(天照皇大神・八幡大神・天兒屋根命)・大字矢柄字宮の前の同熊野神社(伊井册命・天照皇大神・天兒屋根命・品陀別命・菅原道真)・大字四條字山小路の同天神社(天常立神・豊田別命)を本殿に合祀し、且此の最後の合祀と共に社名を今の如く改稱し、大正四年四月神饌幣帛料供進社に指定せらる。合祀社中に於ける横野神社は、延喜式内の舊社にして印色宮と呼び、本地の産土神なり。境内は六百貳拾五坪にして、本殿の外に拜殿・社務所を存せり。氏地は本村全部にして、例祭は十月十五日なり。

圓徳寺

圓徳寺は字西口にあり、對法山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寺傳に依れば、上場又三郎正欽なるものあり、此の地に居住して郷の刺史たりしが、室町時代に於て足利義尙の麾下に屬し、佐々木高頼と江州の坂本に戦ひ、後感する所ありて、本願寺蓮如法主に歸依して僧となり、法欽と法名し、長享二年七月四日其の邸宅を道場とせしもの即ち當寺にして、五代顯了大谷派教如上人に歸依せり。今の堂宇は元祿十三年の再建なり。境内は五百九拾坪を有し、本堂・庫裏・玄關・鐘樓・太鼓樓・座敷・客室・香部屋・茶所・土藏・納家・門を存す。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配となり、寶永七年戸田山城守忠眞の領地に轉じ、天和二年再び徳川代官の支配に歸し、享保八年稻葉丹後守正知の領地となり、同氏世襲して美濃守正邦に至り、明

治二年六月上地せり、依て淀藩の支配となり、同四年七月十四日淀縣に屬し、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第二大區一小區内の八番組に入りたるの外は、大字矢柄に同じ。

大字	石	高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町制施行 當時の反別	町制施行 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
矢柄	五五〇・四〇〇	四〇・二五〇	四〇・二五〇	一三五	四二・〇九〇	一〇八	二二二〇	二二二二
伊賀个	五三・三三〇	四・九〇〇	四・九〇〇	一四二	四・八六六	一〇七	一〇一〇	一〇一〇
西足代	五〇・八四〇	一八・八〇〇	一八・八〇〇	一七六	六・一七三	一七五	一七五〇	一七五〇
四條	六八・八六〇	六・八一五	六・八一五	二五七	六・八一五	二七四	二七四〇	二七四〇
大地	六二・三三〇	七・六二二	七・六二二	九三元	五・六三三	九三元	九三元	九三元
計	三、七九〇・四二〇	二五・二五四	二五・二五四	一、八三八	二六・五三六	一、八五六	二、二二〇	二、二二二

第三節 北河内郡

位 境 面 山

置 界 積 川

地

勢

本郡は河内國の北部に位し、東は大和國生駒郡及び山城國綴喜郡に界し、南は中河内郡に連り、北方より西方に亘りては攝津國三島郡及び西成郡に對し、西南の一角は同國東成郡に接し、拾貳方里壹分の面積なり。山城・大和の界には峰巒起伏し、飯盛・コンジャウ・交野の峻峰瘤起して、其の脈は郡の中部に蟠廻し、中河内及び東成兩郡との界は田岡交錯し、三島・西成兩郡との界は淀川之を限れり。船橋川は氷室村大字尊延寺の山間に發して西北に向ひ、菅原村を過ぎ牧野・楠葉の兩村界に至りて淀川に注ぎ、穂谷川は同じく氷室村の山間に發し、西北に向ひ左轉右廻して津田村を過ぎ、山田村・招提村・牧野村を貫流して淀川に入り、天野川は田原村大字上田原の山間より發し、北方に向ひ所々に溪流を容れ、磐船村の山谷より奔流して星田村・交野村・川越村・牧野村を過ぎ、枚方町に至りてまた淀川に入る。寢屋川は源を星田村の山間より發し、西北に流れて水本村に至り、溪澗を西流しフシウ川を併せ、友呂岐村にて前川を併せ、住道村大字灰塚にて恩智川を呑み、中河内郡北江村・東成郡榎本村・鯉江町を過ぎて城東村大字鴨野に至り、其の東部にて長瀬川、西部にて平野川を入れ、更に西流し大阪市東區京町二丁目の將葉島に至りて淀川に入る。其の他幾多の小流は郡内を脈絡して灌漑に便す。地勢は東方に高く西南に低下して卑濕せり。其の卑濕地は往古に於ては難波より草香江の巨

本郡の設置

浸に通じ、淀川の流と會合せし所にして、仁德天皇十一年茨田堤を築き給ひしことの見えし以來、歷代に亘りて水害と堤防修築の記事見え、枚方以上なる淀川沿岸地方も同じく水害を被りて、今の京街道は往時の河道なりしといへば、其れ等の地方は歷代修治の功に依りて、現時の地形を爲せしものならん。而して明治二十九年度より施行せられたる淀川改良工事の爲め、四拾四町六畝拾四歩の地は同川敷に沒せり。

本郡は明治二十九年四月一日茨田・交野・讚良の三郡を合併して一郡を置かれたるものなり。郡名は蓋し河内國の北部に位置せるより名づけられしものなるべし。故に合併當時に至るまでの沿革は、舊郡別に依りて分記せん。

茨田郡

當郡は和名抄に「萬牟多」と訓せり、日本書紀仁德天皇十一年に築き給ひし茨田堤は、當郡に於ける淀川堤にして、當時同堤修築の贊となるに決して死せざり茨田連衫子あり、是れ茨田の名の史上に現れたる初めにして、茨田氏の居りし所なり。姓氏錄河内國皇別に「茨田宿禰、多朝臣同祖、彦八井彦命之後、男野見宿禰仁德天皇御代造茨田堤」と見ゆる茨田宿禰は、茨田連衫子の裔なるべきも、同氏と異流の茨田氏あり、即ち同書河内國諸蕃に「茨田勝、出自吳國王孫皓之後意富加牟招君也、諡仁德賜居地於茨田邑、因爲茨田勝也」と見ゆるものは是れなり。仁德天皇は其の十三年秋九月茨田の屯倉

を立て、春米部を定め給ひ、宣化天皇は其の元年夏五月阿蘇仍君をして茨田屯倉の穀を筑紫に運ばしめ給ひしこと見ゆ。其の地は攝津東成郡の北部に連りて、淀川の南岸に沿ひ、大和川の北邊に接し、兩川激流の衝に當れるを以て、仁徳天皇の堤防修築以來、洪水の被害は歴代の史上に現れ、洪水は泛漲し、堤防は決潰し、浸水范濫して已むことなかりしは想像するに難からず。畿内治河記には、枚方以下京橋に至るまでの地はもと汗澤なりしを、天正年間堤防を築き河道を制して伏見・大坂間の捷徑と爲せりと記し、淀川堤の文祿堤といへる貳里許の間は、文祿五年豊臣氏の毛利・吉川・小早川の三氏に課して修築せしめし所なりと傳ふ。堤防は即ち道路を兼用せるものにして、今の京街道筋即ち國道第二號路線是れなり。道路の天正年間に至るまでなかりしは、畿内治河記の記せるが如く、其の地の汗澤卑濕なりしに依り、其の地の汗澤卑濕なりしは、復た間斷なき洪水の泛漲溢せし結果なるべし。故に淀・大和兩川流域なる攝・河兩國の平野中、當郡より攝津の舊東成郡の北部に亘る地方は、其の最も後れて開發せられ、大和川の轉鑿に依りて現況を爲せしものと知らる。和名抄に幡多・佐太・三井・池田・茨田・伊香・大窪・高瀬の八郷を載せ、高瀬郷は其の後小高瀬郷と呼ばれ、外に寺方莊・橋波莊・守口莊・稗島莊（小高瀬郷以下を一に五個莊ともいふ）・寺方莊・八個莊・九個莊・朝呂木莊・門眞莊・稗島莊・大庭莊・上莊等の名あり。中世國郡界の錯亂に依り、千林村は當國を離れて攝津國東成郡に轉出せしならん。明治五年二月には守口町・土居村・東橋波村・西橋波村・世木村・馬場村・大枝村・南寺方村・

北寺方村・諸口村・横堤村・三島新田・今津村・三組新田・下村・安田村・燒野村・濱村・門眞一番上村・門眞一番下村・門眞二番村・門眞三番村・門眞四番村・桑才村・稗島村・三つ島村・氷野村・赤井村・諸福村・新田村・上島頭村・下島頭村・巢本村・岸和田村・上馬伏村・下馬伏村・常稱寺村・野口村・横地村・打越村・北島村・大庭一番村・大庭二番村・大庭三番村・大庭四番村・大庭五番村・大庭六番村・大庭七番村・大庭八番村・北十番村・南十番村・下島村・東村・北村・藤田村・金田村・梶村・池田川村・池田中村・池田下村・葛原村・大和村・神田村・高柳村・對馬江村・黒原村・仁和寺村・點野村・郡村・三井村・田井村・木屋村・平池村・石津村・太間村・出口村・走谷村・中振村・三矢村・泥町村・伊加賀村・枚方村・岡村・岡新町村の八十四ヶ町村たりしが、同七年八月四日攝津國西成郡北大道村・橋寺村・同村新田・南大道村の地先六町壹反七畝貳拾步貳厘の地を守口町に編入し、同十六年六月十八日大庭八番村・北十番村・南十番村・下島村の四ヶ村を合併して八雲村、同月二十三日池田川村・池田中村・池田下村の三ヶ村を合併して池田村、同十九年一月二十三日世木村・馬場村・大枝村の三ヶ村を合併して高瀬村、南寺方村・北寺方村の兩村を合併して寺方村、同年三月二十七日大庭三番村・大庭四番村・大庭六番村の三ヶ村を合併して大日村と改め、同年四月二十二日讚良郡太子田村及び御領村を當郡に編入し、同年五月一日門眞一番上村・門眞一番下村・門眞二番村・門眞三番村・門眞四番村の五ヶ村を合併して門眞村、同年十月一日大庭一番村・大庭二番村・大庭五番村の三ヶ村

を合併して佐太村と改稱したる爲め、差引十四ヶ村を減じて七十ヶ町村となり、同二十二年四月一日の町村制施行に際し、左記の如く二町十三ヶ村七十大字となれり。

- 守口町 守口、土居
- 今津村 今津、三組新田
- 二島村 三島、神島
- 大和田村 常稱寺、野口、横地、打越、北島
- 九個莊村 池田、葛原、大和、神田、高柳、對馬江、黒原、仁和寺、點野
- 蹠陀村 出口、走谷、中振
- 三郷村 東橋波、西橋波、高瀬、寺方
- 古宮村 下、安田、焼野、濱
- 南郷村 御領、水野、赤井、太子田、諸福、新田
- 庭窪村 佐太、大日、大庭七番、八雲、東、北、藤田、金田、梶
- 友呂岐村 郡、三井、田井、木屋、平池、石津、太間
- 枚方町 三矢、泥町、伊加賀、枚方、岡、岡新町
- 諸堤村 諸口、横堤、三島新田
- 門真村 門真、桑才
- 四宮村 上島頭、下島頭、巢本、岸和田、上馬伏、下馬伏

徳川氏時代に於ては各藩領・寺院領・代官支配地・及び麾下の采地等に轉換分屬して其の末造に至りしが、其の末造に於ける當郡の石高は、參萬八千壹百貳拾貳石九斗六升四合にして、各領管は左記の如くに分布せり。

- 加納藩永井肥前守尙服領 參千壹百八拾六石九斗九升壹合八勺
- 大庭一番村 壹百八拾壹石九斗貳升
- 木屋村 六百八拾貳石九斗參升參合
- 高柳村 六百參拾六石九斗四升參合
- 太間村 四百五拾七石九斗貳升壹合
- 大和村 五百五拾九石九斗參升
- 下馬伏村 六百六拾七石參斗四升四合八勺

高領主及び石

高槻藩永井日向守直諒預所 參千四百七拾壹石六升貳合

- 岡村 貳百四拾壹石四斗七升
- 岡新町村 壹百四石七斗五升五合
- 泥町村 四拾六石八斗九升貳合
- 枚方村 參拾七石壹斗壹升七合
- 三矢村 貳百四拾九石壹斗九升貳合
- 走谷村 貳百五石六斗七升八合
- 出口村 八百四拾壹石四斗六升壹合
- 中振村 壹千壹百貳拾六石七斗六升九合
- 伊加賀村 六百拾七石七斗貳升八合

京都所司代松平越中守定敬役知 壹千七百六拾參石四斗五升四合

- 今津村 四百參拾九石貳合
- 諸口村 七百七拾壹石參升五合
- 横堤村 (西條藩領) 參百六拾壹石五斗四升參合
- 横堤村 (五郡・高柳) 壹百九拾壹石八斗七升四合

代官多羅尾織之助支配地 貳万貳千四百四拾九石四斗九合貳勺

- 大枝村 六百拾五石參斗八升參合
- 南寺方村 六百四石六斗貳升
- 北寺方村 四百七拾九石六斗五升貳合
- 稗島村 壹百六拾五石七斗八升七合
- 燒野村 貳百貳拾四石壹斗五升貳合
- 安田村 貳百七拾石五斗壹升參合
- 桑才村 七拾五石七斗壹升四合
- 濱村 七百參拾四石四斗參升六合
- 下村 參百參拾六石貳斗六升
- 今津村 四百六拾七石四斗九升八合

- 三組新田 九拾貳石參斗貳合
- 三つ島村 七百六拾七石八斗四升
- 新田村 八百五拾參石六斗
- 赤井村 參百貳拾七石七斗壹升貳合
- 下馬伏村 五拾壹石六斗八升五合貳勺
- 打越村 參百八拾四石六斗五升九合
- 上島頭村 六百拾四石九斗六升九合
- 上馬伏村 五百四拾參石九斗貳升七合
- 南十番村 參百九拾參石參斗參合
- 下島村 貳百五拾石參斗四升八合
- 大庭七番村 四百七拾五石六斗四升壹合
- 大庭二番村 四百參拾五石參斗八升壹合
- 藤田村 壹百九石七斗壹升八合
- 點野村 五石壹斗貳升六合
- 門真一番上村 壹百五拾六石八斗四升貳合
- 三島新田 壹百貳拾石九斗貳升
- 諸福村 四百五拾八石貳斗五升
- 水野村 五百拾參石參升八合
- 岸和田村 八百四拾四石六斗四升六合
- 北島村 四百九拾九石參斗九升
- 大庭一番村 拾石八斗九升貳合
- 下島頭村 四百六拾參石壹斗參升八合
- 巢本村 五拾貳石貳斗九升六合
- 北十番村 貳百八拾貳石參斗壹合
- 大庭八番村 四百六拾貳石參斗參升六合
- 大庭六番村 參百八拾九石貳斗五升八合
- 北村 五百五拾貳石四斗四升五合
- 梶村 參百九石壹斗九升九合
- 門真一番下村 四百參拾八石八斗五升貳合
- 門真二番村 九百五拾四石壹斗八升七合

- 門真三番村 七百五拾八石九斗四升五合
- 馬場村 貳百五拾參石四升九合
- 黒原村 參百參拾四石貳斗八升
- 對馬江村 四百參拾七石六斗貳升四合
- 池田中村 四百四石四斗四升參合
- 神田村 七百貳拾四石貳斗壹升七合
- 平池村 貳百九拾九石八斗參升九合
- 代官齋藤六藏支配地 壹千五百八拾八石九斗參升貳合
- 守口町 四百參拾石六斗八升八合
- 西橋波村 四百參拾六石參斗八升四合
- 堂上菊亭家領 參百石
- 門真一番上村 參百石
- 門真四番村 八百五拾貳石九斗壹合
- 世木村 五百拾貳石參斗六合
- 仁和寺村 七百拾貳石八斗五合
- 池田下村 四百五拾壹石五斗壹升壹合
- 池田川村 五百五拾石壹升七合
- 田井村 參百六拾九石貳斗五升六合
- 土居村 四百參拾九石貳斗貳升四合
- 東橋波村 貳百八拾貳石六斗參升六合

麾下永井左門采地 貳千九百八拾七石六斗五升四合

- 東村 四百八拾石參升壹合
- 梶村 壹百五拾七石參斗六升五合
- 藤田村 參拾九石貳斗五升五合
- 横地村 四百六拾四石壹斗八升參合

常稱寺村	貳拾六石五斗七升八合	野口村	六百九拾五石七斗九升四合
點野村	四百八拾八石七斗七升四合	石津村	參百九拾五石六斗八升八合
三井村	貳百參拾九石九斗八升六合		
麾下永井大之丞采地	壹千參百六拾六石七斗七升四合		
大庭三番村	壹百參拾四石五斗貳合	大庭四番村	貳百四拾六石參斗貳升壹合
大庭五番村	參百四拾七石七斗九升	葛原村	貳百八拾貳石參斗參升八合
郡村	參百六拾貳石八斗貳升參合		
麾下永井吉之丞采地	七百八石六斗八升七合		
金田村	參百七拾六石六斗參升七合	郡村	參百參拾貳石五升
養源院領參百石			
東橋波村	參百石		

各領地の統一及び區畫の整理

京都所司代松平越中守定敬、及び代官多羅尾織之助・同齋藤六藏の支配地は、明治元年の初の新に御料となりて、代官多羅尾織之助の支配地は同人に當分預けとなり、京都所司代松平定敬の役知及び代官齋藤六藏の支配地は北條相模守の當分取締に移りしが、代官齋藤六藏の舊支配地は、其の當分取締を解かれて同年三月一日兵庫裁判所の支配に轉ず。又養源院領は同年五月十日大阪府司農局の支配

となりしが、兵庫裁判所の支配に移りし元代官齋藤六藏の舊支配地も同月二十三日・麾下の采地は翌二十四日・元代官多羅尾織之助の舊支配地は同年六月二十二日・元京都所司代松平定敬の役知も、其の當分取締を解かれて同月何れも同司農局の支配に歸し、同七月南司農局所屬となる。同司農局支配地は同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年六月諸藩版籍を奉還して知藩事を置かれしかば、河内縣及び加納・高槻兩藩の管地たりしも、河内縣管地は同年八月二日、高槻藩管所は同三年十二月共に堺縣の管轄に歸す。同四年七月十四日の廢藩置縣に依り、堺・加納兩縣の管地たりしも、同年十一月二十二日の大改革に依りて全部初めて堺縣の統管する所となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月には第八乃至第九の二區に分たれ、同七年一月二十二日には第三大區に屬し、同四月十三日一小區内の一番乃至十四番組・二小區内の八番組・三小區内の七番組に入りしも、同九年十二月七日小區内の番組は廢止せらる、同十三年四月十四日枚方郡役所(後、茨田外二郡役所と稱す)部内となり、同月二十三日第一第二の兩聯合に分れ、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日の毎町村制には八十四ヶ村共に獨立し、同十七年七月一日戸長役場管理區域の設定あるに及び、十七ヶ戸長役場を置かれて、同二十二年四月一日の町村制施行に至るまで繼續せり。

交野郡

當郡は和名抄に加多乃と訓す、一に肩野に作れり。郡名は、續日本紀元明天皇和銅四年正月の條に

「河内國交野郡楠葉驛」と見ゆるもの、是れ其の史上に現れし初めに於て、姓氏錄左京神別に「物部肩野連、伊香我色乎命之後也」と見え、同右京神別に「肩野連、石上朝臣同祖、神饒速日命六世之後也」と見え、同河内國諸蕃には「交野忌寸、出自漢人庄員也」と見ゆる交野氏は、當郡に因みあるものならん。其の淀川に沿へる所は同川の流に依りて變動し、舊河道は磯島の東なる今の京街道の邊たりしといふ。和名抄に三宅・田宮・園田・岡本・山田・葛葉の六郷を載せ、後星田郷・南條郷・津田郷・牧野郷・波瀲郷等の名あり。明治五年二月には寢屋村・打上村・燒野村・星田村・村野村・田原村・山の上村・茄子作村・津田村・野村・春日村・郡津村・倉治村・私部村・傍示村・寺村・森村・私市村・杉村・尊延寺村・穗谷村・長尾村・藤阪村・中宮村・甲斐田村・片鉾村・田口村・禁野村・渚村・小倉村・坂村・宇山村・養父村・上島村・下島村・招提村・船橋村・楠葉村の三十八ヶ村たりしが、同七年八月四日攝津國島上郡磯島村を編入せられたる爲め、一村を増して三十九ヶ村となり、同十二年四月一日の町村制施行に際し、左記の如く十二ヶ村三十七大字となれり。

- | | | | | |
|-----|---|-----|-----|------------------------------|
| 水元村 | <small>寢屋・打上・燈油</small> | 星田村 | 川越村 | <small>村野・田宮・山の上・茄子作</small> |
| 津田村 | <small>津田・野・春日</small> | 交野村 | 磐船村 | <small>傍示・寺・森・私市</small> |
| 水室村 | <small>杉・尊延寺・穗谷</small> | 菅原村 | 山田村 | <small>中宮・甲斐田・片鉾・田口</small> |
| 牧野村 | <small>禁野・磯島・渚・小倉・坂・宇山・養父・上島・下島</small> | 招提村 | 楠葉村 | <small>船橋・楠葉</small> |

領主及び石高

徳川氏時代に於ては各藩領・神社領・役知・代官支配地及び麾下の采地等に轉換分屬して其の末造に至りしが、其の末造に於ける當郡の石高は、貳萬參千六百貳拾石九斗貳合五勺にして、各領管は左記の如くに分布せり。

小田原藩大久保加賀守忠禮領 六千參百八拾八石五升貳合七勺

- | | | | |
|------|----------------|------|--------------|
| 燈油村 | 參百貳拾壹石八升貳合 | 打上村 | 參百拾石七斗八升八合 |
| 星田村 | 壹百九石八斗 | 森村 | 參百參拾四石六斗五升八合 |
| 春日村 | 六百五拾八石六斗貳升七合 | 茄子作村 | 五百貳拾五石八斗九升五合 |
| 山の上村 | 五百六拾參石六斗參升七勺 | 田宮村 | 貳百壹石四升七合 |
| 郡津村 | 貳百八拾石壹斗五升五合 | 坂村 | 壹百六拾七石壹斗六升 |
| 渚村 | 壹千參百四拾五石參斗貳升壹合 | 甲斐田村 | 五百八拾六石六斗八升參合 |
| 片鉾村 | 五石參斗九升壹合 | 私部村 | 五百拾貳石八斗九升參合 |
| 禁野村 | 貳百五拾五石四斗六升六合 | 小倉村 | 貳百九石四斗五升六合 |
| 星田村 | 壹千參百石 | | |

西大路藩市場下總守長義領 壹千參百石

京都守護職松平肥後守容保役知 四千參拾八石貳斗參升八勺

養父村 壹百拾壹石貳斗貳升四合
 寢屋村 五百四拾參石六斗貳升七合
 招提村 五百九拾石九升八合
 傍示村 參拾九石五斗五合
 村野村 壹千參拾四石壹斗五升壹合
 私市村 壹 六拾石六斗壹升六合
 寺村 參百拾四石壹斗四升
 宇山村 貳百九石九斗六升壹合
 中宮村 壹千參拾四石九斗八合八勺

代官多羅尾織之助支配地 貳千四拾六石貳斗九升六合八勺七才

下島村 八拾石參斗四升

楠葉村 壹千九百貳拾六石貳斗六升參合八勺七才

渚村 參拾參石七斗五升六合

坂村流作新田 五石九斗參升七合

堂上日野家領 拾四石八斗五升七合

渚村 拾四石八斗五升七合

麾下久貝忠左衛門采地 參千六百四拾八石七斗五升壹合

倉治村 壹千七拾五石壹斗五升壹合

津田村 九百參拾參石貳斗八升九合

藤坂村 四百九拾八石五斗貳升八合

杉村 六拾壹石七斗九升八合

長尾村 貳百四拾八石七斗六升七合

片鉾村 貳百拾四石壹斗六升九合

田口村 六百拾七石四升九合

麾下船越柳之助采地 壹千五百拾四石九斗八升八合壹勺參才

招提村^{大方} 四百九拾貳石九斗五升八合

招提村^{小方} 壹百七石參斗七升七合

禁野村 參百六拾石

楠葉村 五百五拾四石六斗五升參合壹勺參才

麾下島山飛彈守采地 壹千貳百拾壹石四斗七升

津田村 壹百參拾四石貳斗

私部村 壹千七拾七石貳斗七升

麾下永井左門采地 六百七拾參石參斗壹升參合

養父村 貳百八拾七石貳斗參升四合

船橋村 貳百石五斗九合

野村 壹百八拾五石五斗七升

麾下永井大之丞采地 六百六拾八石壹升

尊延寺村 壹百八拾參石五斗壹升

船橋村 四百八拾四石五斗

麾下片桐内藏助采地 五百九拾石七斗七升

郡津村 五百九拾石七斗七升

麾下越智主馬采地 四百六拾石貳斗參升九合

私市村 四百貳拾參石四升貳合

山の上村 參拾七石壹斗九升七合

麾下水野但馬采地 四百五拾石貳斗七升六合

坂 村 參百七拾壹石四斗四升四合

上島 村 七拾八石八斗參升貳合

麾下永井吉之丞采地 參百五石

穂谷 村 參百五石

麾下永井庄九郎采地 壹百五拾七石八斗四升五合

打上 村 四拾七石八斗四升五合 茄子作村 壹百拾石

男山八幡社領 壹百五拾貳石八斗參合

星田 村 壹百貳拾石七斗八升參合 渚 村 參石六斗八升

寺 村 貳拾八石參斗四升

各領の統
一及び區畫
の變遷

京都守護職松平肥後守容保の役知及び代官多羅尾織之助の支配地は、明治元年の初め新に御料となりて、守護職の役知は北條相模守の當分取締となり、代官多羅尾織之助の支配地は同人に當分預けとなる。また男山八幡社領は同元年五月十日・堂上家領及び麾下の采地は同月二十四日・元代官多羅尾織之助の支配地も其の當分預けを解かれて六月二十二日・京都守護職松平容保の役知も北條相模守の當分取締を解かれ・小田原藩領は沒收せられて同月何れも同司農局の支配に歸し、同七月南司農局所屬となる。同司農局支配地は同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年六月諸藩版籍を奉還して知藩事を置かれしかば、河内縣及び西大路藩の管治たりしが、同年八月二日河内縣の管地は堺縣の管轄

に轉じ、同年七月十四日の廢藩置縣に依りて堺・西大路兩縣の管治たりしも、同年十一月二十二日の大改革に依りて全郡初めて堺縣の統管する所となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月には第五區乃至第七區の三區に分たれ、同七年一月二十二日には第三大區に屬し、同四月十三日三小區内の八番乃至十番組・四小區内の一番乃至十三番組に入りしも、同九年十二月七日小區内の番組は廢止せられ、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第四・第五の兩聯合に分れ、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日の毎町村制には三十九ヶ村共に獨立し、同十七年七月一日戸長役場管理區域の設定あるに及び十二ヶ戸長役場を置かれて、同二十二年四月一日の町村制施行に至るまで繼續せり。

讚 良 郡

當郡は和名抄に「佐良々」と訓じ、一に更荒・沙羅々・または更古に作る、即ち日本書紀欽明天皇二十三年秋七月の條に「己巳朔、新羅遣使獻調賦、其使人知新羅滅任那、恥背國恩、不敢請罷、遂留不歸本土、例同國家百姓、今河内國更荒郡鷓鴣野邑、新羅人之先也」と見え、同紀天武天皇十二年冬十月の條には「乙卯朔己未、沙羅々馬飼造・常野馬飼造賜姓日連」と見え、同紀持統天皇八年六月の條に「癸丑朔庚申、河内國更荒郡獻白山雞」と見え、江家次第元日宴會の條下に「河内國更古」と見ゆるもの是れなり。又姓氏錄河内國諸蕃に「佐良連、出自百濟國人久未都彥也」と見ゆ、佐良は佐良々の略

ならん。其の讚良郡と書して現れしは、續日本後紀仁明天皇承和十二年の條に「二月戊寅、河内國讚良郡人相模權椽從六位下廣江連乙枚賜姓大坂朝臣、貫右京一條四坊」と見ゆるもの其の初めにして、文德實錄には齊衡二年の條に、七月戊寅「從三位百濟王勝義薨云々、勝義年老致仕、閑居河内國讚良郡山畔、頗使鷹犬以爲養病之資」と見ゆ。和名抄には山家・甲可・枚岡・高宮・石井の五郷を載せ、中世國郡界の錯亂に依りて、南田原・北田原の二ヶ村は、大和國添下郡に轉出して當郡を去れり。明治五年二月には尼ヶ崎新田・尼ヶ崎新々田・横山新田・中村新田・三ヶ村・御供田村・灰塚村・北條村・野崎村・龍間村・寺川村・中垣内村・深野新田・深野北新田・深野南新田・岡山村・砂村・龍屋村・中野村・中野村上郷・中野村逢坂郷・南野村・上田原村・下田原村・國松村・秦村・太秦村・高宮村・小路村・木田村・萱島流作新田・堀溝村・河北村・御領村・太子田村の三十五ヶ村たりしが、同十五年五月二十三日中野村上郷を清瀧村、中野村逢坂郷を逢阪村と改め、同十九年四月二十二日太子田・御領の兩村は茨田郡に編入せられて當郡を去り、同年八月三日尼ヶ崎新々田を尼ヶ崎新田に合併したる爲め、三ヶ村を減じて三十二ヶ村となり、同二十二年四月一日の町村制施行に際し、左記の如く六ヶ村・三十二大字となれり。

- | | | | |
|-----|---|-----|---|
| 住道村 | <small>尼ヶ崎新田・横山新田・中野新田・土御村・御供田・灰塚</small> | 四條村 | <small>北條・野崎・龍間・寺川・中垣内・深野新田・深野北新田・深野南新田</small> |
| 甲可村 | <small>岡山・砂・菰屋・中野・清瀧・逢阪・南野</small> | 田原村 | <small>上田原・下田原</small> |

豐能村 國松・秦・太秦・高宮・小路

寢屋川村 木田・萱島流作新田・堀溝・河北

徳川氏時代に於ては各藩領・寺院領・役知・代官支配地、及び麾下の采地等に轉換分屬して其の末造に至りしが、其の末造に於ける當郡石高は、壹萬五千四百八拾五石九斗六升五合四勺五才にして、各領管は左記の如くに分布せり。

郡山藩柳澤甲斐守保申領 壹千貳百五拾石

中垣内村 五百參拾七石五斗

野崎村 貳百七拾五石七斗五升

寺川村 貳百八拾貳石五合

龍間村 壹百五拾四石七斗四升五合

京都守護職松平肥後守容保役知 六千參拾參石五斗參升六合九勺貳才

深野新田 七百八拾貳石參斗貳升四合九勺貳才

深野北新田 六百五拾參石八斗九升四合

深野南新田 六百九拾五石八斗七升九合

岡山村 四百七拾六石四斗五合

砂東村 參百四拾七石五斗四升四合

砂西村 貳百拾參石八斗五升八合

小路村 貳百八石八斗

高宮村 六百貳拾參石九斗

太秦村 參百參拾參石六斗九升七合

秦村 參百四石五斗參升八合

堀溝村 貳百貳拾參石壹斗五合

北條村 四百參拾石八斗八升七合

國松村 壹百參拾九石四斗四升參合

上田原村 貳百七拾參石參斗八升參合

- 下田原村 參百貳拾五石八斗七升九合
- 代官小堀數馬支配地 貳千九百六拾九石貳斗八升參合
- 御供田村 貳百八拾貳石六斗壹升七合
- 三箇村 六百四拾九石八升壹合
- 北條村 四百九石五斗八升參合
- 菰屋村 參百貳拾八石參斗參升
- 中野村逢坂郷 壹百九拾九石壹合
- 代官多羅尾織之助支配地 壹千四百五拾八石壹升壹合
- 灰塚村 參百九拾壹石壹斗六升七合
- 御領村 參百八拾九石五斗
- 尼ヶ崎新々田 七拾四石五斗九升六合
- 麾下三好時之助采地 壹千五百拾七石七升四合
- 南野村 壹千五百拾七石七升四合
- 麾下片桐銀三郎采地 壹千貳拾七石七斗六升五合
- 木田村 壹千貳拾七石七斗六升五合
- 龍間村 五拾六石七斗壹升
- 横山新田 參拾六石九斗五升壹合
- 河北村 五百六拾石壹升五合
- 中野村上郷 參百七拾五石貳升五合
- 萱島流作新田 七拾壹石九斗七升
- 中村新田 五拾五石貳升參合
- 尼ヶ崎新田 參百拾六石四斗六升五合
- 太子田村 貳百參拾壹石貳斗六升

各領地の統一及び區畫の變遷

麾下久具忠左衛門采地 八百貳拾石九斗參升六合四勺五才

中野村 八百貳拾石九斗參升六合四勺五才

麾下加藤岩太郎采地 壹百石

小路村 壹百石

泉涌寺領 參百九石參斗五升九合八才

深野新田 參百九石參斗五升九合八才

京都守護職松平肥後守容保の役知、及び代官小堀數馬・同多羅尾織之助の支配地は、明治元年の初め新に御料となりて、守護職の役知は北條相模守の當分取締となり、代官支配地は小堀數馬及び多羅尾織之助の兩人に、各舊支配地を當分預けとなる。また泉涌寺領は同年五月十日・麾下の采地は同月二十四日大阪府司農局の支配に移りしが、小堀數馬・多羅尾織之助の當分預所も其の當分預けを解かれて同年六月二十二日・元京都守護職松平容保の役知も北條相模守の當分取締を解かれて、同月共に同司農局の支配に歸し、同年七月南司農局所屬となり。同司農局の支配地は同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年六月諸藩版籍を奉還して知藩事を置かれしかば、河内縣及び郡山藩の管治たり。然るに河内縣管地は同年八月二日堺縣の管轄に歸し、同四年七月十四日の廢藩置縣に依り堺・郡山二縣の管治たりしも、同年十一月二十二日の大改革に依りて全郡初めて堺縣の統管する所となる。而し

新郡設置後
の町村異動

現在町村別
石高・反別・
人口

て同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月には第三區・第四區の兩區に分たれ、同七年一月二十二日には第二大區・第三大區に分屬し、同四月十三日第二大區五小區内の五番組・第三大區二小區内の一番乃至八番組・三小區内の五番組に入りしも、同九年十二月七日小區内の番組は廢止せらる。同十三年四月十四日校方郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に列し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日の毎町村制には三十五ヶ村共に獨立し、同十七年七月一日戸長役場管理區域の設定あるに及び、七ヶ戸長役場を置かれて、同二十二年四月一日の町村制施行に至るまで繼續せり。

かくて茨田・交野・讚良の三郡は、二ヶ町・三十一ヶ村・一百三十九大字を爲し來りしが、同二十九年四月一日三郡を合併して本郡を設けられ、同三十一年六月一日より郡制を施行せられて自治の法人となり、同三十五年四月一日今津村(大字)は攝津國榎本村に合併せられて本郡を去り、同年七月七日地域整理の爲め、諸堤村の壹町壹反九畝貳拾五歩は攝津國東成郡榎本村に轉出せしが、同榎本村の壹町壹反壹畝貳拾貳歩を當郡諸堤村に編入し、同月三十一日同じく地域整理の爲め、寢屋川北岸以北にある中河内郡北江村の壹町九反參畝貳拾八歩を同諸堤村に編入せられ、同四十一年九月二十四日枚方町大字三矢・同伊加賀所屬の官有堤防全部を區域として、新に大字櫻新地を設けたる爲め、差引一ヶ村・一大字を減じて二ヶ町・三十ヶ村・一百三十八大字となれり、現在の町村是れなり。

見稻薄に依れば、茨田郡は米參萬六千貳百六拾參石七斗五升・交野郡は同貳萬零九百九拾石零九斗

四升七合・讚良郡は同壹萬零貳百六拾五石四斗九升五合と記せり。而して徳川氏の末造に於ける現在各町村の村高及び其の以後に於ける反別等は、左に記する所の如し。

村名	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
守口町	八、九、九、一〇〇	一、九、二、二二	一、三、三、七	二、二、一、五、六	一、七、五、五	二、〇、四、一	三、一、五、一
三郷村	三、八、八、三、三〇〇	五、四、六、二六	一、八、五、三	六、六、一、八、三、三	二、〇、一、七	二、五、三、四	二、九、九、四
諸堤村	一、四、四、三、三二	一、六、九、七、三	一、八、五、四	一、九、一、二、六	一、四、四、六	二、〇、五、五	二、一、一、四
古宮村	一、五、五、六、一〇	二、四、五、二、七	一、九、四、三	二、四、五、八、三、三	一、九、四、三	二、一、七、三	二、〇、〇、八
門真村	三、五、七、七、四一〇	九、九、七、七、六	二、五、一	四、三、三、九、九、三	二、七、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
二島村	六、三、三、七、〇	一、八、八、一、七	一、三、八	一、五、八、九、九、二	一、三、四、五	一、三、七、〇	一、三、七、〇
南郷村	二、七、七、三、六〇〇	三、四、五、九、二	二、三、五、七	二、五、三、三、五、二	二、九、六、二	三、九、九、二	三、九、九、二
四宮村	三、三、三、八、〇〇〇	三、二、一、三、三	二、二、七、四	三、四、三、三、九、四	二、三、三、四	二、八、七、八	三、四、〇、〇
大和田村	二、一、七、七、六〇〇	二、七、七、五、七、七	一、五、三、六	二、四、九、九、九、九	一、六、三、三	一、八、三、三	一、七、七、〇
庭窪村	五、六、七、六、三〇〇	五、七、三、三、〇〇〇	三、六、九、五	七、七、七、四、七、二	四、一、八、〇	四、四、八、九	四、四、五、二
九個莊村	五、五、八、〇、〇〇〇	五、九、五、五、二、八	四、四、四、一	六、二、三、三、〇〇	四、九、六、五	四、六、七、七	五、一、〇、七

枚方郡役所 (茨田外二郡 役所と爲る)

匝 瑛 胤 常	明治十三年四月十六日	明治十六年六月五日
岡 林 秀 胤	同 十六年六月五日	同 十八年八月十八日
俣 野 景 孝	同 十八年八月十八日	同 二十三年六月十六日
小 向 寛 雄	同 二十三年六月十六日	同 二十四年一月十五日
川 越 重 德	同 二十四年一月十五日	同 二十六年五月卅一日
向 日 保 雄	同 二十六年五月卅一日	

北河内郡役所

向 日 保 雄	明治二十九年四月一日	明治三十三年二月廿一日
齋 藤 研 一	同 三十三年二月廿一日	同 四十三年十月廿八日
武 藤 剛	同 四十三年十月廿八日	大正二年五月廿七日
市 來 俊 輔	大正二年五月廿七日	同 五年十一月廿二日
菅 原 久 太 郎	同 五年十一月廿二日	同 七年二月十六日
野 村 壽 三 郎	同 七年三月十七日	現 任

死亡

第一項 守口町

本町は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、守口町・土居村の二ヶ町村は地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一町を設け、其の地はもと守口莊と稱し、著名なるのみならず、人家接續して市街の形を爲すに依り守口町と名づけ、兩町村は其の大字となり、舊に依りて茨田郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬す。

大字 守口

本地は古來茨田郡に屬し、もと守口莊の内にして、後守口町と稱す。舊守口莊は小高瀬莊・寺方莊・橋波莊・稗島莊と合せて五個莊と呼ぶ。字地に出屋敷・狼島といへるあり。狼島は西北なる淀川の中央なる一孤島にして、一に狼島又は中の島とも呼び、攝津國西成郡南大道・北大道・橋寺三ヶ村の屬地たりしが、明治七年八月四日南大道村所屬の反別七畝歩・北大道村所屬の同五町五反六畝貳拾五歩貳厘・橋寺村所屬の同五反參畝貳拾五歩(内六畝六歩 同村新田)・計六町壹反七畝貳拾步貳厘を本地に合併せられたるものなり。而して本地は京街道に沿ひて市街を爲し、街名に下の町・堤の町・市場の町・濱の町・來迎町等の名を爲し、徳川時代に於ける守口驛のありし所にして、傳舍軒を並べ、飯盛女は晝の支度を勸

め夜の泊を誘ひ、問屋場には人馬の掛引しげく、馬夫轎丁の聲高に詈れるなど、驛路の風いと賑かなりしが、明治の後に驛は廢せられて一時寂しくなりしも、近時京阪電車の開通するに及び、大阪の發展は此にも影響して、再び繁榮の機運に向ひ、其の賣出せる守口漬は長漬大根と稱し、驛の名物となりて世に賞せらる。

淀川舟中作

備百拙

寒林鴉背夕陽紅 踈柳橋邊買短篷 唯愛舟昇天碧上 不知身座月明中 隔州犬吠孤村火 罷釣人歸一掃風 思算往年過幾度 滿頭漸發雪鬢絲

難宗寺

難宗寺は字來迎町にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。文明九年二月九日蓮如上人の創建なり。同十五年四月十八日其の高弟慶開房法燈を嗣ぎ、慶長十六年三月五日本願寺御坊に昇格して守口の西御坊と呼ばれ、舊茨田・讀良の二郡及び交野郡の過半に於ける同宗寺院の總頭たり。當時河内國に於ける同宗寺院にして、今の中河内郡全部及び同南河内郡の一部にあるものは久寶寺御坊顯證寺・同南河内郡の一部にあるものは堺別院の管轄に屬し、同北河内郡の當寺に屬するもの、外即ち舊交野郡の一部にあるものは本山の直轄たり。乃ち當寺は堺別院・久寶寺御坊に次げる地位にありて寺門隆昌を極め、寺中に淨喜寺ありて累代の留守居職を勤め、附近五ヶ寺は御堂衆と稱して參勤交代し、其の他支坊あり末寺ありて所屬檀家の法要を掌り來れり。然るに明治五年本山は末寺中の中

本山制度を廢すると同時に、御坊の稱を撤して一般末寺に編入しければ、御堂衆及び末寺は何れも獨立し、當寺も一般末寺となりて淨喜寺住職の兼務となり、僅に香煙を絶たざるのみなりしが、同三十七年現住芳瀧智導師來りて、之が隆興に力を注ぎしより法燈再び輝き初め、上座一等特別衣鉢並に巡讀私記嘆讀文等の特許を受け、府下屈指の寺院として取扱を受くるに至れり。寺は單に其の御坊たりし歴史を有するのみならず、明治元年三月 先帝陛下の大阪に行幸あらせらるゝや、同月二十二日の夜は當寺を行在所に充てさせられ、聖蹟は當時の有様を其の儘に保存せらる。同四十三年十月工兵特別演習御見學の皇太子殿下は、同月四日御駐泊あらせられ、特に維持保存費として金參百圓を下し給ひ、住職に白羽二重一匹を下し賜ふ。其の先帝陛下の聖蹟を留むるを以て、毎年三月二十二日には奉悼の法要を修め奉ると共に、聖蹟を長く後世に傳へんが爲め、維持保存會なるもの組織せられて之が維持保存を圖り、且紀念碑建設の計畫中にあり。寺中に淨喜寺ありしも、今は其の名を公簿に存するのみ。境内は約壹千坪を有し、本堂を中心として座敷・玄關・書院・庫裏・鐘樓・太鼓樓等相連り、土塀を四方に繞らし、銀杏の大本は鬱葱として庭前に挺立せり。

盛泉寺は字濱の町にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十一年三月教如法主の創立にして、同十六年七月同本願寺別院となり、明治の後に至りて其の末となる。故に其の間は守口の東御坊と呼ばれて難宗寺の西御坊に對せり。寺は元和年間火災に罹りて燒失し、文化四年五月十一日

盛泉寺

再び淀川堤防損壞の際に什器寶物舊記等の過半を亡失し、今の堂宇は天保十一年秋八月の再建なり。明治元年三月 先帝陛下の大阪行幸に際し、同月二十二日難宗寺を以て行在所と定めらるゝや、當寺は内侍所奉安の所と定められ、當時新築せられたる表門は、破損の個所に修理を施し、保存せられて今に残り扉重門と稱せり。當時の景況は、寺に所藏せる大阪行幸懸記録に載せらる。該記録は前後に亘れるの記録なるも、今當日に係れる一節に依れば「二十二日西上刻内侍所入御、尤御羽車武挺官人昇之、實に御立派之御事に候得共、可惜大雨中御羽車合羽に相卷、御附堂上方始諸役人不殘糞笠、御女中丈乘輿之事」と見え、且内侍所御附には典侍四人・刀自參人・下女中前參人・布衣着之神人壹人(以下略之)、同御附之堂上方は藤波殿・萩原殿・白川殿・吉田殿・倉橋殿・大炊御門殿・六角殿・油小路殿・唐橋殿・難波殿・武者小路殿にして坊内に御泊、同附之武士加藤能登守は御門前・小出伊勢守は御門内・神騎隊參拾人は御門内御臺所え相詰のし旨を記せり。其の内侍所奉安の所に充てられしは、難宗寺の行在所たりしと共に、永く當寺の沿革を飾るべき名譽の紀念事跡なり。境内は九百四拾七坪を有し、本堂・庫裏・書院・廊下・納屋・鐘樓・太鼓樓の外に、前記扉重門を存す。

本地は延寶元年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御料となりて北條相模守の當分取締に移り、同三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同五月二十三日大阪府司農局の支配に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八

月二日更に堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第九區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まりて、同四月十三日其の一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月一日第一戸役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 土居

本地は古來茨田郡に屬し、もと五個莊の一たる守口莊の内にして土居村と稱す。河内志には舊名を竹門江と記せり。字地に瀧といへるあり、同志に屬邑一と記せるは此の字地を指せるものならん。

守居神社は字西の丸にあり、素盞鳴尊を祀れり。社記に依れば、延喜十八年の秋淀川洪水溢れて田野巷里に漲りし時、村の坤位に於て一の神體を得たり、依て假に之を凸所に鎮座しまゐらせしもの即ち當社の起原にして、土井の村名も是れより起れり、後神殿を營みて奉安し、土井神社と稱せしが、後現今の社名に改むと。社名の守居は本地及び大字守口の各頭字を採りたるものならん。明治五年村社に列し、同四十年十月七日字田の東の村社土居神社(素盞鳴命)・大字守口字狼島の無格社渦神社(別當)を合祀し、大正四年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參百六拾坪にして老松敬ら公孫樹茂れり。

本殿の外に拜殿・土蔵を存す。末社に稻荷神社あり。氏地は本町一圓、例祭は十月二十一日・夏祭は七月二十五日なり。

清澤寺

清澤寺は部落の中にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。もと清安寺と稱せしが、蓮如法主の十男實悟僧都の中興なり。同僧都はもと北越に住せられしが、後當地方に回化して、今の攝津國東成郡古市村大字今市の石太郎方に立寄られたるに、當寺の火災に罹りて衰頽し、住持を缺ける際なりしを以て、石太郎の世話にて當寺に入り、之を再興して土居坊と改稱し、更に門眞一番上村の願得寺及び世木村の本泉寺を開基し、晩年多く當寺に隱栖して有縁を度しつゝありしが、再び火災に罹りて其の未だ成らざる天正十一年十一月當坊に遷化し、遺骸は茶毘に附して墓は寺庭に建てらる、依て門人等遺志を繼ぎて再營し、更に同僧都の姓を採りて清澤寺と改稱せり。境内は壹百六拾四坪を有し、本堂・庫裏・廊下・門を存す。

本龍寺

本龍寺は字瀧にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天文二十三年六月十五日九字十字の名號三幅を本願寺より請けて安置し、安政七年三月十五日より寺名を公稱せり。境内は八拾壹坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は天和二年大坂定番米津出羽守山盛の役知たりしが、貞享二年同松半縫殿頭乘次の役知に換り、寶永三年徳川氏代官の支配に歸し、天明三年大坂城代戸田四幡守忠寛の役知に轉じ、同八年京都所司

代松平和泉守乘完の役知に移り、寛政二年再び徳川代官の支配に歸し、同十年永井日向守直進の預所に換り、天保十一年三たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して齋藏六藏に至り、明治元年の初めに御料となりて北條相模守の當分取締に移り、同三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同五月二十三日大阪府司農局の支配に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同八月二日更に堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字守口に同じ。

大	字	石	高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 町村制施行 當時の反別 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年七月二日 國勢調査の人口
守	口	三三〇・六八	三三〇・六八	三三〇・六八	三三〇・六八	三三〇・六八	三三〇・六八	三三〇・六八
土	居	四三〇・三三〇	四三〇・三三〇	四三〇・三三〇	四三〇・三三〇	四三〇・三三〇	四三〇・三三〇	四三〇・三三〇
計		八六〇・三三〇	八六〇・三三〇	八六〇・三三〇	八六〇・三三〇	八六〇・三三〇	八六〇・三三〇	八六〇・三三〇

第二項 三郷村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、東橋波村・西橋波村・高瀬村・寺方村の四ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時小高瀬・寺方・橋波の三莊に屬せしに依り、其の意を採りて三郷村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて茨田郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬す。

大字 東橋波

本地は古來茨田郡に屬し、もと五個莊の一たる橋波莊にして、後橋波村と稱し、寛文三年分れて東橋波・西橋波の兩村となれり、本地は其の一なり。

天農神社

天農神社は字細久にあり、素盞鳴命・譽田別命・菅原道眞を祀れり。創建の年月は詳ならず。傳へいふ、正平の亂に社頭兵燹に罹りて神靈は讃良郡に移り、後小祠を存したりしが、寛文十年竹内門主良尙親王より道眞の木像を下賜せられて再建せりと。明治五年村社に列し、大正四年八月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參百四拾六坪にして本殿・拜殿・社務所を存し、末社に巖島神社あり。氏地は本地及び大字西橋波にして、例祭は十月十五日なり。

南詢寺

南詢寺は字垣内にあり、曹洞宗興聖寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。慶長十五年京都大佛再建の時、千體の釋迦牟尼佛を彫刻して千箇寺に安置せられしが、代官三郎九郎其の一鉢を傳奉し來り、承應二年五月當寺を建立して之を安置せりといふ。境内は壹百六拾九坪を有し、本堂・庫裏を存す。

覺了寺

覺了寺は字中道にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永正十三年二月僧道教本願寺實如法主より阿彌陀佛の畫像一幅を請け、堂宇を建立して之を安置し、總道場と稱せしが、後延寶五年二月十五日東本願寺常如法主より阿彌陀佛の木像を附與せられ、同日寺號を許されて同本願寺の末

となる。境内は壹百拾壹坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は寛永五年より徳川氏代官の支配となり、寛文五年村高五百八拾貳石六斗參升六合の内、參百石は京都大佛養源院の領地となり、其の貳百八拾貳石六斗參升六合は依然徳川代官の支配たりしが、養源院の領地は明治元年五月十日の公布に依り大阪府司農局の支配となり、又徳川代官の支配地は寛文六年其の内七拾五石は京都竹内寺の領となり、貳百七石六斗參升六合は大坂定番米津出羽守山盛の役知となり、貞享元年同松平縫殿頭乗次の役知に轉じ、元祿元年再び徳川代官の支配に歸し、同九年京都竹内寺の所領も亦徳川代官の支配に歸し、貳百八拾貳石六斗參升六合は再び同代官の支配となりしが、寛政二年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年三たび徳川代官の支配に歸し、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初の新に御料となりて北條相模守の當分取締に移り、同三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同五月二十三日大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第九區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まりて、同四月十三日其の六番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に歸して、同三月五日一村獨立し、同十六年二月二十八日西橋波村と二ヶ村聯合し、

同十七年七月一日第二戸長役場の管理区域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 西橋波

本地は古來茨田郡に屬し、もと五個莊の一たる橋波莊にして、後橋波村と稱し、寛永三年分れて西橋波・東橋波の兩村となれり、本地は其の一なり。

唯稱寺は字寺地にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。明和二年の中興なり。境内は六拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は慶安元年より徳川氏代官の支配たりしが、寛文六年大坂定番米津出羽守由盛の役知に轉じ、貞享元年同松平縫殿四乗次の役知に換り、同四年同遠山主殿頭政亮の役知となり(遠山政亮は武藏に元禄六年卒す爾後其の役知たるの否や詳ならず)、寶永三年再び徳川代官の支配に歸し、明和元年より大坂城代松平和泉守乗佑・同六年より同久世出雲守廣明・安永六年より同牧野越中守貞長・天明元年より同土岐美濃守定經・同三年より同戸田因幡守忠寛の各役知となり、寛政元年三たび徳川代官の支配に歸し、同二年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年四たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初めに新に御料となりて北條相模守の當分取締に移り、同三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同五月二十三日大阪府司農局の支配に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同八月二日更に堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字東橋波に同じ

大字 高瀬

本地は古來茨田郡に屬し、もと高瀬郷の内にして、五個莊の一なる小高瀬莊に屬し、世木村・大枝村(河内志に傳作大)・馬場村の三ヶ村たりしも、明治十八年十二月合併して高瀬村と稱す。舊郷名は和名抄に「茨田郡高瀬」と見ゆるもの是れなり。其の舊莊名に依りて高瀬の里と呼び、高瀬の里を繞れる本地附近の川に高瀬川の名を爲し、高瀬の淀とも呼び、古來歌人をして多く金玉をなさしめし有名な歌枕たり。

- 夫 木 さしのほる高瀬の里のいたつらに通ふ人なき五月雨の頃 衣笠内大臣
- 續古撰 水まさる高瀬の淀の眞菰草はつかに見てもぬるゝ袖かな 殷富門院大輔
- 同 見渡せば末せき分くる高瀬川ひとつに成りぬ五月雨の頃 源 師 光
- 同 かゝりさす高瀬の淀のみなれ棹取あへぬ程に明くる東雲 藤 原 教 雅
- 同 菰枕高瀬の淀にさすさてのさてや戀路にしをれ果つへき 源 家 長
- 同 いくとせか高瀬の淀の菰枕かりそめながら結び來ぬらん 晴 明 法 師
- 新拾遺 こも枕高瀬の淀の鶴船船れなくいく夜かうりさすらん 津 守 國 冬
- 新續古今 うきなのみ高瀬の淀のこも枕かはらぬ中になほや亂れん 藤 原 維 長
- 桂園一枝 菰まくらたか瀬の淀に降る雨の数よりしげく飛ぶ螢かな 香 川 景 樹

都芳三品集

風の音もかほりにけりな白波の数よりしけく飛ぶ登かな

範

宗

高瀬神社

高瀬神社は舊世木村の西北隅字杓井にあり、延喜式内の神社にして天御中主命を祀れり。社記に依れば、聖武天皇の勅願に依りて高瀬里高瀬川の邊に鎮座せり、故に高瀬神社と號す、神殿其の他全備せる大社にして附近十七ヶ村の崇敬する所たりしが、天正年間織田・三好の兵燹に罹りて社殿等悉く烏有となり、後世木・馬場の兩村より社殿を造營して其の産土神たりしと。河内志には當社を「小高瀬莊世木村、今稱八幡」と記せり。明治五年村社に列せらる。境内は貳百八拾八坪を有して老松古杉鬱葱し、本殿・拜殿・繪馬所を存す。氏地は今も舊世木及び馬場の兩村にして、祭日は十月二十三日なり。

大枝神社

大枝神社は舊大枝村の北方字紅雁にあり、創建年月不詳・祭神は譽田別命なり。もと産土神社を稱し、舊大枝村の産土神なり。明治五年村社に列し、同十七年十月廿一日今の社名に改めらる、氏地の名を社名に冠したるなり。境内は參百六坪にして、本殿の外に拜殿を存す。祭日は十月十五日なり。

常稱寺

常稱寺は舊世木村の字川東にあり、高瀬山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正年間僧行基創建四十九院の一にして華嚴宗たりしが、龜山天皇の建治年中一遍上人中興して時宗に改め、後光嚴院は足利義滿に勅して七堂伽藍を經營せしめられ、輪奐の美を極めたりしも、天正年間織田・三好の兵燹に罹りて堂閣悉く灰燼となれり。降て文化年間僧忍證之を再建せり。明治五年本宗に轉じて知恩院末となる。境内は參百拾六坪を有し、本堂兼庫裏・土藏・門及び觀音堂・地藏堂を存す。

貴得庵

寺寶に元和四年七月珠阿彌筆の緣起・一遍上人の文書・舍利壹個・傳春日作佛像壹軀・傳小野篁作佛像壹軀及び樂師如來木像壹軀等あり。樂師如來の木像は後鳥羽院の御宇、待賢門院御懷妊の時御祈願あり、御安産ありしを以て藤原範家を勅使として當寺に安置あらせられたる靈佛にして、往時より秘佛たり。又舍利は聖武天皇の御宇婆羅門僧正の獻上せしを當寺に御附與ありしものなりといふ。貴得庵は舊世木村の同字にあり、大阪市南區難波新地一番町淨土宗鎮西派法善寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文政八年常稱寺三十三世願譽の創建なり。時宗に屬して同寺末たりしも、明治五年淨土宗に轉じて法善寺末となる。境内は壹百貳拾七坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

護念寺

護念寺は舊世木村の字川西にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天文年間加賀國石川郡若松本泉寺の四世實悟來りて當國に住し、永祿八年當寺を建立して本泉寺と稱せしが、文祿三年五世教惠攝津國西成郡天滿樋の上に移りて堂宇を新築し、舊地たる當寺を支坊と爲して護念寺と改稱せり。境内は八百貳拾五坪を有し、本堂・庫裏・書院・鐘樓・太鼓樓・長屋門・藥醫門を存す。

勸正寺

勸正寺は舊大枝村の字堀の内であり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず、元龜三年十一月僧勸正の再建なり、故に同勸正を中興の祖とす。境内は壹百貳拾坪を有し、本堂・庫裏・客間・廊下を存す。

金剛寺

金剛寺は舊大枝村の字辻北にあり、眞宗興正寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。

光明寺

す、寶永七年十一月再建せり。境内は七拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。

光明寺は大枝村の字寺地にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。聖武天皇の御願に依り、僧正行基の創立なりと傳ふ。降て正慶二年本願寺三世覺如法主の嫡子存覺の當國を巡廻せる時、本地の豪族高岡平左衛門なる者之に歸依して妙光と法名し、同寺を修覆して存覺を之に住せしめしが、應安元年三月七日妙光繼ぎて住職となる。天正年中織田・三好の兵亂に遭ひて堂宇焼失し、二十一世宗海に至りて今の堂宇を再建せり。境内は貳百四拾坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

釋迦寺

釋迦寺は舊馬場村の字中道にあり、淨土宗來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は五拾壹坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本光寺

本光寺は舊馬場村の字郷の木にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天文十二年十月僧心現の開基なり。境内は八拾壹坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地村高壹千參百八拾石七斗參升八合の内、舊世木村に屬する五百拾貳石參斗六合は享保七年より徳川氏代官の支配たりしが、天明五年京都所司代戸田因幡守忠寛の役知に轉じ、同七年再び徳川代官の支配となる。又舊大枝村に屬する六百拾五石參斗八升參合は安永七年より徳川代官の支配となり、天明四年京都所司代戸田因幡守忠寛の役知に轉じ、寛政六年再び徳川代官の支配となる。また舊馬場村に屬する貳百五拾參石四升九合は寶曆六年徳川代官の支配となり、天明三年大坂城代(後京都所司代)戸田因幡

守忠寛の役知に轉じ、同八年京都所司代松平和泉守乘完の役知に換り、寛政二年永井日向守直進の預所に移り、天保十年再び徳川代官の支配となる。是に於て三ヶ村とも同一管治に歸し、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなりしも、同六月二十二日大阪府司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八月二日更に堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字東橋波の同十六年二月二十八日西橋波村と兩村聯合となりたるを除きたるものに同じ。

大字寺方

本地は古來茨田郡に屬し、もと五個莊の一たる寺方莊に屬して南寺方・北寺方の兩村たりしが、明治十八年合併して寺方村と稱す。

産須那神社

産須那神社は舊北寺方村の字岩田にあり、菅原道眞を祀れり。創建の年月は詳ならず。元和元年大坂の亂に全村悉く焼失しける時、當社も其の災に罹りしを以て神靈と土中に納めて避難し、記録等も當時亡失して社の由緒等を知るに由なし。寛永元年九月漸く社殿を再建して、前年土中に納めたりし神靈を奉安し、其の後寛延二年五月五條家より同家に於て崇敬ありし道眞の木像を寄せられしを以て社殿に祀れり。明治五年村社に列し、大正四年六月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は四百七拾

報春寺

五坪を有し、本殿の外に幣殿・拜殿を存す。氏地は本地一圓にして、例祭は十月二十五日なり。報春寺は舊北寺方村にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は六拾九坪を有し、本堂・庫裏を存す。

正福寺

正福寺は舊北寺方村にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百九拾四坪を有し、本堂及び庫裏を存す。

辻道寺

辻道寺は舊南寺方村にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は九拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

極樂寺

極樂寺は舊南寺方村にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は九拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

石塔塚

喜左衛門碑
喜左衛門樋

石塔塚は舊南寺方村の西端にあり、里人は之を和泉式部の塚なりと傳ふれども、其の緣由は詳ならず。塚側に復た喜左衛門の碑あり、喜左衛門は喜左衛門樋に依りて其の名を傳ふ。樋は舊南寺方村の東端二島村大字稗島に接し、庭窪村大字大日の八雲樋より發し來れる大庭井路の門眞井路となれる境目にあり。里傳に依れば、樋はもと其の上流なる舊北寺方村沿ひにありしか爲め、其の下方に當れる本地初め舊五箇莊一帶の低地は、霖雨に際すれば停滯せる惡水に樋門より注げる水を加へて耕作物を害し、住民の困難甚しかりしかば、庄屋たりし喜左衛門は之を座視するに忍びず、一身を犠牲に供して

獨斷以て樋門を下流なる今の所に移せり。之が爲め被害の度は減じ、住民は其の惠に浴するに至りしも、其の樋門所在の變更に就ては、關係村民の苦情もありしものなりけん、專斷の處置は官規に觸れ、寛永十二年三月十五日死刑獄門に梟せられしといふ。依て里民は其の恩を忘れざるが爲め、其の樋を喜左衛門樋と呼びて紀念し、毎年三月十五日を以て法要を辻道寺と極樂寺に於て隔年毎に營み、繼續して今に至る。碑は明治十五年三月關係十二ヶ町村民の建設なり。

本地村高壹千八拾四石貳斗七升貳合の内、舊北寺方村に屬する四百七拾九石六斗五升貳合は寶永元年より徳川代官の支配となり、又舊南寺方村に屬する六百四石六斗貳升も寛永十四年より徳川代官の支配たりしが、貞享四年大坂定番遠山主殿頭政亮の役知に轉じ、寶永四年再び徳川代官の支配に歸し、文政十二年大坂城代太田備後守資好の役知に換り、天保六年三たび徳川代官の支配となる。是に於て兩村とも同一管治に歸し、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初の新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に移り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まりて、同四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に歸して、翌三月

五日に兩村とも獨立し、同十七年七月一日第二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	字	舊	石	高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
東橋波	東橋波	五、二六〇	五、二六〇	五、二六〇	五、二六〇	三九	三、三〇〇	三八		
	西橋波	四、六六〇	四、六六〇	四、六六〇	四、六六〇	三二	四、三六八	三六		
高瀬	高瀬	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	六七	一、九七七	五七		
	寺方	一、八四二	一、八四二	一、八四二	一、八四二	六九	一、五三四	六四		
計		三、四六〇	三、四六〇	三、四六〇	三、四六〇	一、八五	一、八三三	二、〇一七	二、五三四	二、九七〇

第三項 諸堤村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、諸口村・横堤村・三島新田の三ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、諸口・横堤の兩村名を交互折衷して諸堤村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて茨田郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬す。後、飛地並に地域變更の爲め、同三十五年七月七日日本村の内壹町壹反九畝貳拾五歩は攝津國東成郡榎本村に轉出し、同村の内壹町壹反壹畝貳拾貳歩を本村に編入し、同月三十一日寢屋川北

岸なる中河内郡北江村の内壹町九反參畝貳拾八歩を復た本村に編入す。

大字 諸口

本地は古來茨田郡に屬し、五個莊の一たる小高瀬莊の内にして、諸口村と稱す。字地に中の茶屋・徳庵といへるあり。徳庵は本地及び今津の出戸たりしが、今も其の一部は東成郡榎本村大字今津に屬し、其の一部の本地に屬するもの即ち此の字地なり。明治三十五年七月七日飛地並に地域變更の爲め、攝津東成郡榎本村大字今津の内八反七畝拾歩を本地に編入す。

南北神社

南北神社は字東原にあり、譽田別命を祀れり。社記に依れば、延久四年三月十五日譽田八幡宮の分靈を勸請せしもの當社の起原なり、後、建武年間楠正成の家來に井賀和泉守源義明なるものあり、徳庵城に據りて當社を祈願所と定め五拾石を寄附せり、其の地は今の神田と稱する字地是れなり。爾來幾多の變遷を経たるも、明治維新前までは領主より毎年貳拾石を御供米として寄附ありしと。明治五年村社に列し、大正元年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳百四拾六坪を有し、本殿の外に幣殿・拜殿・祭器納家・社務所を存す。末社に稻荷神社あり。氏地は本地全部にして、例祭は十月二十二日・春祭は三月十五日なり。

明覺寺

明覺寺は同字にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず、明暦元

圓満寺

年二月僧專學の中興なり。境内は壹百五拾六坪を有し、本堂・庫裏を存す。

圓満寺は同字にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寶曆三年八月二十二日諦觀の開基なり。境内は九拾六坪を有し、本堂・庫裏を存す。

眞宗寺

眞宗寺は字西原にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寶永二年二月五日永順の開基なり。境内は壹百參拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は寛永十年分れて、一部は永井信濃守尙政の領地となり、一部は領主詳ならず。永井氏領は万治元年同族永井伊賀守尙庸に與へ、尙庸の子尙富に至り、貞享四年下野國鳥山城に移りて上地せしも、其の後不詳。元祿十五年全村總て徳川氏代官の支配に歸し、天保三年より京都所司代松平伊豆守信順・同九年同間部下總守詮勝・同十一年同牧野備前守忠雅・同十五年同酒井若狹守忠義・嘉永四年同内藤紀伊守信親・同五年同脇坂淡路守安宅・安政四年同本多美濃守忠民・同五年同酒井若狹守忠義の各役知を経て、文久二年老中牧野備前守忠恭の役知に轉じ、同三年京都所司代稻葉長門守正邦の役知に換り、元治元年同松平越中守定敬の役知となり、明治元年の初め新に御料となりて北條相模守氏恭の當分取締に移り、同六月大阪府司農局の支配に換り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まりて、同四月十三日其の八番組に入り、

同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となりて、同四月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となりて、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月一日第三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字横堤

産須那神社

本地は古來茨田郡に屬し、もと高瀬郷の内にて五個莊の一たる小高瀬莊に屬し、横堤村と稱す。明治三十五年七月七日飛地並に地域變更の爲め、本地の内壹町壹反九畝貳拾五歩は攝津國東成郡榎本村大字今津に轉出し、同時に同村同大字の内貳反四畝拾貳歩を本地に編入す。

圓龍寺

産須那神社は字宮地にあり、譽田別命を祀れり。延文五年九月二十一日男山八幡宮の分靈を勸請せしものなりといふ。明治五年村社に列し、大正三年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は壹百七拾壹坪にして本殿・拜殿・社務所を存す。氏地は本地一圓にして、例祭は十月二十二日・春祭は三月三日なり。

庫裏を存す。

本地は寶永七年より徳川氏代官の支配たりしが、天保三年より京都所司代松平伊豆守信順の役知となり、其の後の領主及び區畫の變遷は、大字諸口に同じ。

大字三島

本地はもと新開池の池床たりしが、寶永元年大坂の人三島屋吉左衛門之が開墾に着手し、同四年竣功して徳川氏代官小堀仁右衛門・同古川武兵衛の檢地を受け、開墾者の屋號を取りて三島新田と稱し、茨田郡に屬す。明治三十五年七月三十一日中河内郡北江村より寢屋川北岸の壹町九反參畝貳拾八歩を本村に編入せられ、其の地は本地を包圍せる所なるを以て、翌三十六年二月五日之を本地に編入せらる。同四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字三島と稱す。字地に二の割といへるあり。

本地は開墾の成りし寶永四年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日史に堺縣の管轄に轉す。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十區に屬し、同七年一月二十二日第二大區二小區に改まりて、同四月十三日其の六番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區二小區

となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同四月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となりて、翌三月五日には一村獨立し、同十七年七月一日第三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	字	舊	石	高	明治八年改正 官租地及別 一日現在人口	明治九年一月 町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
諸	口	七・三〇	八六	七三	八六	九八	八六	九八	九八
横	堤	五五・四二	六五	七五	九六	七三	五三	五三	五三
三	島	一三・九〇	一七	〇五	九	一八・二九	八	八	八
計		一、四三・〇〇	一六・七三	一、三三	一、三三	一九・二六	一、四八	一、四八	一、四八

第四項 古宮村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、下村・安田村・燒野村・濱村の四ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の域内には赤曾根神社といへる古祠あり、世俗稱して古宮と呼べり、依て其の稱を採りて古宮村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて茨田郡所屬たりしが、同二十九年四月一

日北河内郡に屬す。

大字下

本地は古來茨田郡に屬し、もと八個莊の内にして下村と稱す。

淨念寺は字堤足にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百貳拾七坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

淨念寺 專立寺は同字にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百八拾參坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は寶曆三年より大坂城代松平右京太夫輝高の役知たりしが、天明二年徳川代官の支配に歸し、同四年大坂城代戸田因幡守忠寛の役知となり、同八年京都所司代松平和泉守乘寛の役知に換り、寛政元年再び徳川代官の支配に歸し、同二年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十四年三たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初の新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まりて、同四月十三日其の九番組に入り、

同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十六年二月二十八日安田・燒野・濱と四ヶ村聯合し、同十七年七月一日第四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字安田

本地は古來茨田郡に屬し、もと八個莊の内なりしが、當國若江郡安田村の住人刈田友右衛門尉光數なる者、大和川の洪水に依り屢難を蒙れるを以て之を避け、天文二年十一月其の舊臣竹中・久保・鎭西・瀧本・乾及び領地の百姓を合せたる二十二軒を引連れて移住し來り、舊地の村名を用ひて安田村と稱せし所なりといふ。事は載せて圓通寺の舊記にあり。

圓通寺は字堤足にあり、菟田山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明元年菟田善之丞なる者興正寺教豪師の門に入り、山科本願寺蓮如上人の教化を受け、剃髮して願乘と法名し、一字を當所に建立せしもの即ち當寺の起原なり。故に興正寺に屬せしが、明治八年六月西本願寺末に轉せり。境内は壹百四拾八坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は正徳二年より徳川氏代官の支配たりしが、寛政十年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一

圓通寺

年再び徳川代官の支配に歸し、同代官繼承して多羅尾織之助に至る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字下に同じ。

大字 燒野

本地は古來茨田郡に屬し、もと五個莊の一たる寺方莊に屬し、燒野村と稱す。

淨教寺は字寺地にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。明應七年僧專信の開基にて、慶長四年に至りて寺號を公稱せり。境内は壹百四坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は寛文五年より徳川氏代官の支配となり、寛政十年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區一小區内の七番組となりたるの外は、大家下に同じ。

大字 濱

本地は古來茨田郡に屬し、もと高瀬郷の内にして五個莊の一なる小高瀬莊に屬し、濱治村と呼びしが、後、濱村と改稱す。

古宮神社は字赤曾根にあり、譽田別命を祀れり。由緒は詳ならず、もと赤曾根神社と稱し、俗に古

淨教寺

古宮神社

宮と呼べり。明治五年村社に列し、大正三年八月十一日大字下字宮の前の無格者大神社(天照皇)・大字安田字堤足の村社産須那神社(表筒男命・中筒男命・息)を合祀し、大正四年十月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四年七月一日今の社名に改めらる。境内は參百拾貳坪を有し、本殿の外に拜殿・納家を存す。氏地は本村全部にして、例祭は十月二十日なり。

慈恩寺

慈恩寺は字西地にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。延寶八年の頃僧院圓なるもの、創立にて、貞享元年より寺號を公稱せり。境内は壹百八坪を有し、本堂・庫裏・納家・門を存す。

宗圓寺

宗圓寺は字北地にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天保六年九月六日僧宗圓の開基なり。境内は壹百九拾七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は明暦二年より徳川氏代官の支配たりしが、文政二年京都所司代松平和泉守乘寛の役知に轉じ、天保九年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區一小區内の八番組に入りたるの外は、大字下に同じ。

大字	石高	明治八年改正	明治九年一月一日現在人口	町村制施行當時の反別	町村制施行當時の人口	大正元年三月末日現在人口	大正九年十月一日國勢調査の人口
下	三〇、二〇〇	三〇、二〇〇	三〇、二〇〇	三〇、二〇〇	三〇、二〇〇	三〇、二〇〇	三〇、二〇〇
安田	三三、七〇〇	三三、七〇〇	三三、七〇〇	三三、七〇〇	三三、七〇〇	三三、七〇〇	三三、七〇〇
燒野	三三、七〇〇	三三、七〇〇	三三、七〇〇	三三、七〇〇	三三、七〇〇	三三、七〇〇	三三、七〇〇

演	七五・三六〇	五五・九〇一	一一・一七三	一一・九三三	一〇・八二
計	一、五五・三二〇	三三・五二〇七	一、九三三	二四三・八三三	一、九三三
					二、〇〇八

第五項 門真村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、門真村・桑才村の兩村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、門真村は往時の門真莊なるに依り、其の名を探りて門真村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて茨田郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬す。

大字 門真

本地は古來茨田郡に屬し、もと門真莊にして門真一番上村・門真一番下村・門真二番村・門真三番村・門真四番村の五ヶ村なりしが、明治十九年四月合併して門真村と改稱す。門真一番上村・同下村はもと門真一番村と稱して一ヶ村たりしも、後、分れて上下の二ヶ村となり來りしものなり。其の部落の一番より四番までに分たれて村名を爲したるは、新墾の地たるに依れるならんか。舊一番上村に

は古橋・福所、同三番村には小路・宇治、同四番村には十軒町・堂脇・南脇・北脇といへる字地を存し、其の字古橋は往時古橋ありて一に板戸橋とも呼ばれ、在原業平は其の地を逍遙して左の歌を詠せしとなん里傳せり。

河内なる板戸の橋の違ければ行末近き高安の里

八阪神社は舊一番上村の字古前にあり、素盞鳴命を祀れり。創建の年月は詳ならず、明治五年村社に列せらる。境内は壹百七拾壹坪を有し、本殿の外に拜殿及び繪馬舎を存す。氏地は舊一番上村・同一番下村にして、祭日は十月十五日なり。

門真神社は舊四番村の字中畔にあり、素盞鳴命を祀る。創建の年月は詳ならざれども、もと南宮・中宮・北宮の三社ありて、當社は其の中宮たりしといふ。文祿三年片桐東市正且元の檢地ありし際より、社地の四畝拾貳歩は除地たり、明治五年村社に列し、同四十一年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。今の境内は參百拾參坪を有し、本殿の外に拜殿・神饌所・神輿庫・社務所を存し、末社に菅原神社・稻荷神社あり。氏地は舊三番村・同四番村にして、例祭は十月十六日なり。

天神社は舊二番村の字宮地にあり、少彦名命・菅原道眞を祀れり。創建の年月等は詳ならず。明治五年村社に列し、同四十一年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳百六拾四坪を有し、本殿の外に拜殿・神饌所・神器庫・社務所を存し、末社に稻荷神社あり。氏地は舊二番村・同三番村にし

て、例祭は十月十七日なり。

壽命院

壽命院は舊門眞一番上村の字寺地にあり、法輪山と號し、眞言宗仁和寺末にして地藏菩薩を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百五拾五坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に辨財天堂・吒枳尼天堂あり。

超願寺

超願寺は舊門眞一番上村の字西垣内にあり、光明山と號し、眞宗大谷派願得寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は九拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

願得寺

願得寺は舊門眞一番上村字古橋にあり、光明山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本尊は恵心僧都の作と傳へらる。もと古橋御坊と呼び、文明十年三月本願寺八世蓮如上人の眞宗念佛弘通の爲めに建てられたる道場なりしが、同十一世顯如上人の時に至り、天文元年蓮如上人の十男法印權大僧都實悟に附與せられて、實悟僧都の住する所となり、實悟僧都は永祿年中に至り加賀國劔村(今の石川郡鶴來村)なる蓮如上人創立の光明山願得寺を移して、光明山願得寺と稱し、清澤を姓とせり。清澤の姓は加州劔村の舊地に清き澤のありしに因めりといふ。故に同實悟僧都を以て當寺開基第一世とす。同僧都は是れより先き同郡土居村に土居坊を開きたりしが、其の同郡世木村に加州若松郷より本泉寺を移して再興せしも當時のことならん。かくて當寺は正親町天皇の御宇に至り、天正四年二月八日本願寺正院家の寺格を勅賜あらせらる。石山戰亂に際し和州・能州等の所々に轉住したりしが、後土居坊に隱居し、同十一年十一月同坊に逝けり、室は前右大臣公藤公の女、法名公周尼なり。二世顯悟は

其の所生(實悟の女男)にして、當時多く石山本願寺にありしが、同十七年三月遂に法難の爲めに燈れ、織田氏の兵は其の首を野江里に梟しけるに、當寺の門徒兩三名は相謀りて夜陰に乗じ、窺に之を盗み歸りて山内に隱匿せりといふ、其の頭蓋骨は今に残りて當寺寶物の一に數へらる。嫡男兼明三世となり、四世兼秀・五世兼瑛・六世兼晴・七世兼海・八世兼性・九世兼超・十世兼遍・十一世朝賢・十二世兼朝・十三世達英を経て今の十四世勝兼師に至る。代々清華の猶子として堂上家と屢婚を通じ、近く十三世達英は西園寺賞季公の女和子の所生にして、同家の養女專子(實は有栖川宮家の姫君)を迎へて室と爲し、以て現住勝兼師を生めり。其の本願寺の一族たるを以て、從來大谷派五ヶ寺の一に定められて中本山格たりしが、明治後中本山制度の廢せらるゝに及びて末寺となる。境内は壹千四百四拾參坪を有し、本堂・廣間・次之間・玄關・茶所・居間・鐘樓・太鼓樓・門等相連り、外に小松房ありて阿彌陀佛を安置せり。本堂は拾間に拾壹間の寢殿造様式にして、もと徳川氏より伏見城の一部を寄進せられたる山門を有したりしが、其の門扉の一片は今に残れり。毎年十一月六日より三晝夜に亘りて報恩講執行の際には、往時より遠近の信徒群參するを例とす。明治初年の混亂と同十八年の大洪水に際して、寺寶の多くを破損流失したるも、尙殘存せるもの少からざるが内に、其の重なるものを擧ぐれば、傳聖徳太子作阿彌陀如來立像・源空上人筆來迎阿彌陀如來畫像・祖師上人頂骨・親鸞上人繪傳・蓮如上人作親鸞上人木像・同上人作木彫自像・同上人自畫自讚眞影・同上人消息、及び豊臣秀吉の制札等なり。

古橋城址

舊門真一番上村の字古橋は古橋城のありし所ならんも、今其の址なりと傳ふるものなし。城は元龜元年七月三好衆の攝州野田・福島に築きて據れるに際し、畠山次郎昭高衆及び左京太夫三好義次衆の三百餘人立籠りて信長方に應援したる所にして、三好衆の四國勢に攻められて打負け、城兵二百餘人討死せしといふ。

教安寺

教安寺は舊門真二番村にあり、真宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百九拾六坪を有し、本堂・庫裏を存す。

願乗寺

願乗寺は舊門真二番村にあり、真宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百拾六坪を有し、本堂・庫裏を存す。

黄梅寺

黄梅寺は舊門真三番村の字寺内にあり、丹遊山と號し、曹洞宗天徳寺末にして聖觀世音を本尊とす。本尊聖觀音の像は役小角の自刻せしものなりといふ。天文十五年足利義輝の創建にして、後、星霜を経て荒廢しけるを、明和二年大坂の住人大橋吉左衛門なる者之を再興せり。境内は貳百九拾四坪を有し、本堂・土藏・藥醫門を存す。外に地藏堂あり。

道德寺

道德寺は舊門真三番村字宇治にあり、真宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は七拾八坪を有し、本堂・庫裏を存す。

即念寺

即念寺は舊門真三番村字小路にあり、真宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。

信行寺

境内は壹百參拾八坪を有し、本堂・庫裏を存す。
信行寺は舊門真三番村字小路にあり、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならずれども、もと真言宗なりしが、文明九年に至りて真宗に轉せり。境内は六拾參坪を有し、本堂・庫裏を存す。

茨田眞手御宿の址

舊門真三番村の字小路は、江家次弟の齋主難波祓の路程に見ゆる河内茨田眞手御宿所のありし所なりといふ。其の址といへるは東西拾參間・南北拾四間・廣さ壹百五拾八坪の地にして、河内志にも「眞手宿所在門真三番村、江家次弟所謂河内茨田眞手御宿所即是」と記せり。然れども今は田圃となりて、其の事蹟も亦明ならず。

散 木 思ひきや憂かりし潮を過こし來て今日まで人に見えん物とは

舊門真三番村の北方に細屋と呼べる字地あり、東西八間・南北拾貳間・廣さ九拾六坪なり。傳へいふ、同所は今の豊野村大字秦宇神樂田に鎮座せる式内細屋神社の舊址なりと、其の當所より移轉したる年月は詳ならずれども、延喜式に同社は茨田郡に載せられ、且現在鎮座地にありて其の氏神たらざるより考ふれば、當所は傳ふるが如く同社の舊址ならんか。

淨徳寺は舊門真四番村字堂脇にあり、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百八拾參坪を有し、本堂・庫裏を存す。

細屋神社の址

淨徳寺

西方寺

西方寺は舊門眞四番村字北脇にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正元年四月十日武田信玄卒し、其の臣馬場美濃守なるもの本地に來りて農となり、名を馬場孫八と改め、深く佛法に歸依して吹誓と法名し、當寺の建立に着手して文祿二年竣工し、淨土宗佐太來迎寺の末となりしが、後三十一年を経て、寛永四年正月二十一日地震の爲めに倒壊せしかば、馬場孫左衛門大に之を歎じ、慶安三年再興すると共に西眞と法名し、眞宗に轉じて東本願寺末となる。然るに寶曆四年正月元旦の夜大火の爲めに堂宇灰燼と化し、同十一年馬場義觀之を再建し、大正四年三月十八日更に現在の本堂・庫裏を新築せり。境内は九拾四坪なり。

專隆寺

專隆寺は舊門眞四番村字北脇にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百九拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本乘寺

本乘寺は舊門眞一番下村字西浦にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百拾五坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地村高は參千四百六拾壹石七斗貳升七合にして、其の舊村別を記す。ば、四百五拾六石八斗四升貳合は一番上村、四百參拾八石八斗五升貳合は一番下村、九百五拾四石壹斗八升七合は二番村、七百五拾八石九斗四升五合は三番村、八百五拾貳石九斗壹合は四番村所屬なり。舊一番上村は元和年間より村高の内、其の參百石は菊亭家の領地となりて同家世襲し、明治元年五月二十四日の公布に依りて

大阪府司農局の支配となる(土地は三)。又其の壹百五拾六石八斗四升貳合は徳川氏代官の支配たりしが、爾後不詳。寛政十二年大坂城代松平右京亮輝和の役知となり、享和元年再び徳川代官の支配に歸し、文政十二年大坂城代太田備後守資好の役知に轉じ、天保六年同土井大炊頭利位の役知に換り、同九年三たび徳川代官の支配に歸す。又舊一番下村は寛永十年より永井信濃守尙政の領地となり、萬治元年同族永井伊賀守尙庸に與へ、尙庸の子尙富に至り貞享四年下野國鳥山城に移りて上地し、元祿元年徳川氏代官の支配となり、天保三年大坂城代松平伊豆守信順の役知に轉じ、同九年再び徳川代官の支配に歸す。又舊二番村は享保六年より徳川氏代官の支配たりしが、村高の内四百八拾貳石貳斗貳升貳合九才は文政九年大坂城代松平伯耆守宗發の役知たりしも、天保二年上地して徳川代官の支配に歸す。又舊三番村は貞享三年より徳川代官の支配たりしが、寛政十二年大坂城代松平右京亮輝和の役知に轉じ、享和元年再び徳川代官の支配に歸し、文政十二年大坂城代太田備後守資好の役知に轉じ、天保六年同土井大炊頭利位の役知に換り、同九年三たび徳川代官の支配に歸す。又舊四番村は貞享三年より徳川氏代官の支配たりしが、天保三年村高の内壹百八拾八石參斗七升九合は大坂城代松平伊豆守信順の役知に移りしも、同九年上地して再び徳川代官の支配となる。同代官支配となりし村高參千壹百六拾壹石七斗貳升七合は、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配となる。是に於て舊五ヶ村は總て同一管治に

歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉す。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年五月舊五ヶ村とも河内國第九區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まりて、同四月十三日一番上村・同下村・二番村は其の四番組、三番村・四番村は其の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月七日枚方郡役所部内となり、同四月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となりて、翌三月五日には各村とも獨立し、同十七年七月一日第九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 桑才

本地は古來茨田郡に屬し、桑才村と稱す。
 本地は寛永五年より徳川氏代官の支配たりしが、文化元年大坂城代青山下野守忠祐の役知に轉じ、天保六年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同年六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉す。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第九區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まりて、

同四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月第一日五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	桑才	計
門 眞	三、六二〇・七七〇	三、六二〇・七七〇
桑 才	七、五七〇	七、五七〇
計	一、一三〇	一、一三〇
明治八年改正 有用地反別	三、六二〇・七七〇	三、六二〇・七七〇
明治九年一月 一日現在人口	二、二二二	二、二二二
町村制施行 當時の反別	四、五〇六・三三三	四、五〇六・三三三
町村制施行 當時の人口	二、四九九	二、四九九
大正元年三月 末日現在人口	三、〇四五	三、〇四五
大正九年七月一日 國勢調査の人口	三、三三三	三、三三三

第六項 二島村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、稗島村・三つ島村の兩村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、兩村とも其の名稱に島の字あるに依り、二島村と名づけて、兩村は其の大字となり、舊に依りて茨田郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬す。

大字 稗島

本地は古來茨田郡に屬し、もと五個莊の一たる稗島莊にして、後稗島村と稱す。

成覺寺は字城屋敷にあり、若松山と號し、眞宗東西兩本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は天和三年より徳川氏代官の支配たりしが、享和元年大坂城代青山下野守忠祐の役知に轉じ、天保六年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まりて、同四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同四月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月一日第五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 三つ島

三島神社

本地は古來茨田郡に屬し、もと八個莊の内にして三つ島村と稱す。字地に上及び下といへるあり。三島神社は西北字正路にあり、天照皇大神・素盞鳴尊・大己貴尊を合祀せり。創建の年月は詳ならず。もと山王權現と稱せしが、明治三年四月今の社名に改む。明治五年郷社に列し、同月四十一年八月二十一日大字稗島字堤下の村社堤根神社(天照皇大神)を合祀し、同四十二年八月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳百七拾參坪を有し、本殿の外に廊下・拜殿・神饌所・繪馬堂を存す。氏は本地一圓にして、例祭は十月二十二日に行はる。老楠壹株あり、周圍四丈六尺・高さ七丈、孫枝旁柯鬱葱として社頭を蔽ひ、名づけて薰蓋樟といふ。樹下に一碑あり、高さ四尺餘にして、左少將有文の歌を鐫せり。

村雨のあまやとりせし唐土の松におとらぬ櫛々此のくす

四稱寺

四稱寺は字堤根にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は九拾七坪を有し、本堂・庫裏を存す。

安通寺

安通寺は字小路にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百四拾六坪を有し、本堂・庫裏・廊下を存す。

本地は寛永元年より徳川氏代官の支配たりしが、寛文二年より大坂城代青山因幡守宗俊・延寶六年より同太田攝津守資次・貞享元年より同土屋相模守正直・元祿元年より同松平因幡守信興の各役知を経

て、同五年再び徳川代官の支配に歸し、寛政十二年大坂城代松平右京亮輝和の役知に換り、享和元年三たび徳川代官の支配に歸し、文政二年京都所司代松平和泉守乘寛の役知に轉じ、天保九年四たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區一小區の九番組に入りたるの外は、大字神島に同じ。

大	字	石	高	明治八年改正	明治九年一月一日現在人口	町村制施行	町村制施行	大正元年五月一日現在人口	大正九年十月一日國勢調査の人口
				有租地反別	一日現在人口	町村制施行	町村制施行	未日現在人口	國勢調査の人口
神	島	一、五七〇	一、七三六	一、七三六	一、七三六	一、七三六	一、七三六	一、七三六	一、七三六
三	つ	七、八〇〇	一、二五九	一、二五九	一、二五九	一、二五九	一、二五九	一、二五九	一、二五九
計		九、三七〇	二、九九五	二、九九五	二、九九五	二、九九五	二、九九五	二、九九五	二、九九五

第七項 南郷村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、御領村・太子田村・氷野村・赤井村・諸福村・新田村の六ヶ村を合併して一村を設け、各村は舊八箇莊の内にして南郷の稱ありしに依り、其の舊稱を採りて南郷村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて茨田郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬し、同三十三年三月二十六日飛地並に地域整理の爲め、本村の内參町七反參畝拾壹歩は住道村に轉出し、同村の内壹町七反八畝六歩を本村に編入す。

大字 御領

本地は古來讃良郡に屬し、もと八箇莊の内にして、御領村と稱す。明治十九年四月二十二日茨田郡所に屬轉す。

菅原神社

羅神社

西福寺

菅原神社は字仲の坪にあり、菅原道眞を祀れり。創建の年月は詳ならず、明治五年村社に列せらる。境内は壹百五拾五坪にして、本殿・拜殿を存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十月二十日なり。

羅神社は字法寺にあり、羅神を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は壹百六拾八坪を有し、本殿のみを存す。信徒は本地人にして、祭日は前社と同じく十月二十日なり。

西福寺は辻岡山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百九拾參坪を有し、本堂・庫裏・玄關・門を存す。

本地は延寶六年より大坂城代太田攝津守資次の役知たりしが、貞享元年同土屋相模守政直の役知に轉じ、元祿元年同松平因幡守信興の役知に移り、同五年徳川氏代官の支配に歸し、寛政二年永井日向守直進の預所に移り、天保十一年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初の新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同年正月二十日河内縣の管轄に換り、同八月二日更に堺縣の管轄に轉す。而し

て同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第四區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まりて、同四月十三日其の十一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十六年二月二十八日十三ヶ村聯合し、同十七年七月一日第三十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 太子田

本地は古來讀良郡に屬せしが、明治十九年四月二十二日茨田郡に屬す。もと八個莊の内にして太子田村と稱す。字地に堤原といへるあり。明治三十三年三月二十六日飛地并に地域の整理に依り、本地の内壹町參反參畝貳拾參歩は住道村大字中村に轉出し、同村同大字の内七反七畝貳拾四歩を本地に編入せらる。

大神社は字堤原にあり、天照皇大神を祀れり。由緒は詳ならず、明治五年村社に列せらる。境内は貳百四坪にして、本殿・拜殿を存す。氏地は本地一圓にして、祭日は七月二十日なり。

明福寺は同字にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は七拾六坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

大神社

明福寺

本地は寛永元年より徳川氏代官の支配たりしが、寛文二年大坂城代青山因幡守宗俊の役知に轉じ、延寶六年同太田攝津守資次の役知に換り、貞享元年同土屋相模守政直の役知に移り、元祿元年同松平因幡守信興の役知に屬し、同五年再び徳川代官の支配に歸し、寛政五年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年三たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十七年七月一日第三十戸長役場の管理區域となりたるの外は、大字御領に同じ。

大字 氷野

本地は古來茨田郡に屬し、もと八個莊の内にして赤江村と稱せしが、後、江を井に改めて赤井と書せり。萬治元年分れて赤井村・氷野村の兩村となる、本地は其の一なり。明治三十三年三月二十六日飛地并に地域の整理に依り、本地の内壹町參反參畝七歩は住道村大字灰塚に、八畝貳拾七歩は同村大字中村に轉出す。村名は氷連の居りしより起れるの稱ならんか、氷連は姓氏録河内國神別に「氷連、石上朝臣同祖、饒速日命十世孫伊己灯宿禰之後也」と見ゆるもの是れなり。

北野神社は字宮の前にあり、菅原道眞を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は壹千七拾坪を有し、老楠雜木繁茂し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地及び大字赤井にして、祭日は十月二十日なり。

北野神社

本念寺は字ホンネン寺にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天文五年八月道欽といへるもの本願寺證如法主の徒弟となり、一字を創立せしもの即ち當寺にして、正福寺と號せしが、慶長年間に至りて東本願寺に屬し、今の寺名に改稱せり。境内は壹百六拾五坪を有し、本堂・庫裏・太鼓樓・門を存す。

本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年同族の麾下永井外記尙春に與へ、延寶八年尙春の子尙音之を上地し、天和元年より徳川氏代官の支配に移り、安永七年大坂城代牧野備後守貞長の役知に轉じ、寛政元年再び徳川代官の支配に歸し、同十年永井日向守直進の預所に屬し、天保十一年三たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まりて、同四月十三日其の十一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十六年二月二十八日十三村々聯合し、同十七年七月一日第六戸長役場の管轄區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 赤井

本地は古來茨田郡に屬し、もと八個莊の内にして赤江村と稱せしが、後、江を井に改めて赤井と書せり、萬治元年分れて氷野・赤井の兩村となる、本地は其の一なり。明治三十三年三月二十六日飛地并に地域の整理に依り、本地の内九反七畝拾四歩は住道村大字灰塚に轉出し、同村大字中村の内壹町參畝拾貳歩を本地に編入せらる。

泉勝寺は眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百四拾七坪を有し、本堂・向拜・庫裏・座敷・廊下を存す。本堂・向拜・座敷・廊下は大正四年五月二十三日、庫裏は同年九月八日落成の再建なり。

本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年同族麾下伊賀守尙庸に與へられ、尙庸の子尙富貞享四年下野國鳥山城に移りて上地し、元祿元年より徳川氏代官の支配に移り、安永七年大坂城代牧野越中守貞長（後、京都所司代・老中たり）の役知に轉じ、寛政元年再び徳川代官の支配に歸し、同十年永井日向守直進の預所に屬し、天保十一年三たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字氷野に同じ。

大字 諸福

本地は古來茨田郡に屬し、もと八個莊の内にして、諸福村と稱す。字地に松ヶ坪及び堤添といへるあり。

勿入淵

勿入淵は西方にあり、廣さ四百五拾坪許なり、土俗呼んで内助淵といふ、蓋し「ナイリツ」の訛ならん。以前は東方に千町淵と呼べるありしも、今は田圃となりて千分と字せり、復た勿入淵の一部にして、古の草香江の一部の残りしものならん。南遊紀行には「内助か淵は大池なり、ふかうの池の西南にあり、ふかうの池とは別也、方八町ばかり有、蓮多く魚多し、三ヶより漁人行て採る、又其の邊にも漁家少あり」と記すれば、元祿二年の頃までは其の廣かりしを知るべし。今は小池となりたれども、夏季には蓮花紅白妍を競ひ、清香甚だ擲すべし。

枕草紙

淵にけいりその淵、誰ににいかなる人の教へしならん、

千

首

つれなくは身を沈めんとかこつ夜のそなたの月よないりその淵

爲

尹

菅原神社

菅原神社は字堤添にあり、菅原道眞を祀れり。由緒は詳ならず。もと産土神社と稱せしが、明治五年村社に列し、同年三月今の社名に改めらる。境内は四百六拾八坪を有し、老樹雜木鬱葱し、本殿・拜殿を存す。末社に齒神社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は十月二十五日なり。

勝福寺

乘得寺

欣淨寺

勝福寺は同字にあり、水月山と號し、曹洞宗天徳寺末にして十一面觀世音を本尊とす。慶長元年本地の住人東治左衛門法名嶮峰なるもの當寺を創立して、天徳寺の秀曇和尚の法弟大運玄徹を住持たらしめし所なりといふ。境内は壹百貳拾九坪を有し、本堂兼庫裏・鐘樓堂を存す。外に不動堂あり。乘得寺は同字にあり、法報山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百四拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。

欣淨寺は同字にあり、西谷山眞樹院と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は八拾六坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は寛永元年より徳川氏代官の支配たりしが、寛文二年大坂城代青山因幡守宗俊の役知に轉じ、延寶六年より同太田攝津守資次・貞享元年より同土屋相模守政直・元祿元年より同松平因幡守信興の各役知を経て、同五年再び徳川代官の支配に歸し、寛政二年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年三たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區一小區内の十番組となりたるの外は、大字氷野に同じ。

大字 新田

本地は古來茨田郡に屬し、もと八個莊の内にして、新田村と稱す。

大神社

大神社は字五歩にあり、大山咋命を祀れり。由緒は詳ならず。もと産土神社と稱せしが、明治五年三月今の社名に改稱し、同年村社に列せらる。境内は壹百參拾坪にして松楠の古木鬱葱し、本殿・拜殿を存す。末社に福島神社・稻荷神社あり。氏は本地一圓にして、祭日は十月二十日なり。

本教寺

本教寺は同字にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百五拾壹坪を有し、本堂・庫裏・廊下を存す。

本地は寛永元年より徳川氏代官の支配たりしが、寛文二年大坂城代青山因幡守宗俊の役知に轉じ、延寶六年同太田攝津守資次の役知に換り、同七年以後不詳。天明三年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區一小區内の十番組となりたるの外は、大字氷野に同じ。

大字	石高	明治八年改正 有地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
御領	三九、五〇〇	四、六八八	三、八	五、九一四	三、一	三、一	
太子田	二、二八〇	一、八二九	三〇八	三、七三二	二、五	二、五	
氷野	五、三三〇	四、三二四	五二二	六、八六四	五、三	五、三	
赤井	三、七二〇	三、〇二四	四〇七	六、四〇六	四、五	四、五	
諸福	四、八〇〇	六、〇一五	七九	七、三三三	八、〇	八、〇	
新田	八、五〇〇	九、〇七九	五九六	一〇、二〇六	六、〇	六、〇	

計

一、二七、六〇〇

一三、〇三二

二、七五七

三三、二二二

二九、〇二

三三、五三三

三、一七

第八項 四宮村

本村は明治十二年四月一日町村制の施行に際し、上島頭村・下島頭村・巢本村・岸和田村・上馬伏村の六ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の域内には四個の村社あるに依り、其の意を採りて四宮村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて茨田郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬す。

大字 上島頭

本地は古來茨田郡に屬し、もと八個莊の内にして、上島頭村と稱す。字地に堤脇・西脇・市場・馬洗・中村といへるあり。

産須奈神社は西北字宮地にあり、菅原大神を祀れり。創建の年月は詳ならず。社殿は享和年間に再建し、後天保年間代官小堀主税及び大坂城代太田備後守の分轄當時に復た造營せらる、現在の社殿即ち是れなり。明治五年村社に列せらる。境内は六百五拾九坪を有し、本殿の外に拜殿・神饌所を存し、

産須奈神社